

平成28年度補助金等一覧表

連番	所属	区分	名称	28年度予算	性格	交付先名称等	一次評価	備考
7	地域振興部	負担金	旭川街あかり実行委員会負担金	14,000	事業費補助	旭川街あかり実行委員会	継続	過去外部評価なし
23	市民生活部	負担金	バーサーロペット・ジャパン開催負担金	30,000	事業費補助	バーサーロペット・ジャパン組織委員会	継続	H24評価未対応 過去外部評価なし
24	市民生活部	負担金	旭川ハーブマラソン開催負担金	10,000	事業費補助	旭川ハーブマラソン実行委員会	継続	過去外部評価なし
38	福祉保険部	補助金	旭川市社会福祉協議会運営費補助金	48,000	事業費補助	社会福祉法人旭川市社会福祉協議会	継続	H24評価未対応
48	福祉保険部	補助金	障害者相談支援事業補助金	17,268	事業費補助	(福)あかしあ労働福祉センター、NPO法人ベネッセ	継続	過去外部評価なし
55	福祉保険部	補助金	旭川市高齢者いこいの家運営費補助金	32,442	運営費補助	高齢者いこいの家運営委員会	見直し	H24評価未対応
58	福祉保険部	補助金	旭川市長寿社会生がいきいき振興事業補助金	11,907	運営費補助	高齢者の社会参加や生きがいづくりを実施する団体(社会福祉法人旭川市社会福祉協議会、特定非営利活動法人カタクリの会)	継続	H24評価未対応
74	子育て支援部	補助金	旭川市特定不妊治療費補助金	63,350	個人等への補助	個人	継続	過去外部評価なし
76	子育て支援部	補助金	旭川市私立幼稚園幼児教育推進補助金	12,901	事業費補助	市内に私立幼稚園を設置する学校法人	継続	過去外部評価なし
98	環境部	補助金	再生資源回収奨励金	45,000	事業費補助	再生資源回収活動を実施する市民団体	継続	過去外部評価なし
99	環境部	補助金	浄化槽設置整備事業補助金	17,082	個人等への補助	浄化槽の設置を行う個人	継続	過去外部評価なし
102	経済観光部	負担金	北の恵み食べマルシェ開催負担金	50,000	事業費補助	北の恵み 食べマルシェ実行委員会	継続	過去外部評価なし
103	経済観光部	負担金	旭川まちなかマネジメント協議会負担金	38,300	事業費補助	旭川まちなかマネジメント協議会	継続	過去外部評価なし
107	経済観光部	負担金	デザインギャラリー及びビジョン館管理負担金	14,319	運営費補助	旭川デザイン協議会	継続	過去外部評価なし
112	経済観光部	負担金	あさひかわ観光誘致宣伝協議会等負担金	13,000	事業費補助	あさひかわ観光誘致宣伝協議会	継続	過去外部評価なし
114	経済観光部	負担金	旭川冬まつり開催負担金	51,500	事業費補助	旭川冬まつり実行委員会	継続	過去外部評価なし
165	経済観光部	補助金	旭川市工業等振興促進条例に基づく助成金	226,772	個人等への補助	市内に工場等を新増設する者	継続	過去外部評価なし
173	経済観光部	補助金	コンベンション誘致活動運営補助金	17,450	事業費補助	(一社)旭川観光コンベンション協会	継続	過去外部評価なし

平成28年度補助金等一覧表

連番	所属	区分	名称	28年度予算	性格	交付先名称等	一次評価	備考
197	農政部	補助金	生産基盤改善促進事業助成金	10,000	事業費補助	農業協同組合(市内4農協)	継続	過去外部評価なし
216	建築部	補助金	住宅雪対策補助金	20,000	個人等への補助	個人等	継続	過去外部評価なし
220	建築部	補助金	住宅改修補助金	20,000	個人等への補助	個人等	見直し	過去外部評価なし

平成28年度補助金等評価表

1 補助金の概要

補 助 金 名 称	旭川街あかり実行委員会負担金									
補 助 金 の 性 格	団体への補助(事業費補助)					始期	H7		終期	-
予 算 事 業 名	街あかり推進費					(事業コード新/旧)		071112/072103		
所 管 部 署	地域振興 部		都市計画 課		地域計画景観 係		電話番号		5551	
交付先(団体、個人等)	旭川街あかり実行委員会									
交付目的	(対象) 誰、何に対して		市中心部のイルミネーション等(旭川街あかりイルミネーション)							
	(意図) どういう状態にしたい		市内企業等による寄付金だけでは実施不可能なイルミネーション等の点灯を、負担金交付により実現し、魅力ある夜間景観の創出する。							
対象事業等の内容	市中心部の各通り(緑橋通、買物公園・7条緑道、昭和通、旭橋通、ロータリー)に市と沿道企業等で構成する実行委員会を組織し、毎年樹木等のイルミネーション等を実施。									
積算方法	電気料金×1／2以内+(事業費+事務費)×9／10以内+事務局費									
事業量指標と過去5年間の実績	① 点灯か所(通り)数					② 主要な通りの点灯日数				
	単位:か所					単位:日				
	H23	H24	H25	H26	H27	H23	H24	H25	H26	H27
	5	5	5	5	5	77	77	73	92	100
成果指標と過去5年間の実績	① 中心部の歩行者数					②				
	単位:人					単位:				
	H23	H24	H25	H26	H27	H23	H24	H25	H26	H27
					130,407					

2 収支状況等

単位:千円

		平成24年度(決算)	平成25年度(決算)	平成26年度(決算)	平成27年度(決算)	平成28年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	前年度繰越	748	539	10	284	125
	市補助金	8,750	11,900	12,600	14,000	14,000
	寄付金等	1,981	2,220	2,307	2,291	2,100
	雑収入	154	147	203	165	165
	その他					
	収入合計	11,633	14,806	15,120	16,740	16,390
	市補助率(%)	75.2%	80.4%	83.3%	83.6%	85.4%
市負担額	支出合計	11,094	14,796	14,836	16,616	16,780
	うち食糧費、交際費					
	次年度繰越	539	10	284	125	
	一般財源	8,750	11,900	12,600	14,000	14,000
	特定財源					
	人件費					
	正職員	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
適格性	臨時・嘱託	2,203	2,201	2,212	2,154	2,136
	その他事務費					
	合計	10,953	14,101	14,812	16,154	16,136
	受益対象者数	1	1	1	1	1
補助金単位コスト(単位:円)		10,953,000	14,101,000	14,812,000	16,154,000	16,136,000
適格性		◆会計処理が適正 ◆事業内容等と補助目的と整合性有 ◆決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当総会において、監査報告している。また、経理に関して、事業年度の中間時に報告を求め、事務処理の適正を確認、事業完了時は帳簿などの収支に関する書類も確認し、適正に処理されている。				

※人件費(正職員分)は平成24年度7,344千円、平成25年度7,337千円、平成26年度7,374千円、平成27年度7,183千円、平成28年度7,122千円で計算すること。

3個別項目に対する評価

項目	チェック項目	評価
1補助金交付基準との適合性	(1)対象経費 ◆ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外 ◇ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外 ◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象 ◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	■ 合致する □ 概ね合致する □ 合致しない
	(2)受益者負担 ◆ 適正な負担を設定 ◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定 ◇ 上記以外	■ 合致する □ 合致しない
	(3)補助率の参考基準 ◇ 団体 1/2以内 ◇ 個人 1/3以内 ◇ 個人等に対する利子補給 .5%以内 ◆ 上記以外	□ 合致する ■ 合致しない
	(4)見直し期間 ◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。) ◇ 奨励目的の補助、終期を設定 ◆ 終期未設定で、補助継続4年以上	□ 有(4年未満) □ 有(4年以上) □ 継続4年未満 □ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外) ■ 同一団体補助だが、見直し設定していない □ 奨励目的補助だが、終期を設定していない
	(5)交付規程(支出根拠) ◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅 ◇ 上記以外	■ 合致する □ 合致しない
	(6)支出を証する書類の添付 ◇ 実績報告時、支出証拠書類提出有 ◇ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施 ◆ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。 ◇ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの) ◇ 上記以外	□ 合致する(※左欄2項目とも適合) ■ 概ね合致する □ 合致しない
2公益性	◆ 不特定多数の市民に直接・間接的に効果が行きわたっている ◇ 総合計画の重点施策の推進に寄与している ◇ 民営化、自立化の余地がない ◇ 上記以外	■ 公益性が高い □ 公益性が高いとは言えない
3必要性	◇ 設定した事業量指標が上向いている ◇ 廃止・縮小すると市民生活に大きな影響を及ぼす ◆ 補助事業に類似したサービス等を提供する団体等がない ◇ 厳しい財政状況の中、他の事業と比較しても優先的に進めていくべき施策である ◇ 上記以外	■ 必要性が高い □ 必要性が高いとは言えない
4効果	◇ 設定した成果指標が上向いている ◆ 市民アンケート等、客観的な評価を得ている ◇ 対象者が増加するなど、時代のニーズを捉えている ◇ 費用対効果が大きい ◇ 上記以外	■ 効果が高い □ 効果が高いとは言えない
5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由、及び「公益性」「効果」「必要性」において上記チェック項目以外で評価すべき項目があれば、記載し説明すること。 (3)補助率の参考基準:本業務は、本市の旭川街あかり計画に沿って民間に協力を得て実施されている。本市も事業主体であることから本基準にはなじまない。	

4平成24年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補助金名称(当時)	旭川街あかり実行委員会負担金
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
継続	機材入替などを行い、低ランニングコスト化に向けた取組を続けており、これ以上のコスト削減は難しい状態になっている。負担金がなくなれば、街あかりイルミネーション事業全体を中止せざるを得ない状況になり、街あかり事業に協働で取組んできた市民へ与える影響は大きなものとなるため、事業の継続が必要。協賛金、寄附金など、財源の確保を目指すこと。
(2)対応年度	具体的な内容と効果
H25年度～	サポーター制度を導入し、個人一口1000円、企業・団体一口5000円の寄付をインターネット等で募集している。本制度により6～8万円の寄付金がある。

(その他の見直し)

(1)見直しの年度	具体的な内容と効果
平成17～22年度 平成23年度	照明機材の一部変更等(白熱球→LED)により、平成16年度決算比で電気料金を約1650千円削減。 経理等に関して、中間時での報告を義務づけた。

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	協賛金が減少傾向にある。
解決に向けた取組	賑わい創出に効果的な箇所を選別し、集約することで、コストを削減する。 サポーター制度をによる寄付金を増額を目指し、募集方法の仕組みを見直す。

6全体的評価

評価	結果	理由、改善、見直しの方向
1次評価	継続	冬期間の中心市街地の賑わいづくりに貢献している。負担金がなくなれば、街あかりイルミネーション事業全体を中止せざるを得ない状況になり、街あかり事業に協働で取組んできた市民へ与える影響は大きなものとなるため、事業の継続が必要。
2次評価		

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

平成28年度補助金等評価表

1 補助金の概要

補 助 金 名 称	バーサーロペット・ジャパン開催負担金									
補 助 金 の 性 格	事業費補助					始期	S55		終期	—
予 算 事 業 名	バーサーロペット・ジャパン開催負担金					(事業コード 新/旧)		053201/021208		
所 管 部 署	市民生活 部		スポーツ 課		スポーツ振興 係		電話番号	内線6333		
交付先(団体、個人等)	バーサーロペット・ジャパン組織委員会									
交付目的	(対象) 誰、何に対して		バーサーロペット・ジャパン組織委員会及び大会参加者							
	(意図) どういう状態にしたい		大会の安全で円滑な運営と参加者に対する良好なサービスの提供							
対象事業等の内容	冬季スポーツの振興と市民の体力作りを目的としたクロスカントリースキーと歩くスキーの祭典である、バーサーロペット・ジャパンの開催									
積算方法	負担額は、各年度に要する大会運営費及びコース整備費等を考慮し、市の予算の範囲内で支出することとしている。									
事業量指標と過去5年間の実績	① 交付団体数					② 当日参加者数				
	単位:団体					単位:人				
	H23	H24	H25	H26	H27	H23	H24	H25	H26	H27
	1	1	1	1	1	3165	2890	2780	3012	2774
成果指標と過去5年間の実績	①					②				
	単位:					単位:				
	H23	H24	H25	H26	H27	H23	H24	H25	H26	H27

2 収支状況等

単位:千円

			平成24年度(決算)	平成25年度(決算)	平成26年度(決算)	平成27年度(決見)	平成28年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越	5,732	4,711	410	193	40
		市負担金	34,000	30,000	32,500	30,000	30,000
		負担金・補助金	2,800	2,800	5,500	6,800	7,231
		協賛金・広告料	7,675	7,034	6,905	7,085	7,095
		参加料	4,538	4,246	4,467	3,986	4,274
		その他	1,540	1,507	1,722	1,374	1,474
	収入合計		56,285	50,298	51,504	49,438	50,114
	市補助率(%)		60.4%	59.6%	63.1%	60.7%	59.9%
	支出合計		51,574	49,888	51,311	49,398	50,114
	うち食糧費、交際費		1378	1698	1412	1397	1410
次年度繰越		4711	410	193	40	0	
市負担額	一般財源		34,000	30,000	32,500	30,000	30,000
	特定財源						
	人件費	正職員	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
		人工金額	1,468	1,467	1,474	1,437	1,424
		臨時・嘱託					
		その他事務費					
	合計		35,468	31,467	33,974	31,437	31,424
	受益対象者数		2,890	2,780	3,012	2,774	2,930
	補助金単位コスト(単位:円)		12,273	11,319	11,280	11,333	10,725
	適格性		◆会計処理が適正 ◆事業内容等と補助目的と整合性有 ◆決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当 会計処理については、実行委員会総会時の議決により予算書を作成し、また、総会時の議決により収支決算書を作成し、監事からの会計監査報告を受けていることから、適正に処理されている。また事業内容と補助目的は整合している。繰越金についても大幅に減少しており適格である。				

※人件費(正職員分)は平成24年度7,344千円、平成25年度7,337千円、平成26年度7,374千円、平成27年度7,183千円、平成28年度7,122千円で計算すること。

3個別項目に対する評価

項目	チェック項目	評価
1 補助金交付基準との適合性	(1)対象経費	☒ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外 ☒ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外 ☐ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象 ☐ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象
	(2)受益者負担	☒ 適正な負担を設定 ☒ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定 ☐ 上記以外
	(3)補助率の参考基準	☒ 団体 1/2以内 ☐ 個人 1/3以内 ☐ 個人等に対する利子補給 5%以内 ☐ 上記以外
	(4)見直し期間	☐ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。) ☐ 奨励目的の補助、終期を設定 ☒ 終期未設定で、補助継続4年以上
	(5)交付規程(支出根拠)	☒ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅 ☐ 上記以外
	(6)支出を証する書類の添付	☒ 実績報告時、支出証拠書類提出有 ☒ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施 ☒ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。 ☐ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの) ☐ 上記以外
	2公益性	☒ 不特定多数の市民に直接・間接的に効果が行きわたっている ☒ 総合計画の重点施策の推進に寄与している ☒ 民営化、自立化の余地がない ☐ 上記以外
	3必要性	☒ 設定した事業量指標が上向いている ☒ 廃止・縮小すると市民生活に大きな影響を及ぼす ☒ 補助事業に類似したサービス等を提供する団体等がない ☒ 厳しい財政状況の中、他の事業と比較しても優先的に進めていくべき施策である ☐ 上記以外
	4効果	☒ 設定した成果指標が上向いている ☒ 市民アンケート等、客観的な評価を得ている ☒ 対象者が増加するなど、時代のニーズを捉えている ☒ 費用対効果が大きい ☐ 上記以外
	5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由、及び「公益性」「効果」「必要性」において上記チェック項目以外で評価すべき項目があれば、記載し説明すること。 3, 4 旭川で継続的に開催される数少ない国際大会であり、大会の継続から得られるノウハウは、他の国際大会の誘致に対しても有用である。 また、合宿誘致基盤の一端を担う部分もあることから大会開催の効果は高い。

4平成24年度行政評価への対応状況等
(行政評価)

補助金名称(当時)	バーサーロペット・ジャパン開催負担金
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
見直し	参加人数等に対する負担金の在り方について、減額を含め事業費を精査すること。
(2)対応年度	具体的な内容と効果
平成25年度	事業精査により負担金総額を減額した。

(その他の見直し)

(1)見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	
解決に向けた取組	

6全体的評価

評価	結果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	冬季スポーツの祭典としての役割の大きさや参加者数を考慮すると、継続して事業を実施する必要性は非常に高い。
2次評価		

結果欄:継続(現行どおり),見直し(金額や金額の増減以外の見直し),終了(自然減を含む)

参考資料

1 補助金の名称

補 助 金 名 称	バーサーロペット・ジャパン開催負担金
-----------	--------------------

2 類似・関連事業の状況(旭川市・国・道・民間等)

事業名		実施主体	
概要			
上記事業との統合の可能性(市単独事業の場合)		☐ ある ☐ ない	
説明			

3 他市の実施状況

市の名称	事業内容・積算・対象者など
千歳市	第40回ちとせホルメンコーレンマーチ(開催月日 平成28年2月11日) 主催: (財)千歳市体育協会 種目: 33km(高校生以上), 8km(中学生以上), 4km(小学生以上) 歩くスキー4km(小学生以上の男女) 開催負担金 3,000千円
遠軽町・湧別町	第27回湧別原野オホーツククロスカントリースキー大会(開催月日 平成28年2月28日) 主催: 湧別原野オホーツククロスカントリースキー大会実行委員会 種目: 85km, 60km(高校生以上), 37km(中学生以上) 25km, 23km(小学生以上) 5km(年齢制限無) スキー駅伝(100km) 中学生以上で5人1チーム 開催負担金 遠軽町: 実行委員会4,500千円, 運営委員会14,300千円 湧別町: 実行委員会4,500千円, 運営委員会 1,700千円

注: 他の中核市や道内主要都市における類似事業について, その内容をできるだけ2つ以上記入すること。別紙による添付可。

平成28年度補助金等評価表

1 補助金の概要

補 助 金 名 称	旭川ハーフマラソン開催負担金									
補 助 金 の 性 格	事業費補助					始期	H21		終期	—
予 算 事 業 名	各種スポーツ大会開催負担金・補助金					(事業コード 新/旧)		053202/021209		
所 管 部 署	市民生活 部		スポーツ 課		スポーツ振興 係		電話番号		内線6333	
交付先(団体、個人等)	旭川ハーフマラソン実行委員会									
交付目的	(対象) 誰、何に対して		大会主催者及び参加者							
	(意図) どういう状態にしたい		大会経費の一部を負担することにより、円滑な大会運営を支援する。							
対象事業等の内容	ハーフマラソン・10km・3km・ファミリーランの種目を設定し、各組(ファミリーランを除く)は8位までを表彰する。									
積算方法	旭川マラソン開催負担金要綱によって定める金額を負担金として支出する。負担金の額は、大会内容・経費を検討し、対象経費の2分の1以内で、かつ市長が必要と認めた予算の範囲内とする									
事業量指標と過去5年間の実績	① 交付団体数					② 大会参加者数				
	単位: 団体					単位: 人				
	H23	H24	H25	H26	H27	H23	H24	H25	H26	H27
	1	1	1	1	1	2975	3379	3803	3437	4469
成果指標と過去5年間の実績	①					②				
	単位:					単位:				
	H23	H24	H25	H26	H27	H23	H24	H25	H26	H27

2 収支状況等

単位:千円

			平成24年度(決算)	平成25年度(決算)	平成26年度(決算)	平成27年度(決見)	平成28年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越	2,673	3,877	3,709	4,027	4,063
		市補助金	800	700	700	10,000	10,000
		道新補助金	400	400	400	400	400
		協賛金・広告協賛金	1,300	1,535	1,539	1,600	1,500
		参加料	10,723	11,657	10,555	17,054	15,578
		その他	2	2	1	33	9
	収入合計		15,898	18,171	16,904	33,114	31,550
	市補助率(%)		5.0%	3.9%	4.1%	30.2%	31.7%
	支出合計		11,360	14,462	12,878	29,051	31,550
	うち食糧費、交際費		361	406	409	613	895
市負担額	次年度繰越		3877	3877	4027	4063	0
	一般財源		800	700	700	10,000	10,000
	特定財源						
	人件費	正職員	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
		金額	734	734	737	718	712
		臨時・嘱託					
		その他事務費					
	合計		1,534	1,434	1,437	10,718	10,712
	受益対象者数		3,379	3,803	3,437	4,469	4,100
	補助金単位コスト(単位:円)		454	377	418	2,398	2,613
	適格性		◆会計処理が適正 ◆事業内容等と補助目的と整合性有 ◆決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当 会計処理については、実行委員会総会時の議決により予算書を作成し、また、総会時の議決により収支決算書を作成し、監事からの会計監査報告を受けていることから、適正に処理されている。また事業内容と補助目的は整合している。繰越金については、数年間継続して生じていることから、随時点検し、必要に応じて見直しを行う。				

※人件費(正職員分)は平成24年度7,344千円、平成25年度7,337千円、平成26年度7,374千円、平成27年度7,183千円、平成28年度7,122千円で計算すること。

3個別項目に対する評価

項目	チェック項目	評価
1 補助金交付基準との適合性	(1)対象経費 ◆ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外 ◇ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外 ◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象 ◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	■ 合致する □ 概ね合致する □ 合致しない
	(2)受益者負担 ◆ 適正な負担を設定 ◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定 ◇ 上記以外	■ 合致する □ 合致しない
	(3)補助率の参考基準 ◆ 団体 1/2以内 ◇ 個人 1/3以内 ◇ 個人等に対する利子補給 5%以内 ◇ 上記以外	■ 合致する □ 合致しない
	(4)見直し期間 ◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。) ◇ 奨励目的の補助、終期を設定 ◆ 終期末設定で、補助継続4年以上	□ 有(4年未満) □ 有(4年以上) □ 継続4年未満 □ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外) ■ 同一団体補助だが、見直し設定していない □ 奨励目的補助だが、終期を設定していない
	(5)交付規程(支出根拠) ◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅 ◇ 上記以外	■ 合致する □ 合致しない
	(6)支出を証する書類の添付 ◇ 実績報告時、支出証拠書類提出有 ◆ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施 ◆ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。 ◇ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの) ◇ 上記以外	□ 合致する(※左欄2項目とも適合) ■ 概ね合致する □ 合致しない
	2公益性 ◆ 不特定多数の市民に直接・間接的に効果が行きわたっている ◇ 総合計画の重点施策の推進に寄与している ◇ 民営化、自立化の余地がない ◇ 上記以外	■ 公益性が高い □ 公益性が高いとは言えない
	3必要性 ◆ 設定した事業量指標が上向いている ◇ 廃止・縮小すると市民生活に大きな影響を及ぼす ◇ 補助事業に類似したサービス等を提供する団体等がない ◇ 厳しい財政状況の中、他の事業と比較しても優先的に進めていくべき施策である ◇ 上記以外	■ 必要性が高い □ 必要性が高いとは言えない
	4効果 ◇ 設定した成果指標が上向いている ◇ 市民アンケート等、客観的な評価を得ている ◆ 対象者が増加するなど、時代のニーズを捉えている ◇ 費用対効果が大きい ◇ 上記以外	■ 効果が高い □ 効果が高いとは言えない
	5その他 「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由、及び「公益性」「効果」「必要性」において上記チェック項目以外で評価すべき項目があれば、記載し説明すること。	

4平成24年度行政評価への対応状況等
(行政評価)

補助金名称(当時)	旭川ハーフマラソン開催負担金
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
減額	多額の繰り越し金を生じていることから減額すること
(2)対応年度	具体的な内容と効果
平成25年度	平成24年度 負担金実績額80万円 → 平成25年度負担金実績額70万円に減額

(その他の見直し)

(1)見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	平成27年度から、ハーフマラソン種目について公道化したため費用が増大し、市からの負担金1000万円なくては大会を開催・運営が困難となった。今後も公道使用のコースでの開催を継続する予定であり、フルマラソン化も視野に入れていることから、負担金について総合的な検討が必要である。
解決に向けた取組	実行委員会の構成団体としての相応分の負担は行うべきだが、大会開催が本市にもたらす効果を見極めながら費用負担することとし、また、参加者の増加による参加料収入増、企業からの協賛金収入の増加に努めることにより、負担金の増加を抑制する。

6全体的評価

評価	結果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	公道化による経費の増大は今後も継続することから、当面は大会の開催・運営に不足する分の負担金の支出が必要である。
2次評価		

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

参考資料

1 補助金の名称

補 助 金 名 称	旭川ハーフマラソン開催負担金
-----------	----------------

2 類似・関連事業の状況(旭川市・国・道・民間等)

事業名		実施主体	
概 要			
上記事業との統合の可能性(市単独事業の場合)		☐ ある	☐ ない
説 明			

3 他市の実施状況

市の名称	事業内容・積算・対象者など
函館市	2014函館ハーフマラソン大会 (H26開催費補助金額 17,000千円) 主催：函館ハーフマラソン大会実行委員会，函館市，函館市教育委員会他 日時：平成26年9月 会場：函館市内 種目：ハーフマラソン 参加人数：4,247名
帯広市	2015フードバレーとかちマラソン (H27開催費補助金額 3,900千円) 主催：2015フードバレーとかちマラソン大会実行委員会 日時：平成27年11月1日 会場：帯広市内 参加人数：5,131名

注：他の中核市や道内主要都市における類似事業について、その内容をできるだけ2つ以上記入すること。別紙による添付可。

平成28年度補助金等評価表

1 補助金の概要

補 助 金 名 称	旭川市社会福祉協議会運営費補助金									
補 助 金 の 性 格	団体への補助(運営費補助)					始期	S29		終期	-
予 算 事 業 名	社会福祉行政費					(事業コード 新/旧)		031105/041217		
所 管 部 署	福祉保険 部		福祉保険 課			福祉保険 係		電話番号	5117	
交付先(団体、個人等)	社会福祉法人旭川市社会福祉協議会									
交付目的	(対象) 誰、何に対して		社会福祉法人旭川社会福祉協議会							
	(意図) どういう状態にしたい		旭川市社会福祉協議会の運営体制を安定させることにより本市における地域福祉の推進を図る。							
対象事業等の内容	地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として、社会福祉法第109条の規定に基づき設置されている旭川市社会福祉協議会の運営体制の安定化を図る。									
積算方法	予算の範囲内で、補助対象経費の「法人運営事業」「地域福祉事業」「地域支えあいのまちづくり推進事業」「住民参加型地域包括ケアシステム構築事業」「ボランティアセンター事業」「福祉人材バンク事業」「生活福祉資金貸付事業」の実支出額から当該経費に関わる収入(受託金、配分金、補助金)を除いた額に10分の8を乗じて得た額。									
事業量指標と過去5年間の実績	①					②				
	単位:					単位:				
	H23	H24	H25	H26	H27	H23	H24	H25	H26	H27
成果指標と過去5年間の実績	①					②				
	単位:					単位:				
	H23	H24	H25	H26	H27	H23	H24	H25	H26	H27

2 収支状況等

単位: 千円

			平成24年度(決算)	平成25年度(決算)	平成26年度(決算)	平成27年度(決見)	平成28年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越					
		市補助金	48,000	48,000	48,000	48,000	48,000
		経常経費補助	30,883	22,567	22,567	19,538	19,560
		助成金			50	570	
		受託金	120,832	13,661	13,544	11,414	10,743
		共同募金配分金	10,304	10,514	13,254	12,225	12,165
		その他	98,093	14,637	13,629	12,221	13,070
	収入合計		308,112	109,379	111,044	103,968	103,538
	市補助率(%)		15.6%	43.9%	43.2%	46.2%	46.4%
	支出合計		314,186	118,590	118,162	133,947	140,771
うち食糧費、交際費		257	277	283	218	1754	
次年度繰越		-6075	-9211	-7117	-29979	-37233	
市負担額	一般財源		48,000	48,000	48,000	48,000	48,000
	特定財源						
	人件費	正職員	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03
		臨時・嘱託	220	220	221	215	214
		金額					
	その他事務費						
	合計		48,220	48,220	48,221	48,215	48,214
受益対象者数							
補助金単位コスト(単位: 円)		#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	
適格性		◆会計処理が適正 ◆事業内容等と補助目的と整合性有 ◆決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当 会計処理は、総会において監査報告が行われている。 社会福祉法人として社会福祉事業を行っており、地域福祉の推進という補助目的と合致する。 繰越金は補助金交付額を大きく下回っており妥当である。					

※人件費(正職員分)は平成24年度7,344千円、平成25年度7,337千円、平成26年度7,374千円、平成27年度7,183千円、平成28年度7,122千円で計算すること。

3個別項目に対する評価

項目	チェック項目	評価
1 補助金交付基準との適合性	(1)対象経費	☒ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外 ☒ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外 ☐ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象 ☐ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象
	(2)受益者負担	☒ 適正な負担を設定 ☐ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定 ☐ 上記以外
	(3)補助率の参考基準	☐ 団体 1/2以内 ☐ 個人 1/3以内 ☐ 個人等に対する利子補給 5%以内 ☒ 上記以外
	(4)見直し期間	☐ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く) ☐ 奨励目的の補助、終期を設定 ☒ 終期末設定で、補助継続4年以上
	(5)交付規程(支出根拠)	☒ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅 ☐ 上記以外
	(6)支出を証する書類の添付	☐ 実績報告時、支出証拠書類提出有 ☐ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施 ☒ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。 ☐ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの) ☐ 上記以外
	2公益性	☒ 不特定多数の市民に直接・間接的に効果が行きわたっている ☐ 総合計画の重点施策の推進に寄与している ◇民営化、自立化の余地がない ☐ 上記以外
	3必要性	☒ 設定した事業量指標が上向いている ◇廃止・縮小すると市民生活に大きな影響を及ぼす ☒ 補助事業に類似したサービス等を提供する団体等がない ☐ 厳しい財政状況の中、他の事業と比較しても優先的に進めていくべき施策である ☐ 上記以外
	4効果	☒ 設定した成果指標が上向いている ◇市民アンケート等、客観的な評価を得ている ☒ 対象者が増加するなど、時代のニーズを捉えている ◇費用対効果が大きい ☐ 上記以外
	5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由、及び「公益性」「効果」「必要性」において上記チェック項目以外で評価すべき項目があれば、記載し説明すること。 1(3) 補助対象となる経費の支出額から諸収入を控除した金額の10分の8としている。 1(4) 法に基づき地域の社会福祉を総合的かつ安定的に担う団体である、その公的な役割を踏まえれば運営費補助の終期の設定は馴染まない。

4平成24年度行政評価への対応状況等
(行政評価)

補助金名称(当時)	旭川市社会福祉協議会運営費補助金
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
見直し	社会福祉協議会と市の役割を整理した上で、負担の在り方を再構築すること。
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

(1)見直しの年度	具体的な内容と効果
平成25年度	社会福祉法人の新会計基準移行に伴って要綱の規定について所要の改正を行った。

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	社会福祉法改正により社会福祉法人改革が平成28年度から段階的に施行となるが、今後法人主体による財務規律の強化や地域貢献などが実施された場合、市と旭川市社会福祉協議会の役割の整理や補助金の在り方の検討が必要となる。
解決に向けた取組	社会福祉法人改革の具体的な内容は今後国から示される予定であるため、その詳細な情報を勘案しながら旭川市社会福祉協議会と協議を行っていく。

6全体的評価

評価	結果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	直ちに減額又は廃止することは法人運営に大きく響き、結果的に市民生活にも影響を与えることが確実であり、現行どおり実施していく。
2次評価		

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

参考資料

1 補助金の名称

補 助 金 名 称	旭川市社会福祉協議会運営費補助金
-----------	------------------

2 類似・関連事業の状況(旭川市・国・道・民間等)

事業名		実施主体	
概 要			
上記事業との統合の可能性(市単独事業の場合)		☐ ある	☐ ない
説 明			

3 他市の実施状況

市の名称	事業内容・積算・対象者など
	別紙のとおり

注: 他の中核市や道内主要都市における類似事業について, その内容をできるだけ2つ以上記入すること。別紙による添付可。

市社会福祉協議会への補助金に係る調査 集計結果（概要）

◇回答状況

回答	未回答
38	4

※青森市を除く全中核市（42市）に照会

■市社会福祉協議会への補助金交付状況

交付している	交付していない
38	0

＜「交付している」のうち、人件費について＞

①人件費を含む	②人件費は含まない
38	0

＜H26 補助対象者数＞

1～10人	3
11～20人	9
21～30人	12
31～40人	6
41～50人	4
51人以上	2

※回答困難 2市あり

＜「①人件費を含む」のうち、退職金掛金について＞

対象経費としている	対象経費としていない
32	6

＜「①人件費を含む」のうち、退職金差額助成について＞

対象経費としている	対象経費としていない
4	34

()

()

()

()

00. 青森市				01. 弘前市				02. 旭川市				03. 盛岡市							
(H27.2.1現在、単位：円、人)				青森市社会福祉協議会				弘前市社会福祉協議会				旭川市社会福祉協議会				盛岡市社会福祉協議会			
Q1-1 組織名称				社会福祉法人				社会福祉法人				社会福祉法人				社会福祉法人			
Q1-2 組織形態				社会福祉法人				社会福祉法人				社会福祉法人				社会福祉法人			
Q1-3 設立年				昭和46年設立（昭和43年認可法人）				昭和46年設立（昭和42年認可）				昭和46年設立（昭和42年認可）				昭和46年10月26日（法人認可：昭和41年11月22日）			
Q1-4 H26総予算額				1,843,648,000円				691,435,000円 ※一般会計のみ（経常経費）+施設活動+経常活動の合計 （注）に公益事業費等計+経常事業費計 計12,151,000円				727,988,000円				711,308,000円			
Q1-5 H26職員数				108人				150人				173人				38人			
<内訳>				うち事務職員数				うち事務職員数				うち事務職員数				うち事務職員数			
管理職員				3人				1人				3人				3人			
非常勤				0人				0人				0人				0人			
正職員				38人				27人				15人				13人			
一般職員				67人				128人				158人				19人			
臨時職員				0人				0人				0人				0人			
<備考>				※一般職員：常務理事、常務理事以外の事務職員 ※臨時職員：採用期間の定めのある職員、正職員、正職員以外の職員 ※非常勤職員：総務・経理部門職員（常務理事・事務部長含む） ※いずれも会費（1人）は含まれていない。												※一般職員：非常勤職員を除く ※非常勤職員：事務職員に勤務する相談業務専門職員を含む。			
Q2 補助金の交付状況																			
Q2-1 市社協に対し、補助金を交付していただけますか？				■ している -02-2- ■ していない -02-2- ■ していない -02-2- ■ していない -02-2-				■ している -02-2- ■ していない -02-2- ■ していない -02-2- ■ していない -02-2-				■ している -02-2- ■ していない -02-2- ■ していない -02-2- ■ していない -02-2-				■ している -02-2- ■ していない -02-2- ■ していない -02-2- ■ していない -02-2-			
Q2-2 交付開始年度				昭和49年度				昭和49年度				昭和49年度				昭和49年度			
Q2-3 H26補助金額（千円）				109,311,730円				121,877,000円 【内訳】人件費：113,038,000円、物件費：8,839,000円				48,000,000円				159,483,000円			
Q2-4 補助金交付の取組内容等				・平成26年度青森市社会福祉協議会に対する補助金交付事業 ・青森市社会福祉協議会に対する補助金交付事業 ・青森市社会福祉協議会に対する補助金交付事業 ・青森市社会福祉協議会に対する補助金交付事業 ・青森市社会福祉協議会に対する補助金交付事業				・青森市社会福祉協議会に対する補助金交付事業（※H27.4.1改正予定） ・青森市社会福祉協議会に対する補助金交付事業 ・青森市社会福祉協議会に対する補助金交付事業 ・青森市社会福祉協議会に対する補助金交付事業 ・青森市社会福祉協議会に対する補助金交付事業				・旭川市社会福祉協議会運営費補助金交付事業 ・旭川市社会福祉協議会運営費補助金交付事業 ・旭川市社会福祉協議会運営費補助金交付事業 ・旭川市社会福祉協議会運営費補助金交付事業 ・旭川市社会福祉協議会運営費補助金交付事業				・社会福祉法人盛岡市社会福祉協議会に対する補助金交付事業 ・社会福祉法人に対する補助金交付事業 ・社会福祉法人に対する補助金交付事業 ・社会福祉法人に対する補助金交付事業 ・社会福祉法人に対する補助金交付事業			
Q3 人件費																			
Q3-1 補助金には、人件費も含まれていますか？				■ 含まれている -03-2- ■ 含まれていない -03-2- ■ 含まれていない -03-2- ■ 含まれていない -03-2-				■ 含まれている -03-2- ■ 含まれていない -03-2- ■ 含まれていない -03-2- ■ 含まれていない -03-2-				■ 含まれている -03-2- ■ 含まれていない -03-2- ■ 含まれていない -03-2- ■ 含まれていない -03-2-				■ 含まれている -03-2- ■ 含まれていない -03-2- ■ 含まれていない -03-2- ■ 含まれていない -03-2-			
Q3-2 H26補助対象者数				17人（組織運営に携わる職員のみ対象）				24人				22人				22人			
<内訳>																			
管理職員				3人				1人				1人				1人			
非常勤				0人				0人				0人				0人			
正職員				14人				21人				1人				1人			
一般職員				0人				2人				1人				1人			
臨時職員				0人				0人				0人				0人			
<備考>				※人件費補助は、受託事業分を除く				※補助金対象は一人当たりで算出しているが、人件費は補助対象経費に含めて算出している。				※補助金対象は一人当たりで算出しているが、人件費は補助対象経費に含めて算出している。				※補助金対象は一人当たりで算出しているが、人件費は補助対象経費に含めて算出している。			
Q3-3 補助対象者の人件費総額				72,213,937円				121,877,000円				54,732,000円				124,678,000円			
Q3-4 Q3-3のうちの、補助対象経費				71,266,618円				116,510,313円				39,394,000円				118,009,000円			
Q3-5 していますか？				■ している -03-6- ■ していない -03-6- ■ していない -03-6- ■ していない -03-6-				■ している -03-6- ■ していない -03-6- ■ していない -03-6- ■ していない -03-6-				■ している -03-6- ■ していない -03-6- ■ していない -03-6- ■ していない -03-6-				■ している -03-6- ■ していない -03-6- ■ していない -03-6- ■ していない -03-6-			
Q3-6 H26補助金はいくらですか？				134,100円/人（管理職員は除く）				174,148円/人（退職手当支給対象の一般職員17人）				※補助金対象は一人当たりで算出しているが、人件費は補助対象経費に含めて算出している。				103,812円（15人、総額1,661千円）			
Q4 退職金準備金																			
Q4-1 退職金準備金も補助対象経費としますか？				■ している -04-2- ■ していない -04-2- ■ していない -04-2- ■ していない -04-2-				■ している -04-2- ■ していない -04-2- ■ していない -04-2- ■ していない -04-2-				■ している -04-2- ■ していない -04-2- ■ していない -04-2- ■ していない -04-2-				■ している -04-2- ■ していない -04-2- ■ していない -04-2- ■ していない -04-2-			
Q4-2 退職金準備金の補助に当たっては、退職金準備金も補助対象経費としますか？				■ している -04-2- ■ していない -04-2- ■ していない -04-2- ■ していない -04-2-				■ している -04-2- ■ していない -04-2- ■ していない -04-2- ■ していない -04-2-				■ している -04-2- ■ していない -04-2- ■ していない -04-2- ■ していない -04-2-				■ している -04-2- ■ していない -04-2- ■ していない -04-2- ■ していない -04-2-			
Q5 市社協への補助金あり方								①～H27 ・必要人数の社会福祉協議会の補助 ・必要人数の社会福祉											

市町村への権限委譲について	取組状況

[illegible]

(027.2.1現在：単位：円、人)	09 高崎市	10 川崎市	11 相模市	12 相模市
Q1-1 市社協について	高崎市社会福祉協議会	川崎市社会福祉協議会	相模市社会福祉協議会	相模市社会福祉協議会
Q1-2 組織形態	社会福祉法人	社会福祉法人	社会福祉法人	社会福祉法人
Q1-3 設立年	昭和26年設立（昭和42年認可法人）	昭和26年設立（昭和42年認可法人）	昭和26年設立（昭和41年認可法人）	昭和26年設立（昭和41年認可法人）
Q1-4 役員等	1,343,054,000円 299人	923,540,000円 130人	511,329,000円 57人	635,754,000円 106人
Q1-5 役員等	管理職員 5人 非常勤 8人 正職員 17人 臨時職員 21人 (福祉会)	管理職員 1人 非常勤 0人 正職員 5人 臨時職員 7人 (福祉会)	管理職員 2人 非常勤 0人 正職員 10人 臨時職員 5人 (福祉会)	管理職員 2人 非常勤 0人 正職員 10人 臨時職員 5人 (福祉会)
Q2 補助金の交付状況	■ している -02-2- 昭和41年度 253,355,000円	■ している -02-2- 昭和41年度 154,471,000円	■ している -02-2- 昭和41年度 208,890,239円	■ している -02-2- 昭和41年度 269,815,000円
Q2-1 市社協に交付した補助金の交付先	高崎市社会福祉協議会 高崎市社会福祉協議会 高崎市社会福祉協議会	川崎市社会福祉協議会 川崎市社会福祉協議会 川崎市社会福祉協議会	相模市社会福祉協議会 相模市社会福祉協議会 相模市社会福祉協議会	相模市社会福祉協議会 相模市社会福祉協議会 相模市社会福祉協議会
Q2-2 交付開始年度	昭和41年度	昭和41年度	昭和41年度	昭和41年度
Q2-3 交付開始年度（予算額）	253,355,000円	154,471,000円	208,890,239円	269,815,000円
Q2-4 補助金交付の理由等	高崎市社会福祉協議会 高崎市社会福祉協議会 高崎市社会福祉協議会	川崎市社会福祉協議会 川崎市社会福祉協議会 川崎市社会福祉協議会	相模市社会福祉協議会 相模市社会福祉協議会 相模市社会福祉協議会	相模市社会福祉協議会 相模市社会福祉協議会 相模市社会福祉協議会
Q3 人件費	■ 含まれている -03-2- 昭和41年度 48人	■ 含まれている -03-2- 昭和41年度 23人	■ 含まれている -03-2- 昭和41年度 13人	■ 含まれている -03-2- 昭和41年度 56人
Q3-1 補助金には、人件費も含まれていますか？	含まれています	含まれています	含まれています	含まれています
Q3-2 人件費	管理職員 4人 非常勤 11人 正職員 19人 臨時職員 14人 (福祉会)	管理職員 1人 非常勤 0人 正職員 17人 臨時職員 5人 (福祉会)	管理職員 2人 非常勤 0人 正職員 10人 臨時職員 1人 (福祉会)	管理職員 2人 非常勤 0人 正職員 10人 臨時職員 1人 (福祉会)
Q3-3 補助対象者の人件費総額	221,883,000円	142,288,000円	83,320,525円	249,789,000円
Q3-4 Q3-3のうち、補助対象額	210,637,000円	142,288,000円	82,997,813円	231,705,000円
Q3-5 退職金支出も補助対象額と	■ している -03-4- 年間202,320円～513,960円/人	■ している -03-4- 年間202,320円～513,960円/人	■ している -03-4- 年間202,320円～513,960円/人	■ している -03-4- 年間202,320円～513,960円/人
Q3-6 退職金はいくらかですか？	年間202,320円～513,960円/人	年間202,320円～513,960円/人	年間202,320円～513,960円/人	年間202,320円～513,960円/人
Q4 退職金差額	■ している -04-2- 昭和41年度 48人	■ している -04-2- 昭和41年度 23人	■ している -04-2- 昭和41年度 13人	■ している -04-2- 昭和41年度 56人
Q4-1 退職金差額は補助対象額と	含まれています	含まれています	含まれています	含まれています
Q4-2 退職金差額の補助に充てた経費	退職金差額の補助に充てた経費	退職金差額の補助に充てた経費	退職金差額の補助に充てた経費	退職金差額の補助に充てた経費
Q5 補助金のあり方	高崎市社会福祉協議会 高崎市社会福祉協議会 高崎市社会福祉協議会	川崎市社会福祉協議会 川崎市社会福祉協議会 川崎市社会福祉協議会	相模市社会福祉協議会 相模市社会福祉協議会 相模市社会福祉協議会	相模市社会福祉協議会 相模市社会福祉協議会 相模市社会福祉協議会
Q5-1 市社協への補助金内容	市社協への補助金内容 市社協への補助金内容 市社協への補助金内容	市社協への補助金内容 市社協への補助金内容 市社協への補助金内容	市社協への補助金内容 市社協への補助金内容 市社協への補助金内容	市社協への補助金内容 市社協への補助金内容 市社協への補助金内容
Q5-2 市社協への補助金内容	市社協への補助金内容 市社協への補助金内容 市社協への補助金内容	市社協への補助金内容 市社協への補助金内容 市社協への補助金内容	市社協への補助金内容 市社協への補助金内容 市社協への補助金内容	市社協への補助金内容 市社協への補助金内容 市社協への補助金内容
Q5-3 市社協への補助金内容	市社協への補助金内容 市社協への補助金内容 市社協への補助金内容	市社協への補助金内容 市社協への補助金内容 市社協への補助金内容	市社協への補助金内容 市社協への補助金内容 市社協への補助金内容	市社協への補助金内容 市社協への補助金内容 市社協への補助金内容
Q5-4 市社協への補助金内容	市社協への補助金内容 市社協への補助金内容 市社協への補助金内容	市社協への補助金内容 市社協への補助金内容 市社協への補助金内容	市社協への補助金内容 市社協への補助金内容 市社協への補助金内容	市社協への補助金内容 市社協への補助金内容 市社協への補助金内容
Q5-5 市社協への補助金内容	市社協への補助金内容 市社協への補助金内容 市社協への補助金内容	市社協への補助金内容 市社協への補助金内容 市社協への補助金内容	市社協への補助金内容 市社協への補助金内容 市社協への補助金内容	市社協への補助金内容 市社協への補助金内容 市社協への補助金内容
Q5-6 市社協への補助金内容	市社協への補助金内容 市社協への補助金内容 市社協への補助金内容	市社協への補助金内容 市社協への補助金内容 市社協への補助金内容	市社協への補助金内容 市社協への補助金内容 市社協への補助金内容	市社協への補助金内容 市社協への補助金内容 市社協への補助金内容
Q5-7 市社協への補助金内容	市社協への補助金内容 市社協への補助金内容 市社協への補助金内容	市社協への補助金内容 市社協への補助金内容 市社協への補助金内容	市社協への補助金内容 市社協への補助金内容 市社協への補助金内容	市社協への補助金内容 市社協への補助金内容 市社協への補助金内容
Q5-8 市社協への補助金内容	市社協への補助金内容 市社協への補助金内容 市社協への補助金内容	市社協への補助金内容 市社協への補助金内容 市社協への補助金内容	市社協への補助金内容 市社協への補助金内容 市社協への補助金内容	市社協への補助金内容 市社協への補助金内容 市社協への補助金内容
Q5-9 市社協への補助金内容	市社協への補助金内容 市社協への補助金内容 市社協への補助金内容	市社協への補助金内容 市社協への補助金内容 市社協への補助金内容	市社協への補助金内容 市社協への補助金内容 市社協への補助金内容	市社協への補助金内容 市社協への補助金内容 市社協への補助金内容
Q5-10 市社協への補助金内容	市社協への補助金内容 市社協への補助金内容 市社協への補助金内容	市社協への補助金内容 市社協への補助金内容 市社協への補助金内容	市社協への補助金内容 市社協への補助金内容 市社協への補助金内容	市社協への補助金内容 市社協への補助金内容 市社協への補助金内容
Q5-11 市社協への補助金内容	市社協への補助金内容 市社協への補助金内容 市社協への補助金内容	市社協への補助金内容 市社協への補助金内容 市社協への補助金内容	市社協への補助金内容 市社協への補助金内容 市社協への補助金内容	市社協への補助金内容 市社協への補助金内容 市社協への補助金内容
Q5-12 市社協への補助金内容	市社協への補助金内容 市社協への補助金内容 市社協への補助金内容	市社協への補助金内容 市社協への補助金内容 市社協への補助金内容	市社協への補助金内容 市社協への補助金内容 市社協への補助金内容	市社協への補助金内容 市社協への補助金内容 市社協への補助金内容
Q5-13 市社協への補助金内容				

市社債への補助金について
(H27.2.1現在、単位：円、人)

13. 横浜貨市

横浜貨市社会福祉協議会

社会福祉法人

昭和28年設立 (昭和35年認可)

351,412,000円

19人

<内訳>

常勤職員 4人

非常勤職員 0人

正職員 8人

一般職員 7人

(兼任含む)

14. 富士山市

富士山市社会福祉協議会

社会福祉法人

昭和28年設立 (昭和42年認可法人へ)

730,020,000円

110人

<内訳>

常勤職員 3人

非常勤職員 0人

正職員 43人

一般職員 14人

(兼任含む)

15. 金沢市

金沢市社会福祉協議会

社会福祉法人

昭和28年設立 (昭和28年法人化)

1,214,874,000円 (一般会計: 903,347千円、公益事業特別会計: 21,195千円、社会福祉事業基金等互助会会計: 391,901千円)

92人

<内訳>

常勤職員 4人

非常勤職員 0人

正職員 20人

一般職員 19人

(兼任含む)

16. 長野市

長野市社会福祉協議会

社会福祉法人

昭和28年設立 (昭和43年認可法人へ)

2,834,945,000円

1,385人

<内訳>

常勤職員 11人

非常勤職員 1人

正職員 77人

一般職員 1,286人

(兼任含む)

Q1-1 組織形態

社会福祉法人

Q1-2 組織形態

社会福祉法人

Q1-3 設立年

昭和28年設立 (昭和35年認可)

Q1-4 H26総予算額

351,412,000円

Q1-5 H26全職員数

19人

Q1-6 H26職員数

<内訳>

常勤職員 4人

非常勤職員 0人

正職員 8人

一般職員 7人

(兼任含む)

Q2 補助金の交付状況

<備考>

Q2-1 市社債に対し、補助金を交付していませんか?

■ している -02-2<

〇 していない -終了

Q2-2 交付開始年度

昭和50年度

Q2-3 H26補助金額 (千円)

101,455,660円

Q2-4 補助金交付の制限措置等
※留意事項を要します。

・ 横浜貨市社会福祉協議会運営事業補助金交付基準

・ 補助金交付交付規則

Q3 人件費

<備考>

Q3-1 補助金に、人件費が含まれていませんか?

■ 含まれている -03-2<

〇 含まれていない -05<

Q3-2 H26補助対象者数

13人

Q3-3 補助対象者の人件費総額

97,995,660円

Q3-4 Q3-3のうちの、補助対象額

97,995,660円

Q3-5 退職金助成も補助対象経費と
していませんか?

〇 している -03-6<

■ していない -04<

Q3-6 H26助成金はいくらずですか?

退職金助成金は0円です

Q4 退職金助成金

退職金助成金も補助対象経費と
していませんか?

Q4-1 退職金助成金も補助対象経費と
していませんか?

〇 している -04-2<

■ していない -05<

Q4-2 退職金助成金の補助に当たっては、市社債の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助成金の補助金に
対して、退職金助

市社協への補助金について		17. 岐阜市		18. 豊橋市		19. 岡崎市		20. 豊田市		
Q1) 市社協について										
Q1-1 組織名称	岐阜市社会福祉協議会	豊橋市社会福祉協議会	岡崎市社会福祉協議会	豊田社会福祉協議会						
Q1-2 組織形態	社会福祉法人	社会福祉法人	社会福祉法人	社会福祉法人						
Q1-3 設立年	昭和33年設立 (昭和42年3月社会福祉法人認可)	昭和28年設立 (昭和39年2月法人認可)	昭和28年設立 (昭和39年2月法人認可)	昭和28年設立 (昭和39年2月法人認可)						
Q1-4 正職員数	783, 423, 000円	1, 253, 613, 000円	476, 074, 000円	1, 720, 857, 000円						
Q1-5 非常勤職員数	277人	277人	122人	484人						
Q1-6 役員数	うち 常勤職員数 3人 非常勤職員数 0人 正職員数 55人 副職員数 211人 (兼任含む)	うち 常勤職員数 2人 非常勤職員数 0人 正職員数 72人 副職員数 203人 (兼任含む)	うち 常勤職員数 2人 非常勤職員数 0人 正職員数 19人 副職員数 84人 (兼任含む)	うち 常勤職員数 2人 非常勤職員数 0人 正職員数 8人 副職員数 7人 (兼任含む)						
Q2) 補助金の交付状況										
Q2-1 市社協に対し、補助金を交付しているかどうか	☒ している -02-2へ	☒ している -02-2へ	☒ している -02-2へ	☒ している -02-2へ						
Q2-2 交付開始年度	不明 (少なくとも平成4年から毎年交付している)	昭和40年度	昭和40年度	昭和40年度						
Q2-3 交付総額 (千円)	55, 425, 000円	103, 785, 000円	59, 450, 000円	55, 632, 000円						
Q2-4 補助金交付の用途・用途等	・ 社会福祉施設の運営に関する費用 ・ 社会福祉施設の運営に関する費用 ・ 社会福祉施設の運営に関する費用	・ 社会福祉施設の運営に関する費用 ・ 社会福祉施設の運営に関する費用 ・ 社会福祉施設の運営に関する費用	・ 社会福祉施設の運営に関する費用 ・ 社会福祉施設の運営に関する費用 ・ 社会福祉施設の運営に関する費用	・ 社会福祉施設の運営に関する費用 ・ 社会福祉施設の運営に関する費用 ・ 社会福祉施設の運営に関する費用						
Q3) 人員数										
Q3-1 職員数	10人	14人	15人	15人						
Q3-2 役員数	うち 常勤職員数 1人 非常勤職員数 0人 正職員数 7人 副職員数 2人 (兼任含む)	うち 常勤職員数 2人 非常勤職員数 0人 正職員数 10人 副職員数 2人 (兼任含む)	うち 常勤職員数 2人 非常勤職員数 0人 正職員数 9人 副職員数 4人 (兼任含む)	うち 常勤職員数 2人 非常勤職員数 0人 正職員数 9人 副職員数 4人 (兼任含む)						
Q3-3 補助対象者の人数	60, 972, 552円	97, 613, 000円	80, 412, 341円	80, 533, 419円						
Q3-4 補助対象者のうち、補助対象者数	54, 783, 638円	70, 367, 000円	82, 705, 000円	80, 533, 419円						
Q3-5 補助対象者のうち、補助対象者数	☒ している -03-6へ	☒ している -03-6へ	☒ している -03-6へ	☒ している -03-6へ						
Q3-6 補助金はいくらですか	382, 120円/人	35, 800円/人 (常勤職員以外の職員は除く)	256, 482円/人 (平均)	1, 282, 945円 (常勤職員除く)						
Q4) 補助金交付状況										
Q4-1 補助金交付額	☒ している -04-2へ	☒ している -04-2へ	☒ している -04-2へ	☒ している -04-2へ						
Q4-2 補助金交付額										
Q5) 補助金のあり方										
Q5-1 市社協への補助金内容	近年、市社協への補助金内容の取組を行っており、検討している課題等がございます。	市社協への補助金内容の取組を行っており、検討している課題等がございます。	市社協への補助金内容の取組を行っており、検討している課題等がございます。	市社協への補助金内容の取組を行っており、検討している課題等がございます。						
担当	増田 智恵子	増田 智恵子	増田 智恵子	増田 智恵子						
担当部署	社会福祉課	社会福祉課	社会福祉課	社会福祉課						
電話番号	058-265-4141 内線2406	0532-51-2355	0564-23-5851	0565-34-6706						
メールアドレス	tsukubae@city.gifu.jp	tsukubae@city.gifu.jp	tsukubae@city.gifu.jp	tsukubae@city.gifu.jp						

21. 大津市		22. 豊中市		24. 枚方市		25. 東大阪市																																																																							
Q1) 市社協について	大津市社会福祉協議会	豊中市社会福祉協議会	枚方市社会福祉協議会	東大阪市社会福祉協議会	東大阪市社会福祉協議会	東大阪市社会福祉協議会	東大阪市社会福祉協議会																																																																						
Q1-1 組織形態	社会福祉法人	社会福祉法人	社会福祉法人	社会福祉法人	社会福祉法人	社会福祉法人	社会福祉法人																																																																						
Q1-2 設立年	昭和47年設立 (昭和41年認可法人)	昭和47年設立 (昭和41年認可法人)	昭和47年設立 (昭和41年認可法人)	昭和47年設立 (昭和41年認可法人)	昭和47年設立 (昭和41年認可法人)	昭和47年設立 (昭和41年認可法人)	昭和47年設立 (昭和41年認可法人)																																																																						
Q1-3 定員数	138,804,000円	1,690,947,000円	960,762,000円	386,160,000円	386,160,000円	386,160,000円	386,160,000円																																																																						
Q1-4 役員数	35人	37人	21人	21人	21人	21人	21人																																																																						
Q1-5 役員内訳	<table border="1"> <tr> <th>役職</th> <th>人数</th> </tr> <tr> <td>常務理事</td> <td>3人</td> </tr> <tr> <td>理事</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>正職員</td> <td>14人</td> </tr> <tr> <td>副職員</td> <td>18人</td> </tr> </table>	役職	人数	常務理事	3人	理事	1人	正職員	14人	副職員	18人	<table border="1"> <tr> <th>役職</th> <th>人数</th> </tr> <tr> <td>常務理事</td> <td>3人</td> </tr> <tr> <td>理事</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>正職員</td> <td>14人</td> </tr> <tr> <td>副職員</td> <td>18人</td> </tr> </table>	役職	人数	常務理事	3人	理事	1人	正職員	14人	副職員	18人	<table border="1"> <tr> <th>役職</th> <th>人数</th> </tr> <tr> <td>常務理事</td> <td>3人</td> </tr> <tr> <td>理事</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>正職員</td> <td>14人</td> </tr> <tr> <td>副職員</td> <td>18人</td> </tr> </table>	役職	人数	常務理事	3人	理事	1人	正職員	14人	副職員	18人	<table border="1"> <tr> <th>役職</th> <th>人数</th> </tr> <tr> <td>常務理事</td> <td>3人</td> </tr> <tr> <td>理事</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>正職員</td> <td>14人</td> </tr> <tr> <td>副職員</td> <td>18人</td> </tr> </table>	役職	人数	常務理事	3人	理事	1人	正職員	14人	副職員	18人	<table border="1"> <tr> <th>役職</th> <th>人数</th> </tr> <tr> <td>常務理事</td> <td>3人</td> </tr> <tr> <td>理事</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>正職員</td> <td>14人</td> </tr> <tr> <td>副職員</td> <td>18人</td> </tr> </table>	役職	人数	常務理事	3人	理事	1人	正職員	14人	副職員	18人	<table border="1"> <tr> <th>役職</th> <th>人数</th> </tr> <tr> <td>常務理事</td> <td>3人</td> </tr> <tr> <td>理事</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>正職員</td> <td>14人</td> </tr> <tr> <td>副職員</td> <td>18人</td> </tr> </table>	役職	人数	常務理事	3人	理事	1人	正職員	14人	副職員	18人	<table border="1"> <tr> <th>役職</th> <th>人数</th> </tr> <tr> <td>常務理事</td> <td>3人</td> </tr> <tr> <td>理事</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>正職員</td> <td>14人</td> </tr> <tr> <td>副職員</td> <td>18人</td> </tr> </table>	役職	人数	常務理事	3人	理事	1人	正職員	14人	副職員	18人
役職	人数																																																																												
常務理事	3人																																																																												
理事	1人																																																																												
正職員	14人																																																																												
副職員	18人																																																																												
役職	人数																																																																												
常務理事	3人																																																																												
理事	1人																																																																												
正職員	14人																																																																												
副職員	18人																																																																												
役職	人数																																																																												
常務理事	3人																																																																												
理事	1人																																																																												
正職員	14人																																																																												
副職員	18人																																																																												
役職	人数																																																																												
常務理事	3人																																																																												
理事	1人																																																																												
正職員	14人																																																																												
副職員	18人																																																																												
役職	人数																																																																												
常務理事	3人																																																																												
理事	1人																																																																												
正職員	14人																																																																												
副職員	18人																																																																												
役職	人数																																																																												
常務理事	3人																																																																												
理事	1人																																																																												
正職員	14人																																																																												
副職員	18人																																																																												
役職	人数																																																																												
常務理事	3人																																																																												
理事	1人																																																																												
正職員	14人																																																																												
副職員	18人																																																																												
Q2) 補助金の交付状況	Q2-1 市社協に対し、補助金を交付している年度 Q2-2 交付開始年度 Q2-3 交付終了年度 Q2-4 交付終了年度	Q2-1 市社協に対し、補助金を交付している年度 Q2-2 交付開始年度 Q2-3 交付終了年度 Q2-4 交付終了年度	Q2-1 市社協に対し、補助金を交付している年度 Q2-2 交付開始年度 Q2-3 交付終了年度 Q2-4 交付終了年度	Q2-1 市社協に対し、補助金を交付している年度 Q2-2 交付開始年度 Q2-3 交付終了年度 Q2-4 交付終了年度	Q2-1 市社協に対し、補助金を交付している年度 Q2-2 交付開始年度 Q2-3 交付終了年度 Q2-4 交付終了年度	Q2-1 市社協に対し、補助金を交付している年度 Q2-2 交付開始年度 Q2-3 交付終了年度 Q2-4 交付終了年度	Q2-1 市社協に対し、補助金を交付している年度 Q2-2 交付開始年度 Q2-3 交付終了年度 Q2-4 交付終了年度																																																																						
Q3) 人員費	Q3-1 市社協に対し、人員費を交付している年度 Q3-2 交付開始年度 Q3-3 交付終了年度 Q3-4 交付終了年度	Q3-1 市社協に対し、人員費を交付している年度 Q3-2 交付開始年度 Q3-3 交付終了年度 Q3-4 交付終了年度	Q3-1 市社協に対し、人員費を交付している年度 Q3-2 交付開始年度 Q3-3 交付終了年度 Q3-4 交付終了年度	Q3-1 市社協に対し、人員費を交付している年度 Q3-2 交付開始年度 Q3-3 交付終了年度 Q3-4 交付終了年度	Q3-1 市社協に対し、人員費を交付している年度 Q3-2 交付開始年度 Q3-3 交付終了年度 Q3-4 交付終了年度	Q3-1 市社協に対し、人員費を交付している年度 Q3-2 交付開始年度 Q3-3 交付終了年度 Q3-4 交付終了年度	Q3-1 市社協に対し、人員費を交付している年度 Q3-2 交付開始年度 Q3-3 交付終了年度 Q3-4 交付終了年度																																																																						
Q4) 経費	Q4-1 市社協に対し、経費を交付している年度 Q4-2 交付開始年度 Q4-3 交付終了年度 Q4-4 交付終了年度	Q4-1 市社協に対し、経費を交付している年度 Q4-2 交付開始年度 Q4-3 交付終了年度 Q4-4 交付終了年度	Q4-1 市社協に対し、経費を交付している年度 Q4-2 交付開始年度 Q4-3 交付終了年度 Q4-4 交付終了年度	Q4-1 市社協に対し、経費を交付している年度 Q4-2 交付開始年度 Q4-3 交付終了年度 Q4-4 交付終了年度	Q4-1 市社協に対し、経費を交付している年度 Q4-2 交付開始年度 Q4-3 交付終了年度 Q4-4 交付終了年度	Q4-1 市社協に対し、経費を交付している年度 Q4-2 交付開始年度 Q4-3 交付終了年度 Q4-4 交付終了年度	Q4-1 市社協に対し、経費を交付している年度 Q4-2 交付開始年度 Q4-3 交付終了年度 Q4-4 交付終了年度																																																																						
Q5) 補助金のあり方	Q5-1 市社協への補助金内訳 Q5-2 市社協への補助金内訳 Q5-3 市社協への補助金内訳 Q5-4 市社協への補助金内訳	Q5-1 市社協への補助金内訳 Q5-2 市社協への補助金内訳 Q5-3 市社協への補助金内訳 Q5-4 市社協への補助金内訳	Q5-1 市社協への補助金内訳 Q5-2 市社協への補助金内訳 Q5-3 市社協への補助金内訳 Q5-4 市社協への補助金内訳	Q5-1 市社協への補助金内訳 Q5-2 市社協への補助金内訳 Q5-3 市社協への補助金内訳 Q5-4 市社協への補助金内訳	Q5-1 市社協への補助金内訳 Q5-2 市社協への補助金内訳 Q5-3 市社協への補助金内訳 Q5-4 市社協への補助金内訳	Q5-1 市社協への補助金内訳 Q5-2 市社協への補助金内訳 Q5-3 市社協への補助金内訳 Q5-4 市社協への補助金内訳	Q5-1 市社協への補助金内訳 Q5-2 市社協への補助金内訳 Q5-3 市社協への補助金内訳 Q5-4 市社協への補助金内訳																																																																						

について今後展望の検討

[illegible]

(H27.2.1現在、単位：円、人)	32. 福山市	33. 下関市	34. 宇布岐町
Q1) 市社債について			
Q1-1 借入額	福山市社会福祉協議会	下関市社会福祉協議会	常設市社会福祉協議会
Q1-2 借入利率	社会福祉法人	社会福祉法人	社会福祉法人
Q1-3 借入年	昭和38年設立 (昭和45年認可)	昭和38年設立 (昭和45年認可)	昭和26年10月1日設立 (昭和42年1月16日法人認可)
Q1-4 H26年度予算	794,437,000円	1,180,512,000円	1,540,952,000円
Q1-5 H26年度予算	71人	31人	463人
Q1-6 H26年度予算	うち 常務理事員数	うち 常務理事員数	うち 常務理事員数
Q1-7 H26年度予算	管理員 5人 非常勤 2人 正職員 22人 臨時職員 42人 (福祉含む)	管理員 7人 非常勤 0人 正職員 14人 臨時職員 64人 (福祉含む)	管理員 7人 非常勤 0人 正職員 18人 臨時職員 438人 (福祉含む)
Q1-8 H26年度予算	105,931,208円	100,000,000円	127,530,000円
Q1-9 H26年度予算	105,931,208円	100,000,000円	127,530,000円
Q1-10 H26年度予算	105,931,208円	100,000,000円	127,530,000円
Q1-11 H26年度予算	105,931,208円	100,000,000円	127,530,000円
Q1-12 H26年度予算	105,931,208円	100,000,000円	127,530,000円
Q1-13 H26年度予算	105,931,208円	100,000,000円	127,530,000円
Q1-14 H26年度予算	105,931,208円	100,000,000円	127,530,000円
Q1-15 H26年度予算	105,931,208円	100,000,000円	127,530,000円
Q1-16 H26年度予算	105,931,208円	100,000,000円	127,530,000円
Q1-17 H26年度予算	105,931,208円	100,000,000円	127,530,000円
Q1-18 H26年度予算	105,931,208円	100,000,000円	127,530,000円
Q1-19 H26年度予算	105,931,208円	100,000,000円	127,530,000円
Q1-20 H26年度予算	105,931,208円	100,000,000円	127,530,000円
Q1-21 H26年度予算	105,931,208円	100,000,000円	127,530,000円
Q1-22 H26年度予算	105,931,208円	100,000,000円	127,530,000円
Q1-23 H26年度予算	105,931,208円	100,000,000円	127,530,000円
Q1-24 H26年度予算	105,931,208円	100,000,000円	127,530,000円
Q1-25 H26年度予算	105,931,208円	100,000,000円	127,530,000円
Q1-26 H26年度予算	105,931,208円	100,000,000円	127,530,000円
Q1-27 H26年度予算	105,931,208円	100,000,000円	127,530,000円
Q1-28 H26年度予算	105,931,208円	100,000,000円	127,530,000円
Q1-29 H26年度予算	105,931,208円	100,000,000円	127,530,000円
Q1-30 H26年度予算	105,931,208円	100,000,000円	127,530,000円
Q1-31 H26年度予算	105,931,208円	100,000,000円	127,530,000円
Q1-32 H26年度予算	105,931,208円	100,000,000円	127,530,000円
Q1-33 H26年度予算	105,931,208円	100,000,000円	127,530,000円
Q1-34 H26年度予算	105,931,208円	100,000,000円	127,530,000円
Q1-35 H26年度予算	105,931,208円	100,000,000円	127,530,000円
Q1-36 H26年度予算	105,931,208円	100,000,000円	127,530,000円
Q1-37 H26年度予算	105,931,208円	100,000,000円	127,530,000円
Q1-38 H26年度予算	105,931,208円	100,000,000円	127,530,000円
Q1-39 H26年度予算	105,931,208円	100,000,000円	127,530,000円
Q1-40 H26年度予算	105,931,208円	100,000,000円	127,530,000円
Q1-41 H26年度予算	105,931,208円	100,000,000円	127,530,000円
Q1-42 H26年度予算	105,931,208円	100,000,000円	127,530,000円
Q1-43 H26年度予算	105,931,208円	100,000,000円	127,530,000円
Q1-44 H26年度予算	105,931,208円	100,000,000円	127,530,000円
Q1-45 H26年度予算	105,931,208円	100,000,000円	127,530,000円
Q1-46 H26年度予算	105,931,208円	100,000,000円	127,530,000円
Q1-47 H26年度予算	105,931,208円	100,000,000円	127,530,000円
Q1-48 H26年度予算	105,931,208円	100,000,000円	127,530,000円
Q1-49 H26年度予算	105,931,208円	100,000,000円	127,530,000円
Q1-50 H26年度予算	105,931,208円	100,000,000円	127,530,000円
Q1-51 H26年度予算	105,931,208円	100,000,000円	127,530,000円
Q1-52 H26年度予算	105,931,208円	100,000,000円	127,530,000円
Q1-53 H26年度予算	105,931,208円	100,000,000円	127,530,000円
Q1-54 H26年度予算	105,931,208円	100,000,000円	127,530,000円
Q1-55 H26年度予算	105,931,208円	100,000,000円	127,530,000円
Q1-56 H26年度予算	105,931,208円	100,000,000円	1

市社への補助金について				36. 高知市				37. 久喜市				38. 長崎市				39. 大分市				
(Q27.2.1現在、単位：円、人)				高知市社会福祉協議会				久喜市社会福祉協議会				長崎市社会福祉協議会				大分市社会福祉協議会				
Q1) 市社について				社会福祉法人				社会福祉法人				社会福祉法人				社会福祉法人				
Q1-1) 組織名称				高知市社会福祉協議会				久喜市社会福祉協議会				長崎市社会福祉協議会				大分市社会福祉協議会				
Q1-2) 組織形態				社会福祉法人				社会福祉法人				社会福祉法人				社会福祉法人				
Q1-3) 設立年				昭和26年設立（昭和42年法人化）				昭和37年設立				昭和39年設立（昭和42年認可法人）				昭和42年（昭和42年に社会福祉法人へ）				
Q1-4) 所収予算額				911,127,000円				819,241,000円				346,540,000円				一般会計：639,322,000円、特別会計：67,553,000円				
Q1-5) 所収職員数				189人				124人				211人				185人				
<内訳>				うち 専任職員数				うち 専任職員数				うち 専任職員数				うち 専任職員数				
管理職員				17人				2人				2人				人				
非常勤				3人				非常勤				非常勤				非常勤				
正職員				82人				33人				26人				1人				
臨時職員				77人				87人				17人				10人				
(嘱託含む)																				
<備考>																				
Q2) 補助金の交付状況																				
Q2-1) 市社に対し、補助金を交付している事業年度				■ している -02-2へ □ していない -05へ				■ している -02-2へ □ していない -05へ				■ している -02-2へ □ していない -05へ				■ している -02-2へ □ していない -05へ				
Q2-2) 交付総額				70,406,000円				200,722,000円				108,907,000円				88,710,000円				
Q2-3) 所収補助金額（予算額）																				
Q2-4) 補助金交付の補助事業等				・高知市社会福祉協議会生活福祉課補助金交付要綱				・社会福祉法人久喜市社会福祉協議会補助金交付要綱 ・久喜市補助金交付要綱				・長崎市社会福祉協議会生活福祉課補助金交付要綱 ・社会福祉法人に対する助成金交付要綱 ・長崎市補助金交付要綱				・大分市社会福祉協議会生活福祉課補助金交付要綱				
Q3) 人件費																				
Q3-1) 所収人件費				14人				23人				19人（専任職員）				29人				
<内訳>																				
管理職員				8人				専任職員・事務部長・理事・専任職員				専任職員				専任職員				
非常勤				1人				非常勤				非常勤				非常勤				
正職員				4人				正職員				正職員				正職員				
臨時職員				1人				臨時職員				臨時職員				臨時職員				
(嘱託含む)																				
<備考>																				
Q3-3) 補助対象者の人件費総額				72,759,322円				154,633,000円				104,611,000円				106,446,000円				
Q3-4) Q3-3のうちの、補助対象者				665,727,682円				152,578,000円				104,611,000円				106,446,000円				
Q3-5) 退職金も補助対象ですか？				■ している -03-6へ □ していない -04へ				■ している -03-6へ □ していない -04へ				■ している -03-6へ □ していない -04へ				■ している -03-6へ □ していない -04へ				
Q3-6) 退職金はいくらか？				3,429,360円（10.5%）				7,561,000円（総額）				4,222,824円（各職員の給与月額×1.1）				個人により異なる（退職金算出の内訳として認めている）				
Q4) 退職金率補助																				
Q4-1) 退職金率も補助対象ですか？				■ している -04-2へ □ していない -05へ				□ している -04-2へ □ していない -05へ				□ している -04-2へ □ していない -05へ				□ している -04-2へ □ していない -05へ				
Q4-2) 退職金率の補助に当たった経																				
Q5) 補助金のあり方																				
Q5-1) 市社への補助金内容				平成25年度から、会費・事務局長・事務次長・総務課長・総務課長・総務課長の人員の負担しを行うこと、市社全体の管理の立派であることから、一定の収益を生み出している介護保険事業にかかる部分については補助対象外とした。（人件費・事業費でこの部分の計算によるもの。）				市社への補助金は、会費・事務局長・事務次長・総務課長・総務課長・総務課長の人員の負担しを行うこと、市社全体の管理の立派であることから、一定の収益を生み出している介護保険事業にかかる部分については補助対象外とした。（人件費・事業費でこの部分の計算によるもの。）				市社への補助金は、会費・事務局長・事務次長・総務課長・総務課長・総務課長の人員の負担しを行うこと、市社全体の管理の立派であることから、一定の収益を生み出している介護保険事業にかかる部分については補助対象外とした。（人件費・事業費でこの部分の計算によるもの。）				市社への補助金は、会費・事務局長・事務次長・総務課長・総務課長・総務課長の人員の負担しを行うこと、市社全体の管理の立派であることから、一定の収益を生み出している介護保険事業にかかる部分については補助対象外とした。（人件費・事業費でこの部分の計算によるもの。）				
■ 担当				健康福祉部健康福祉課				健康福祉部健康福祉課				健康福祉部健康福祉課				健康福祉部健康福祉課				
担当部署				伊達				伊達				伊達				伊達				
担当部署				伊達				伊達				伊達				伊達				
電話番号				085-823-9440				0942-30-9174				085-823-1161				097-537-5525				
メールアドレス				hok-110000@city.kochi.lg.jp				hok-110000@city.kochi.lg.jp				hok-110000@city.kochi.lg.jp				hok-110000@city.kochi.lg.jp				

社会福祉への補助金について
(27.2.1現在、単位：円、人)
40. 宮崎市
41. 鹿児島市
42. 那覇市
Q1) 市社債について
Q1-1 組織名称
Q1-2 組織形態
Q1-3 設立年
Q1-4 代表者氏名
Q1-5 役員全数
Q2) 補助金の交付状況
Q2-1 市社債に交付した補助金の交付年度
Q2-2 交付年度
Q2-3 交付年度
Q2-4 交付年度
Q2-5 交付年度
Q3) 人員
Q3-1 補助金に交付した人員
Q3-2 補助金に交付した人員
Q3-3 補助金に交付した人員
Q3-4 補助金に交付した人員
Q3-5 補助金に交付した人員
Q3-6 補助金に交付した人員
Q4) 補助金の交付状況
Q4-1 補助金に交付した人員
Q4-2 補助金に交付した人員
Q4-3 補助金に交付した人員
Q4-4 補助金に交付した人員
Q4-5 補助金に交付した人員
Q4-6 補助金に交付した人員
Q5) 補助金のあり方

平成28年度補助金等評価表

1補助金の概要

補 助 金 名 称	障害者相談支援事業補助金									
補 助 金 の 性 格	団体への補助(事業費補助)					始期	H18		終期	-
予 算 事 業 名	障害者相談支援費					(事業コード 新/旧)		031112/0412D1		
所 管 部 署	福祉保険 部		障害福祉 課		障害事業 係		電話番号		内線5331	
交付先(団体、個人等)	(福)あかしあ労働福祉センター、NPO法人ベネッセレ									
交付目的	(対象) 誰、何に対して		日常生活において不安や疑問等を抱える障害者							
	(意図) どういう状態にしたい		障害者、家族等からの相談に応じ、障害者が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう支援する。							
対象事業等の内容	障害者相談支援事業の運営に要する人件費、事務費等を補助する。									
積算方法	相談支援事業所の主な事業内容により決定。									
事業量指標と過去5年間の実績	① 相談支援事業所数					② 相談件数				
	単位: 所					単位: 件				
	H23	H24	H25	H26	H27	H23	H24	H25	H26	H27
	2	2	2	2	2	7474	8193	9545	9577	8018
成果指標と過去5年間の実績	①					②				
	単位:					単位:				
	H23	H24	H25	H26	H27	H23	H24	H25	H26	H27

2収支状況等

単位:千円

			平成24年度(決算)	平成25年度(決算)	平成26年度(決算)	平成27年度(決見)	平成28年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越					
		市補助金	17,268	17,268	17,268	17,268	17,268
		協議会負担					
		その他	2,496	1,437	3,931	4,255	4,623
	収入合計		19,764	18,705	21,199	21,523	21,891
	市補助率(%)		87.4%	92.3%	81.5%	80.2%	78.9%
支出合計			19,764	18,705	21,199	21,523	21,891
	うち食糧費、交際費						
	次年度繰越						
市負担額	一般財源		17,268	17,268	17,268	17,268	17,268
	特定財源						
	人件費	正職員	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
		臨時・嘱託	734	734	737	718	712
		金額					
	その他事務費						
	合計		18,002	18,002	18,005	17,986	17,980
受益対象者数			8,193	9,545	9,577	8,018	8,800
補助金単位コスト(単位:円)			2,197	1,886	1,880	2,243	2,043
適格性			◆会計処理が適正 ◆事業内容等と補助目的と整合性有 ◇決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当 会計処理は、法人の会計処理規程により監査から会計監査報告を受ける等、適正に処理されている。繰越金は生じておらず、適正な範囲と認められる。				

※人件費(正職員分)は平成24年度7,344千円、平成25年度7,337千円、平成26年度7,374千円、平成27年度7,183千円、平成28年度7,122千円で計算すること。

48

3個別項目に対する評価

項目	チェック項目	評価
1 補助金交付基準との適合性	(1)対象経費	☒ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外 ☒ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外 ☐ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象 ☐ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象
	(2)受益者負担	☐ 適正な負担を設定 ☐ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定 ☒ 上記以外
	(3)補助率の参考基準	☐ 団体 1/2以内 ☐ 個人 1/3以内 ☐ 個人等に対する利子補給 5%以内 ☒ 上記以外
	(4)見直し期間	☐ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く) ☐ 奨励目的の補助、終期を設定 ☒ 終期末設定で、補助継続4年以上
	(5)交付規程(支出根拠)	☒ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅 ☐ 上記以外
	(6)支出を証する書類の添付	☒ 実績報告時、支出証拠書類提出有 ☒ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施 ☐ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。 ☐ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの) ☐ 上記以外
	2 公益性	☒ 不特定多数の市民に直接・間接的に効果が行きわたっている ☐ 総合計画の重点施策の推進に寄与している ◇民営化、自立化の余地がない ☐ 上記以外
	3 必要性	☒ 設定した事業量指標が上向いている ◇廃止・縮小すると市民生活に大きな影響を及ぼす ☐ 補助事業に類似したサービス等を提供する団体等がない ☐ 厳しい財政状況の中、他の事業と比較しても優先的に進めていくべき施策である ☐ 上記以外
	4 効果	☒ 設定した成果指標が上向いている ◇市民アンケート等、客観的な評価を得ている ☒ 対象者が増加するなど、時代のニーズを捉えている ◇費用対効果が大きい ☐ 上記以外
	5 その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由、及び「公益性」「効果」「必要性」において上記チェック項目以外で評価すべき項目があれば、記載し説明すること。 ・財政基盤が極めて弱く、運営費の大半が補助金のため、基準における補助率の適用が困難である。 ・受益者負担になじまない非営利事業であり、障害者の地域生活相談支援拠点として、地域の障害者に対し高く寄与している。 ・地域活動支援センターⅠ型(障害者総合支援法に基づく市町村の必須事業)への設置必須である相談支援事業所に対してのみ補助しており、事実上補助終期設定は困難である。

4平成24年度行政評価への対応状況等 (行政評価)

補助金名称(当時)	地域活動支援センター補助金(精神分)
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
見直し	相談支援事業(一般財源)については、適正な補助額や市外利用者に係る市負担の在り方について検討すること。
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

(1)見直しの年度	具体的な内容と効果
平成28年度	旭川市全体の障害者相談支援事業を見直す中で、地域活動支援センターⅠ型に設置している相談支援事業所についても見直しを図っている。

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	地域の障害者のニーズに対応した相談支援サービス提供の継続。
解決に向けた取組	

6全体的評価

評価	結果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	障害者地域生活支援の重要拠点である障害者地域活動支援センターと一体となった障害者の相談支援拠点としての、現状の事業を継続する。
2次評価		

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

参考資料

1 補助金の名称

補 助 金 名 称	障害者相談支援事業補助金
-----------	--------------

2 類似・関連事業の状況(旭川市・国・道・民間等)

事 業 名	該当なし	実 施 主 体	
概 要			
上 記 事 業 と の 統 合 の 可 能 性 (市 単 独 事 業 の 場 合)		☐ ある	☐ ない
説 明			

3 他市の実施状況

市の名称	事業内容・積算・対象者など
札幌市	札幌市障がい者地域活動支援センター運営費補助要綱の中の、相談支援併設型に当たる。～別添のとおり
東京都板橋区	地域活動支援センター機能強化事業と一体となった補助金交付要綱を制定している。～別添のとおり

注：他の中核市や道内主要都市における類似事業について、その内容をできるだけ2つ以上記入すること。別紙による添付可。

障 害 者 相 談 支 援 事 業 補 助 金

(2) 参考資料 一 別添 (札幌市)

札幌市障がい者地域活動支援センター運営費補助要綱

〔平成 19 年 (2007 年) 3 月 27 日 保健福祉局理事決裁〕

〔最近改正 平成 26 年 (2014 年) 4 月 1 日〕

(目的)

第 1 条 この要綱は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(平成 17 年法律第 123 号) 第 5 条第 25 項及び札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例第 338 条(平成 24 年 10 月 3 日条例第 43 号。以下「条例」という。)の規定及びこれらの規定に準じた形で取扱を定める地域活動支援センター(以下センターという。)の運営経費に対する補助について、札幌市補助金等の事務取扱に関する規程(昭和 36 年訓令第 24 号)に定めるもののほか、必要な事項を定め、もって、在宅の障がい者のより一層の地域社会への参加を促進することを目的とする。

(地域活動支援センター事業)

第 2 条 この要綱において地域活動支援センター事業とは以下の各号の目的のために、必要な設備を有し、運営される各事業をいう。

(1) 一般型

一般企業等に就労することが困難な、在宅の障がい者の地域社会への参加を促進する。

(2) 相談支援併設型

札幌市障がい者相談支援事業の委託を受け、同一または近隣の場所において、主に精神障がい者に対し、相談支援事業と総合的に社会参加の場を提供する。

(3) 就労者支援型

障がい者の民間企業等への就職又は雇用の継続のために、当該障がい者の自己決定と主体性を尊重しながら、障がい者同士の交流促進、情報交換を行う場を提供する。また、札幌市障がい者就業・生活相談支援事業の委託を受け、同一または近隣の場所において、総合的な支援を行う。

(補助金の交付)

第 3 条 市長は、次条以下の補助条件に該当し、かつ補助することが必要と認められるセンターの設置・運営者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(運営の基準)

第 4 条 この要綱において、補助の対象とするセンターは、条例に定める基準のほか、以下の要件を満たすものでなければならない。

(1) 法人が設置・運営するセンターであること。ただし、相談支援併設型は

札幌市障がい者相談支援事業の受託法人のみであり、就労者支援型は札幌市障がい者就業・生活相談支援事業の受託法人のみに限る。なお、事業受託法人は、暴力団員（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の支配を受け、又は暴力団員と密接な関係を有してはならない。

- (2) 1週間に5日以上開設されていること。（年末年始、祝日等のある週を除く。ただし、相談支援併設型は1週間40時間以上開設していること。）
- (3) 前項に定めるもののほか、第2条の各事業においては、以下の各項の基準及び第5条の設備、第6条の職員の配置も満たしていること。

2 一般型

- (1) 原則として、市内に居住する15歳以上の在宅の障がい者5人以上と利用契約を結び、常時5人以上の利用があること。
- (2) 原則として、障がい者の日中活動の場としての活動実績を1年以上有していること。

3 相談支援併設型

原則として、市内に居住する15歳以上の在宅の障がい者を常時20人以上利用させ、社会参加の場を提供するとともに、別途委託する「障がい者相談支援事業」を併せて行うことにより、利用者が地域生活を送るうえで必要となる支援を総合的に行うこと。

4 就労者支援型

- (1) 原則として、札幌市内に居住し、民間企業等への就職又は雇用の継続を希望する障がい者が、1日について概ね5人以上利用していること。
- (2) 事業計画は、センターの利用者の雇用推進及び職場定着に向けた適切なものとする。
- (3) 支援事業を実施する事業所、公共職業安定所、障がい者就業・生活支援センター、障害者職業センター、就労移行支援事業所、医療機関、障害者福祉施設、特別支援学校等の関係機関、当事者団体その他の関係機関との連携が図られているものであること。

（構造及び設備の基準）

第5条 センターの構造及び設備については、日照、採光、換気等利用者の保健衛生及び安全に配慮することとし、以下の各号の基準を満たすこととする。

(1) 一般型

ア 活動室

原則として、活動内容等に応じた必要な広さと設備を有し、専らセンターの用に供されていること。

また、活動室等については、定員1人あたり2.5㎡を確保すること。

イ 休憩・静養スペース

アとは別に設けること（独立していることが望ましいこと）。

(2) 相談支援併設型

次に定める設備とするが、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該センターの効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の支援に支障がないときには、次のアからウに掲げる設備の一部を設けないことができる。

ア 静養室

寝台又はこれに代わる設備を備えること。

イ 便所

利用者の特性に応じたものであること。

ウ 相談室

プライバシーの保護に十分な配慮がなされていること。

エ 地域交流活動室

利用者の支援を行うために必要な備品を備え、十分な広さを有していること。

(3)就労者支援型

ア 交流活動室

利用者の支援を行うために必要な備品を備え、かつ十分な広さを有しているものであること。

イ 便所

利用者の特性に応じたものであること。

(職員の配置の基準)

第6条 センターに置くべき職員及びその員数は次のとおりとする。

(1)一般型

次のア及びイを満たすものであること。

ア 原則として65歳以下の、社会福祉主事の資格を有する者または2年以上障がい者福祉に関する事業に従事した者が、利用者に対する支援に従事する職員として1人以上配置されていること。

イ 指導員等の職員が、常勤換算方式（当該センターの指導員等の職員1週間の勤務時間の合計÷当該センターの1週間の開設時間（通常の職員勤務時間）の合計）で、利用者7.5人に1人以上配置されていること。

(2)相談支援併設型

次のア及びイを満たすものであることとし、配置する職員のうち1人は、精神保健福祉士、社会福祉士等の専門資格を有する者であること。なお、いずれの職員も、支障のない範囲で、当該事業と併せて行う「札幌市障がい者相談支援事業」に従事することは差し支えないこと。

ア 条例で定める管理者（以下「施設長」という。）は、障がい者の福祉の増進に熱意を有し、センターを適切に運営する能力を有する者でなければならないこと。

イ 生活支援員を常勤で1人、非常勤で1人配置すること。

(3)就労者支援型

次のア及びイを満たすこと。なお、いずれの職員も、支障のない範囲で、就業・生活相談支援事業に従事することは差し支えないこと。

ア 施設長は、常勤とし、障がい者の福祉の増進に熱意を有し、センターを適切に運営する能力を有する者でなければならないこと。ただし、センターの管理上支障がない場合は、就業・生活相談支援事業の所長と兼務することができ、また、交流活動推進員と兼務することができる。

イ 交流活動推進員は1人以上配置(アのただし書の規定により施設長が兼務する場合は2人以上配置)し、次の各号のいずれかに該当する者でなければならないこと。

(ア) 障がい者の支援について経験があり、障がい者ケアマネジメント従事者研修又は相談支援従事者研修を修了した者又は修了見込の者

(イ) 保健師、社会福祉士、理学療法士、作業療法士、精神保健福祉士等専門職の資格を有し、障がい者ケアマネジメント従事者研修又は相談支援従事者研修を修了した者又は修了見込の者

(ウ) 障がい者の就労に関する相談・援助業務の経験がある者で(ア)又は(イ)と同等の能力があると認められる者

(補助金の算出)

第7条 運営費補助金は、別表第1欄に定める基準により算出した金額と、別表第2欄に定める補助対象経費の実支出額とを比較して、いずれか低い方の額を交付する。ただし、その額に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 運営費補助金の交付を受けようとするセンターの設置法人の代表者は、障がい者地域活動支援センター(一般型、相談支援併設型、就労者支援型)運営費補助金交付申請書(各様式1)に、次に掲げる関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金算出調書
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) 土地及び建物の図面及び賃貸借契約書等
- (5) 定款及び運営規程等の基本的な規約
- (6) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第9条 市長は、前条に規定する申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助の必要を認めるときは、補助金の額を決定し、補助金交付決定通知書(様式2)を申請者に送付するものとする。

(実績報告書の提出)

第10条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助対象事業終了後すみやかに、地域活動支援センター（一般型、相談支援併設型、就労者支援型）運営費補助実績報告書（様式3）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の確定)

第11条 市長は、前条の規定により事業実績報告書の提出を受けたときは、事業内容を審査し、適正に実施されていると認めたときは、補助金を確定し、交付決定者に対し補助金確定通知書（様式4）により通知するものとする。

(補助金の交付)

第12条 補助金の交付は、前条の補助金額確定後に請求により支出する。ただし、市長が必要と認めたときは、第7条の補助金交付決定通知後に概算額を交付することができる。

2 前項ただし書の場合において、確定した額が交付した額を超えるときは、市長は、確定した額に対する不足額を交付し、満たないときは、期限を定めてその満たない額を返還させなければならない。

(工賃の還元)

第13条 センターにおいて、支援の一環として行う作業により得た収入は、原則として当該作業に必要な経費を控除した金額を工賃として、作業に従事した利用者に支払わなければならない。

(利用者からの利用料の徴収)

第14条 センターは、サービス提供にかかる利用料のほか、飲食物費、日用品費、光熱水費その他その用途が直接利用者の便益を向上させる費用を実費として徴収することができる。ただし、事前に当該金銭の用途及び金額並びに徴収する理由を書面により明らかにするとともに、利用者の同意を得なければならない。

2 利用料等を徴収する場合は、利用者の負担能力に配慮するよう努めなければならない。

(事業計画の変更)

第15条 申請者は、補助金の交付申請をした後に事業計画を著しく変更しようとするときは、あらかじめ関係書類を提出し市長の承認を得なければならない。

(報告)

第16条 センターは、市長に対し、事業の実施状況を適宜報告しなければならない。

らない。

(届出義務)

第17条 補助金の交付を受けた者が、次の各号の一に該当する場合は、速やかに、市長に届出なければならない。

- (1) 設置・運営する者が代わったとき。
- (2) 施設長が変わったとき。
- (3) 主な設備に破損等の変動があったとき。
- (4) その他、運営内容に変更が生じたとき。

(補助の取消等)

第18条 市長は、第6条に規定する申請者が次の各号の一に該当するときは、補助を取消し、又は補助決定額を減じ、既に交付した補助金の返還を命じることができる。

- (1) 補助条件に違反したとき。
- (2) 不正行為があったとき。
- (3) その他市長が補助することが不適当と認めたとき。

(センターの廃止)

第19条 センターを廃止するときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(帳簿等の整備)

第20条 補助金の交付を受けた者は、次の関係書類を備え、事業完了後5年間保存すること。

- (1) 利用者台帳(利用者名簿)
- (2) 利用者出席(出勤)簿
- (3) 業務日誌
- (4) 経理関係帳票及びその証拠書類
- (5) 設備備品台帳
- (6) 寄附台帳
- (7) 職員出勤簿
- (8) 利用者工賃支給台帳(工賃を支給するセンターのみ)
- (9) 職員賃金台帳
- (10) 苦情の内容等の記録
- (11) 事故があった際の事故の状況及び事故処理の記録
- (12) その他必要となる帳簿

(調査等)

第21条 市長は、必要と認めたときは、地方自治法(昭和22年法律第67号)

第 221 条第 2 項の規定により随時状況の調査を行い、又は必要な事項について報告を求めることができる。

(委任)

第 22 条 この要綱の実施に関し、その他必要な事項は障がい保健福祉部長が定める。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 25 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

別表
第1欄

		基準額（単位：円）		算 定 条 件	
一般型（単独型）					
補助基本額		5,800,000	通所者数5名の場合		
		6,260,000	通所者数6名の場合		
		6,720,000	通所者数7名の場合		
		7,190,000	通所者数8名の場合		
		7,650,000	通所者数9名の場合		
		8,120,000	通所者数10名の場合		
		8,580,000	通所者数11名の場合		
		9,040,000	通所者数12名の場合		
		9,510,000	通所者数13名の場合		
		9,970,000	通所者数14名の場合		
		10,440,000	通所者数15名の場合		
		10,900,000	通所者数16名の場合		
		11,360,000	通所者数17名の場合		
		11,830,000	通所者数18名の場合		
		12,290,000	通所者数19名の場合		
		12,290,000+（19名を超えた人数×460,000）	通所者数20名以上の場合		
重度障がい者支援加算		98,000	重度障がい者の通所者1人につき		
家賃（地代）補助加算	家賃（地代）年額×1/2（上限360,000）		当該年度4月1日現在の賃貸契約書記載額による。		
就労支援員配置加算		183,000	通所者1人につき		
一般型（併設型）					
補助基本額		4,570,000	通所者数5名の場合	7,870,000	通所者数14名の場合
		4,940,000	通所者数6名の場合	8,240,000	通所者数15名の場合
		5,310,000	通所者数7名の場合	8,600,000	通所者数16名の場合
		5,670,000	通所者数8名の場合	8,970,000	通所者数17名の場合
		6,040,000	通所者数9名の場合	9,340,000	通所者数18名の場合
		6,410,000	通所者数10名の場合	9,700,000	通所者数19名の場合
		6,770,000	通所者数11名の場合	9,700,000+（19名を超えた人数×360,000）	通所者数20名以上の場合
		7,140,000	通所者数12名の場合		
		7,500,000	通所者数13名の場合		
	重度障がい者支援加算		98,000	重度障がい者の通所者1人につき	
相談支援併設型					
補助基準額		9,153,000	年額		
就労者支援型					
補助基準額	一般型（単独型）通所者数5名の場合の額とする（年額）				
家賃（地代）補助加算	家賃（地代）年額×1/2（上限360,000）	当該年度4月1日現在の賃貸契約書記載額による。			

注1 重度障がい者支援加算の重度障がい者とは、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 身体障害者手帳1、2級、療育手帳A及び精神障害者保健福祉手帳1級を有する者。
- (2) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号)別表3に定める1級に該当する程度の障がい者を有する20歳未満の障がい児又は20歳以上の重度の知的障がい者、重度の身体障がい者及び重度の精神障がい者であつて国民年金法施行令(昭和34年政令第184号)別表に定める1級に該当する程度の障がいを有する者。

注2 補助基本額及び重度障がい者支援加算を算定するうえでの通所者数は以下により算出する。

- ① 当該年度の通所計画人数 ② 前年度の6～11月の平均通所人数
- ①、②のうち、いずれか少ない人数とする。

なお、通所計画人数は、「当該年度の利用予定延べ人数÷センターの当該年度の開所予定日数の合計」により算出し、前年度の6月～11月の平均通所人数は、「前年度の6月～11月までの利用実績延べ人数÷120日」により算出する。

※1 算出の際の少数点以下の端数については、端数が0.2未満の場合は切捨て、0.2以上の場合は切上げるものとする。

※2 利用実績算定時において、同一利用者の通所実績算定は1月につき23日を上限とする。

※3 利用実績算定時において、同一日に「障害者総合支援法」による生活介護、就労継続支援等の通所系サービス、他の地域活動支援センター(相談支援併設型を除く)、地域共同作業所の利用実績がある場合は、当該日は実績として算定できないものとする。

注3 一般型の単独型と併設型の区分については、障害者自立支援法に定める障害福祉サービス事業(居宅介護等の訪問系の事業を除く)と同一の建物により一体的に運営されている場合は、併設型とし、それ以外を単独型とする。また、就労支援員配置加算は別に定める基準等を満たすセンターに加算する。

注4 事業の実施月数が12月に満たない場合は、実施月数を基礎として、月割りによって計算する。

第2欄

補助対象経費

当該センターの運営に要する費用で、以下に掲げるものとする。

事務費	
職員給料	職員に対する給与
職員手当	職員に対する各種手当（賞与等含む）
報酬	役員等に対する報酬
共済費	社会保険料・労働保険料の事業主負担分、退職金共済掛金等
福利厚生費	職員の健康診断その他職員の福利厚生のための費用
報償費	ボランティアに対する謝金等
旅費交通費	電車代、バス代、出張旅費等
通信運搬費	電話代、はがき代等
研修費	職員に対する研修にかかる経費
消耗品費	事務に必要な用品等の購入費（会議にかかる費用や図書購入費含む）
器具什器費	事務に必要な器具（パソコン、書棚等）にかかる費用
修繕費	センター建物等の修繕費
印刷製本費	事務に必要な書類やパンフレット等の印刷費
水道光熱費	電気、水道、ガス料金
燃料費	灯油、ガソリン等（ガソリンは車両費でもかまわない）
賃借料	借受けにかかる経費（センター土地建物含まず）
地代家賃	センター用土地建物賃借料
手数料	銀行振込手数料（各勘定科目に加えてもかまわない）等
保険料	施設火災保険、施設損害賠償責任保険等保険料 等
公租公課	印紙税、土地建物固定資産税、その他公租公課
車両費	センターが所有する車両の車検費用、車両の修繕費、ガソリン代
業務委託費	業務委託に要する費用
負担金	町内会費、関連団体の会費等
事業費	
消耗品費	利用者支援に直接使用する消耗品費
器具什器費	利用者支援に直接使用する器具什器にかかる費用
教養娯楽費	利用者のための教養の娯楽用品購入、レクリエーション等にかかる費用 ※相談支援併設型は除く

障 障者看相談支援事業補助金

東京都板橋区地域活動支援センター

(2) 参考資料 - 別表 (東京都板橋区) 付要綱

(平成 18 年 9 月 29 日区長決定)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、東京都板橋区地域活動支援センター機能強化事業及び相談支援事業実施要綱（平成 18 年 9 月 29 日区長決定。以下「実施要綱」という。）に基づき、地域活動支援センター機能強化事業及び相談支援事業を実施する地域活動支援センターの運営に要する費用の一部を補助することにつき、必要な事項を定める。

(補助対象事業)

第 2 条 東京都板橋区地域活動支援センター機能強化事業及び相談支援事業補助金（以下「補助金」という。）の対象となる事業は、実施要綱に定める地域活動支援センター機能強化事業及び相談支援事業とする。

(補助金の交付額)

第 3 条 補助金の交付額は、予算の範囲内において、別表 1 の第 1 欄に定める基準単価に延べ利用者見込者数を乗じた額（以下「補助基準額」という）と第 2 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額とする。ただし、実施要綱に規定する月額の利用料が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年政令第 10 号。以下「政令」という。）第 17 条に定める負担上限月額を超える場合は、その超える額を補助基準額に加算するものとする。

2 実施要綱第 2 条第 3 項の規定により、地域活動支援センター I 型 A の施設が、地域活動支援センター機能強化事業に併せて、相談支援事業を行う場合には、別表 2 で定める額を加算して補助するものとする。

(申請の手続き)

第 4 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、交付申請書（別記第 1 号様式）に、必要な書類を添付し、区長に申請しなければならない。

2 申請者は、次条の規定による交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更する必要があるときは、変更申請書（別記第 1 号様式の 2）に必要な書類を添付し、別途定める日までに区長に申請しなければならない。

(交付の決定)

第 5 条 区長は、前条の規定に基づく申請があった場合は、その内容を審査し、速やかに補助金の交付の可否を決定して、交付することに決定した場合は、交付決定通知書（別記第 2 号様式）により、申請者に通知するものとする。

(事情の変更による交付決定の取消し等)

第 6 条 区長は、前条の規定による補助金の交付決定を受けた場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じた場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取

り消し、又は当該決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助対象事業につき、既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

(承認事項)

第7条 第5条の規定による補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(事故報告)

第8条 補助事業者は、補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかにその理由その他必要な事項を、書面により区長に報告しなければならない。

(補助事業の遂行命令)

第9条 区長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項に規定する調査又は報告等により、補助事業者が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認める場合は、これに従って補助事業を遂行するよう命じることができる。

(実施状況報告)

第10条 区長は、補助事業の実施状況又は経理状況等について、必要に応じて報告を求め、又は関係書類の提出を求めることができる。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助金の交付決定に係る会計年度が終了した場合又は補助事業を中止若しくは廃止した場合は、別途定める日までに実績報告書（別記第3号様式）により、区長に報告しなければならない。

(補助金の確定)

第12条 区長は、前条の規定により実績報告を受けた場合で、実績報告書の内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により適正と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、確定通知書（別記第4号様式）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求等)

第13条 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた場合には、請求書（別記第5号様式）により速やかに補助金を請求しなければならない。

(決定の取消し)

第14条 区長は、次の各号に掲げるいずれかに該当すると認める場合は、補助金の交付決

定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に基づく命令若しくは第9条に規定する命令に違反したとき。

2 前項の規定は、第12条の規定により、補助金の額が確定した後においても、適用するものとする。

(補助金の返還)

第15条 区長は、第12条の規定に基づき、補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されている場合は、既に交付されている補助金の額から確定した補助金の額を控除した額の返還を、補助事業者に命じるものとする。

2 前項の規定は、前条の規定により、補助金の交付決定を取り消した場合に準用する。

(会計基準)

第16条 削除

(帳簿等の整備保管)

第17条 補助事業者は、施設毎に、前条の規定により必要な帳簿類のほか、次の各号に掲げる帳簿等を整備しておかなければならない。

- (1) 利用者の処遇に関する帳簿 利用者名簿、事業日誌、利用者出勤簿
- (2) 管理及び会計に関する帳簿 事業計画書、職員名簿、出勤簿、給与支給台帳、予算書、決算書、現金出納簿、証票書類及び備品関係書類
- (3) その他必要な帳簿等

2 補助事業者は、前項の規定により作成された帳簿等を、当該帳簿に係る補助事業の実施年度の属する会計年度終了後、5年間、保管しなければならない。

(適用除外)

第18条 この要綱に規定する補助金は、板橋区における他の補助又は委託等の対象となっている事業に対しては、交付しないものとする。

(委任)

第19条 この要綱の施行については、東京都板橋区補助金等交付規則（昭和42年板橋区規則第3号）に定めるところによるほか必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年3月1日から施行する。ただし、別表1のただし書の追加規定

は、平成 18 年 10 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までに実施した事業に適用する。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(別表 1)

1 欄（基準単価）					第 2 欄（対象経費）
I 型 B ～ III 型		4 時間未満	4～6 時間	6 時間超	地域活動支援センターを運営するために必要な給料、職員手当、共済費、報酬、賃金、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕費及び指導用教材費）、役務費（通信運搬費及びその他の役務費）、使用料、賃借料、備品購入費（指導訓練器具費含む）、委託料、負担金、その他区長が必要と認める経費
	一 般	3,130 円	5,260 円	6,820 円	
	住民税非課税 生活保護	3,400 円	5,700 円	7,400 円	
I 型 A	5,260 円				
食事提供 体制加算	一 般	300 円 ただし、政令第 17 条第 1 号の適用を受ける者を除く。			
	住民税非課税 生活保護	330 円			
入浴加算	一 般	360 円			
	住民税非課税 生活保護	400 円			
送迎加算 （片道につき）	一 般	490 円			
	住民税非課税 生活保護	540 円			

※ 生活保護は、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による被保護世帯、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平 6 年法律第 30 号）による支援給付（同法改正に伴う経過措置により行われる支援給付も含む）受給世帯

※ 住民税非課税は、政令第 17 条第 4 の適用を受ける者及びその配偶者

(別表 2)

第 1 欄 (基準額)		第 2 欄 (対象経費)
常勤専門相談員を配置している場合	6,180,900 円	相談支援事業を実施するために必要な別表 1 第 2 欄に定める経費
非常勤職員を配置している場合	3,245,000 円	

平成28年度補助金等評価表

1補助金の概要

補 助 金 名 称	旭川市高齢者いこいの家運営費補助金									
補 助 金 の 性 格	団体への補助(運営費補助)					始期	H9		終期	-
予 算 事 業 名	老人クラブ・高齢者いこいの家運営費					(事業コード 新/旧)		032103/041243		
所 管 部 署	福祉保険 部		介護高齢 課			生きがい 係		電話番号		内線 5336
交付先(団体、個人等)	高齢者いこいの家運営委員会									
交付目的	(対象) 誰、何に対して		おおむね60歳以上の旭川市民							
	(意図) どういう状態にしたい		適正な管理運営のもと、高齢者が楽しい仲間を見つけ、生きがいや喜びを感じ、娯楽やレクリエーションなどの活動を楽しめる身近な場所を提供し、高齢者の健康で明るい生活につながる。							
対象事業等の内容	高齢者いこいの家の管理運営に必要な費用を助成する。									
積算方法	利用施設形態および月開設日数並びに利用者数に応じた算定費目の合算額を補助。(平成23年度から補助基準を改正し、運営実態に即した補助金算定により交付)									
事業量指標と過去5年間の実績	① 高齢者いこいの家数(休止除く)					②				
	単位:箇所					単位:				
	H23	H24	H25	H26	H27	H23	H24	H25	H26	H27
	147	145	140	138	137					
成果指標と過去5年間の実績	① 利用者延数					②				
	単位:人					単位:				
	H23	H24	H25	H26	H27	H23	H24	H25	H26	H27
	381,737	368,609	352,809	340,400	338,599					

2収支状況等

単位:千円

			平成24年度(決算)	平成25年度(決算)	平成26年度(決算)	平成27年度(決見)	平成28年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越	2,365	2,385	2,396	2,888	3,415
		市補助金	37,306	36,248	36,270	35,709	32,442
	その他	1,633	1,400	1,406	1,066	749	
	収入合計		41,304	40,033	40,072	39,663	36,606
	市補助率(%)		90.3%	90.5%	90.5%	90.0%	88.6%
支出合計			38,919	37,637	37,557	36,248	36,606
	うち食糧費、交際費						
	次年度繰越		2,385	2,396	2,515	3,415	0
市負担額	一般財源				36,270		
	特定財源		37,306	36,248		35,709	32,442
	人件費	正職員	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
		臨時・嘱託	2,203	2,201	2,212	2,155	2,137
		その他事務費					
	合計		39,509	38,449	38,482	37,864	34,579
受益対象者数		368,609	352,809	340,400	338,599	338,599	
補助金単位コスト(単位:円)		107	109	113	112	102	
適格性			◆会計処理が適正 ◆事業内容等と補助目的と整合性有 ◆決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当会計処理については、会計責任者のもと行われている。また、繰越金については、使途を明確にし、使途不明分は返還の対象としている。				

※人件費(正職員分)は平成24年度7,344千円、平成25年度7,337千円、平成26年度7,374千円、平成27年度7,183千円、平成28年度7,122千円で計算すること。

3個別項目に対する評価

項目	チェック項目	評価
1 補助金交付基準との適合性	(1) 対象経費	☒ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外 ☒ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外 ☐ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象 ☐ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象
	(2) 受益者負担	☐ 適正な負担を設定 ☐ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定 ☒ 上記以外
	(3) 補助率の参考基準	☐ 団体 1/2以内 ☐ 個人 1/3以内 ☐ 個人等に対する利子補給 5%以内 ☒ 上記以外
	(4) 見直し期間	☐ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く) ☐ 奨励目的の補助、終期を設定 ☒ 終期末設定で、補助継続4年以上
	(5) 交付規程(支出根拠)	☒ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅 ☐ 上記以外
	(6) 支出を証する書類の添付	☐ 実績報告時、支出証拠書類提出有 ☐ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施 ☒ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。 ☒ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの) ☐ 上記以外
	2 公益性	☒ 不特定多数の市民に直接・間接的に効果が行きわたっている ☐ 総合計画の重点施策の推進に寄与している ☒ 民営化、自立化の余地がない ☐ 上記以外
	3 必要性	☐ 設定した事業量指標が上向いている ☐ 廃止・縮小すると市民生活に大きな影響を及ぼす ☒ 補助事業に類似したサービス等を提供する団体等がない ☒ 厳しい財政状況の中、他の事業と比較しても優先的に進めていくべき施策である ☐ 上記以外
	4 効果	☐ 設定した成果指標が上向いている ☐ 市民アンケート等、客観的な評価を得ている ☐ 対象者が増加するなど、時代のニーズを捉えている ☐ 費用対効果が大きい ☒ 上記以外
	5 その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由、及び「公益性」「効果」「必要性」において上記チェック項目以外で評価すべき項目があれば、記載し説明すること。 ・身近な地域で高齢者が集う場を設け、その場が健康相談、防火防犯啓発、交通安全、介護予防など関係機関の啓発活動のために多く活用され、高齢者福祉全般的な観点からその役割は重要かつ継続性を持っており、また、高齢者いこいの家が空き屋を活用して開設しているところもあり、社会問題化している空き屋対策としても機能しており、継続的な支援が必要であることから、見直し期間を設定することは困難である。 ・現在、経費節減を含めた補助金の効率的な運用について検討を進めているところであるが、現状においては、補助金の交付先団体が利用者(高齢者)、民生児童委員、町内会、老人クラブ等の代表等で構成する非営利の地域組織であり、かつ、ごく一部を除いた全ての利用者が退職後の高齢者であるため、管理運営上特に必要な場合を除き、施設利用に当たっての利用料を原則無料としていることから、運営経費の大部分を補助金に頼らざるを得ない状態にあるため、受益者負担及び補助率の参考基準については補助金交付基準と合致していない。

4平成24年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補助金名称(当時)	高齢者いこいの家運営費補助金
(1) 行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
見直し	財源の観点からも、受益者負担の導入に向けた検討とともに、老人クラブとの一体的な体制づくりなど、経費節減を含め効率的な運用を検討すること。
(2) 対応年度	具体的な内容と効果
平成27年度	補助金の種類のひとつであった備品建物修繕費等補助金を廃止し、突発的な修繕等の対応については利用者から応分の負担をしていただくなどに対応するよう見直した。

(その他の見直し)

(1) 見直しの年度	具体的な内容と効果
平成28年度	利用者の増減が補助金額に影響するよう補助金算定に係る基準を見直した。

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	老人クラブとの一体的な体制づくりなどの効率的な運用
解決に向けた取組	これまでもアンケートを実施するなど意見聴取をしているところであり、効率的な運用について一定の結論が出せるよう、関係団体と調整する。

6全体的評価

評価	結果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	見直し	老人クラブとの一体的な体制づくりなど、経費節減を含め効率的な運用を検討する。
2次評価		

結果欄：継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

参考資料

1 補助金の名称

補 助 金 名 称	高齢者いこいの家運営費補助金
-----------	----------------

2 類似・関連事業の状況(旭川市・国・道・民間等)

事業名		実施主体	
概 要			
上記事業との統合の可能性(市単独事業の場合)		☐ ある	☐ ない
説 明			

3 他市の実施状況

市の名称	事業内容・積算・対象者など
船橋市	老人憩の家 【事業内容】地域の高齢者に対して健康の増進, 教養の向上, サークルやグループ活動を通して交流を深められる場を提供することを目的とする。H25設置数44。 【積算】民家を使用する場合のみ, 建物所有者に対し, 諸経費分の補助を行っている。事業費決算額13,855千円。 【利用対象者】市内在住の60歳以上の高齢者, 利用料無料。H25利用人数54,551人。
札幌市	おとしより憩の家 【事業内容】地区会館等の一角を利用し、地域の高齢者に対し教養の向上やレクリエーション等のための場を提供。地域住民で組織された運営委員会等により運営を行う。H26設置数63。 【積算】一ヶ所あたり年額350千円の補助。総決算額22,075千円。 【利用対象者】市内在住の60歳以上の高齢者, 利用料無料。H26利用人数128,834人。

注: 他の中核市や道内主要都市における類似事業について, その内容をできるだけ2つ以上記入すること。別紙による添付可。

平成28年度補助金等評価表

1補助金の概要

補 助 金 名 称	旭川市長寿社会生きがい振興事業補助金									
補 助 金 の 性 格	団体への補助(事業費補助)					始期	H3		終期	—
予 算 事 業 名	長寿社会生きがい振興事業費					(事業コード 新/旧)		03-21-01/01-31-02		
所 管 部 署	福祉保険 部		介護高齢 課		生きがい 係		電話番号		内5335	
交付先(団体、個人等)	高齢者の社会参加や生きがいづくりを実施する団体(社会福祉法人旭川市社会福祉協議会、特定非営利活動法人カタクリの会)									
交付目的	(対象) 誰、何に対して		在宅で生活する高齢者等							
	(意図) どういう状態にしたい		高齢者の生きがいの高揚及び社会福祉の向上を図る。							
対象事業等の内容	市民の地域貢献を基本に、高齢者の社会参加や生きがいづくり及び生活援助事業の推進に資する事業									
積算方法	要綱で定める補助対象経費、補助率、補助限度額により補助額を算定する。また、非継続的事业又は小規模事業については定額制とし、いずれも当該年度の予算の範囲内で決定する。									
事業量指標と過去5年間の実績	① 補助金交付団体					②				
	単位:団体					単位:				
	H23	H24	H25	H26	H27	H23	H24	H25	H26	H27
	4	2	2	2	2					
成果指標と過去5年間の実績	① 安心見守り対象者数(市社協実施事業分)					② 会食サービス等参加者数(カタクリの会実施事業分)				
	単位:					単位:				
	H23	H24	H25	H26	H27	H23	H24	H25	H26	H27
	2,457	3,406	3,636	3,629	3,643	538	538	541	591	555

2収支状況等

単位:千円

			平成24年度(決算)	平成25年度(決算)	平成26年度(決算)	平成27年度(決見)	平成28年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越					
		市補助金	11,907	11,907	11,907	11,907	11,907
		参加者負担金	266	271	304	273	273
		自己財源	6,717	6,496	6,483	6,275	6,275
		その他					
	収入合計		18,890	18,674	18,694	18,455	18,455
	市補助率(%)		63.0%	63.8%	63.7%	64.5%	64.5%
支出状況	支出合計		18,890	18,674	18,694	18,455	18,455
	うち食糧費、交際費						
	次年度繰越						
市負担額	一般財源				11,772		
	特定財源		11,907	11,907	135	11,907	11,907
	人件費	正職員	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
		人工金額	734	734	737	718	712
		臨時・嘱託					
	その他事務費						
	合計		12,641	12,641	12,644	12,625	12,619
受益対象者数		96,493	99,876	103,497	106,243	106,243	
補助金単位コスト(単位:円)		131	127	122	119	119	
適格性			◆会計処理が適正 ◆事業内容等と補助目的と整合性有 ◇決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当事業内容はいずれも在宅で生活する高齢者等を支える事業等を交付対象とし、社会福祉の向上等を図るものであり、補助目的に合致している。また、支出状況については支出証拠書類の提示を受け確認している。				

※人件費(正職員分)は平成24年度7,344千円、平成25年度7,337千円、平成26年度7,374千円、平成27年度7,183千円、平成28年度7,122千円で計算すること。

3個別項目に対する評価

項目	チェック項目	評価
1 補助金交付基準との適合性	(1)対象経費 ◇ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外 ◇ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外 ◆ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象 ◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	☐ 合致する ☒ 概ね合致する ☐ 合致しない
	(2)受益者負担 ◇ 適正な負担を設定 ◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定 ◆ 上記以外	☐ 合致する ☒ 合致しない
	(3)補助率の参考基準 ◇ 団体 1/2以内 ◇ 個人 1/3以内 ◇ 個人等に対する利子補給 5%以内 ◆ 上記以外	☐ 合致する ☒ 合致しない
	(4)見直し期間 ◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く) ◇ 奨励目的の補助、終期を設定 ◆ 終期末設定で、補助継続4年以上	☐ 有(4年未満) ☐ 有(4年以上) ☐ 継続4年未満 ☐ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外) ☐ 同一団体補助だが、見直し設定していない ☒ 奨励目的補助だが、終期を設定していない
	(5)交付規程(支出根拠) ◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅 ◇ 上記以外	☒ 合致する ☐ 合致しない
	(6)支出を証する書類の添付 ◇ 実績報告時、支出証拠書類提出有 ◇ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施 ◆ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。 ◇ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの) ◇ 上記以外	☐ 合致する(※左欄2項目とも適合) ☒ 概ね合致する ☐ 合致しない
	2公益性 ◆ 不特定多数の市民に直接・間接的に効果が行きわたっている ◇ 総合計画の重点施策の推進に寄与している ◇ 民営化、自立化の余地がない ◇ 上記以外	☒ 公益性が高い ☐ 公益性が高いとは言えない
	3必要性 ◇ 設定した事業量指標が上向いている ◆ 廃止・縮小すると市民生活に大きな影響を及ぼす ◆ 補助事業に類似したサービス等を提供する団体等がない ◇ 厳しい財政状況の中、他の事業と比較しても優先的に進めていくべき施策である ◇ 上記以外	☒ 必要性が高い ☐ 必要性が高いとは言えない
	4効果 ◇ 設定した成果指標が上向いている ◇ 市民アンケート等、客観的な評価を得ている ◆ 対象者が増加するなど、時代のニーズを捉えている ◇ 費用対効果が大きい ◇ 上記以外	☒ 効果が高い ☐ 効果が高いとは言えない
	5その他 「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由、及び「公益性」「効果」「必要性」において上記チェック項目以外で評価すべき項目があれば、記載し説明すること。 当事業は、旭川市長寿社会生きがい基金の設置目的である長寿社会に対応する社会福祉活動を振興するため、当該基金から生ずる収益等を財源とした補助事業であり、要綱で補助事業の区分・対象ごとに補助率を定めているため、補助率の参考基準に合致してない。 また、当事業の補助対象事業要件は、住民参加を基本として社会福祉団体等が行う在宅の高齢者(家族)等への援助事業としており、具体的な取組としては、現在、高齢者等への日常の見守り事業や身近な地域交流の場であるふれあいサロンの運営、独居高齢者等の会食サービスの運営となっている。いずれの事業も、高齢者を主とした市民を対象に、地域の中で安心して安全に生活できるよう、地域ボランティアの参加と協力により、共に地域を支え合うことを目的とした事業であり、地域力の停滞が指摘されている中において地域福祉の推進に効果的かつ公益的な事業への支援であることから、見直し期間を設定することは困難である。	

4平成24年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補助金名称(当時)	旭川市長寿生きがい振興事業補助金
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
見直し	補助対象事業等が固定化していることから、事業内容について見直しを図ること。
(2)対応年度	具体的な内容と効果
(その他の見直し)	
(1)見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	安定した事業運営のための財源確保。当該補助金の財源となる基金元金及び利子収入の減少
解決に向けた取組	平成26年度に実施された当該補助金の一般財源充当の継続的な実施が望まれる。

6全体的評価

評価	結果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	地域住民による地域福祉の推進は今後ますます必要となることから、市の取り組むべき度合いは高く、今後も事業を進めていくことが必要である。
2次評価		

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

参考資料

1 補助金の名称

補 助 金 名 称	旭川市長寿社会生きがい振興事業補助金
-----------	--------------------

2 類似・関連事業の状況(旭川市・国・道・民間等)

事業名	民間事業者と連携した見守りの強化事業	実施主体	旭川市
概要	民間事業者と連携し、地域住民による見守りに、事業者の取組を加えた複合的・重層的な見守りの仕組みを構築することにより、高齢者等の安心で安全な生活を目指す。		
上記事業との統合の可能性（市単独事業の場合）		☐ ある ☒ ない	
説明	当事業は不測時の緊急通報的な側面が強く、通報を受け市が直接対応を行う。他方、補助対象事業のうちの一部である地域住民による見守りは、高齢者の日常的な見守り活動の側面が強く、それぞれ異なる見守りの方法をとっていることから、統合の可能性はない。		

3 他市の実施状況

市の名称	事業内容・積算・対象者など
鹿角市	○鹿角市地域支え合い体制づくり事業費補助金 住民組織が実施する、地域における高齢者、障害者等への支援を目的とする事業の立ち上げを支援する「地域支え合い活動立ち上げ事業」や、高齢者等の生きがい活動や地域生活を支える夜間も含めた緊急対応等を行う拠点の整備事業「ふれあいの居場所整備事業」などへ補助金を支出する。(平成23年度単年のみ)
知多市	○地域福祉振興事業補助金 高齢者や障害者を援助するための交流会、ふれあいサロン、介護技術講習会、健康・生きがいづくりのための講演会、スポーツ大会などの開催や、これを継続的に行うために必要な活動拠点の整備、または維持等に対し補助金を交付する。交付対象は、市内に所在し市民を対象として福祉活動を行う5人以上で組織する団体とする。

注: 他の中核市や道内主要都市における類似事業について、その内容をできるだけ2つ以上記入すること。別紙による添付可。

平成28年度補助金等評価表

1 補助金の概要

補 助 金 名 称	旭川市特定不妊治療費補助金									
補 助 金 の 性 格	個人等への補助					始期	H16		終期	-
予 算 事 業 名	不妊対策推進費					(事業コード 新/旧)		011219/031101		
所 管 部 署	子育て支援 部		母子保健 課			係	電話番号		内線2967	
交付先(団体、個人等)	個人									
交付目的	(対象) 誰、何に対して		特定不妊治療(体外受精及び顕微授精)以外の治療法では妊娠の見込みがない、又は極めて少ないと診断された夫婦。							
	(意図) どういう状態にしたい		医療保険が適用されず、高額な医療費を要する特定不妊治療費用の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図り、自然妊娠による子どもを持つことを諦めていた夫婦が、治療に臨むきっかけをつくる。							
対象事業等の内容	・治療区分により、1回あたり15万円又は7万5千円を上限に助成(但し、初回申請に限っては助成上限額を15万円から30万円にする)。妻の治療開始時年齢が39歳以下の場合は通算6回まで、40歳以上42歳以下の場合は通算3回まで助成。 ・特定不妊治療の一環として行った男性不妊治療について、1回あたり15万円を上限に助成。 ・特定不妊治療費助成を受けた夫婦から出生した実子が1人以上おり、国の特定不妊治療を上限まで助成を受けた夫婦に対し、第2子以降の特定不妊治療費を助成(市単独事業)。助成額・回数については、国の基準に準ずる。									
積算方法	・領収書により、特定不妊治療に係る経費を審査し、本市が助成する助成上限額の範囲内で補助金を決定している。									
事業量指標と過去5年間の実績	① 助成者数(実) 単位:人					② 単位:				
	H23	H24	H25	H26	H27	H23	H24	H25	H26	H27
	111	131	139	141	149					
成果指標と過去5年間の実績	① 助成者数(延) 単位:人					② 単位:				
	H23	H24	H25	H26	H27	H23	H24	H25	H26	H27
	201	206	225	226	244					

2 収支状況等

単位:千円

			平成24年度(決算)	平成25年度(決算)	平成26年度(決算)	平成27年度(決見)	平成28年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越					
		市補助金	28,173	27,967	27,676	32,487	63,350
		協議会負担					
		国庫補助金					
		その他					
	収入合計		28,173	27,967	27,676	32,487	63,350
	市補助率(%)		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	支出合計		28,173	27,967	27,676	32,487	63,350
	うち食糧費、交際費						
次年度繰越							
市負担額	一般財源		14,087	13,984	13,838	16,244	32,325
	特定財源		14,086	13,983	13,838	16,243	31,025
	人件費	正職員	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
		臨時・嘱託	1,469	1,467	1,475	1,437	1,424
		金額	1,493	1,476	1,529	1,548	1,621
	その他事務費						
	合計		31,135	30,910	30,680	35,472	66,395
受益対象者数		206	225	226	244	335	
補助金単位コスト(単位:円)		151,141	137,378	135,752	145,377	198,194	
適格性			◇会計処理が適正 ◆事業内容等と補助目的と整合性有 ◇決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当 特定不妊治療に係る費用を領収書等から審査し、助成額を決定しており、適正に処理している。				

※人件費(正職員分)は平成24年度7,344千円、平成25年度7,337千円、平成26年度7,374千円、平成27年度7,183千円、平成28年度7,122千円で計算すること。

3個別項目に対する評価

項目	チェック項目	評価
1 補助金交付基準との適合性	(1)対象経費 ◆ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外 ◇ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外 ◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象 ◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	■ 合致する □ 概ね合致する □ 合致しない
	(2)受益者負担 ◆ 適正な負担を設定 ◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定 ◇ 上記以外	■ 合致する □ 合致しない
	(3)補助率の参考基準 ◇ 団体 1/2以内 ◇ 個人 1/3以内 ◇ 個人等に対する利子補給 5%以内 ◆ 上記以外	□ 合致する ■ 合致しない
	(4)見直し期間 ◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。) ◇ 奨励目的の補助、終期を設定 ◆ 終期末設定で、補助継続4年以上	□ 有(4年未満) □ 有(4年以上) □ 継続4年未満 ■ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)
		□ 同一団体補助だが、見直し設定していない □ 奨励目的補助だが、終期を設定していない
	(5)交付規程(支出根拠) ◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅 ◇ 上記以外	■ 合致する □ 合致しない
	(6)支出を証する書類の添付 ◆ 実績報告時、支出証拠書類提出有 ◆ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施 ◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。 ◇ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの) ◇ 上記以外	■ 合致する(※左欄2項目とも適合) □ 概ね合致する □ 合致しない
		■ 公益性が高い □ 公益性が高いとは言えない
		■ 必要性が高い □ 必要性が高いとは言えない
		■ 効果が高い □ 効果が高いとは言えない
2 公益性	◇ 不特定多数の市民に直接・間接的に効果が行きわたっている ◇ 総合計画の重点施策の推進に寄与している ◆ 民営化、自立化の余地がない ◇ 上記以外	
3 必要性	◆ 設定した事業量指標が上向いている ◆ 廃止・縮小すると市民生活に大きな影響を及ぼす ◆ 補助事業に類似したサービス等を提供する団体等がない ◇ 厳しい財政状況の中、他の事業と比較しても優先的に進めていくべき施策である ◇ 上記以外	
4 効果	◇ 設定した成果指標が上向いている ◇ 市民アンケート等、客観的な評価を得ている ◆ 対象者が増加するなど、時代のニーズを捉えている ◇ 費用対効果が大きい ◇ 上記以外	
5 その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由、及び「公益性」「効果」「必要性」において上記チェック項目以外で評価すべき項目があれば、記載し説明すること。 補助率の参考基準については、個別に特定不妊治療費のかかった費用の一部を助成するため合致しない。	

4平成24年度行政評価への対応状況等 (行政評価)

補助金名称(当時)	
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
—	
(2)対応年度	具体的な内容と効果
(その他の見直し)	
(1)見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	今後、特定不妊治療費の助成件数の増加が見込まれることから、効率的な審査が遂行できるよう随時見直しを図るとともに、より多くの市民に理解していただき、活用のきっかけをつくるため、周知方法の見直しを図る。
解決に向けた取組	周知徹底を図るため、市内医療機関のほか、企業向け会報誌の活用や公共機関等へのチラシの設置を行う。

6全体的評価

評価	結果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	高額な医療費を要する特定不妊治療費用の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図り、治療に臨むきっかけをつくることは必要。
2次評価		

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

参考資料

1 補助金の名称

補 助 金 名 称	旭川市特定不妊治療費補助金
-----------	---------------

2 類似・関連事業の状況(旭川市・国・道・民間等)

事業名			実施主体	
概要				
上記事業との統合の可能性(市単独事業の場合)			☐ ある ☐ ない	
説明				

3 他市の実施状況

市の名称	事業内容・積算・対象者など
	別紙のとおり

注: 他の中核市や道内主要都市における類似事業について, その内容をできるだけ2つ以上記入すること。別紙による添付可。

特定不妊治療費助成に係る他都市の状況について

1 中核市調査（45か所）

平成27年度の実施状況について調査（H28.1.15現在）

(1) 独自助成の有無

独自助成あり	30か所 (66.7%)	秋田、郡山、いわき、宇都宮、前橋、高崎、川越、越谷、船橋、八王子、横須賀、富山、金沢、長野、岐阜、豊橋、岡崎、豊田、大津、高槻、奈良、和歌山、倉敷、福山、下関、松山、高知、久留米、大分、宮崎
独自助成なし	15か所 (33.3%)	函館、旭川、青森、盛岡、柏、豊中、牧方、東大阪、姫路、尼崎、西宮、高松、長崎、鹿児島、那覇

(2) 独自助成内容（重複あり）

一般不妊治療費助成 (*1)	15か所	前橋、高崎、船橋、金沢、岐阜、豊橋、岡崎、豊田、大津、奈良、和歌山、福山、下関、大分、宮崎
男性不妊治療費助成	11か所	秋田、川越、越谷、八王子、富山、長野、大津、倉敷、下関、高知、大分
助成額の上乗せ (*2)	9か所	秋田、郡山、いわき、宇都宮、高崎、八王子、松山、久留米、大分
不育症の助成 (*3)	5か所	高崎、横須賀、長野、大津、高槻
所得制限の撤廃	1か所	高槻

*1 助成額は、年額3～10万円

*2 上乗せ額は2万5千円～5万円程度（最大15万円）

*3 助成額は、年額5～30万円

2 道内主要都市（9か所） *H27.11.1現在

独自助成あり(*)	5か所	岩見沢、帯広、苫小牧、北見、釧路
独自助成なし	4か所	函館、旭川、札幌、小樽

*北海道の助成額を控除した額につき、7万5千円～5万円を助成

3 上川管内（1市8町村） *H27.11.1現在

独自助成あり(*)	4か所	東川、鷹栖、比布、愛別
独自助成なし	5か所	旭川、東神楽、当麻、美瑛、幌加内

*東川町：特定不妊治療・一般不妊治療ともに上限額なし

鷹栖町：特定不妊治療は、北海道の助成を控除した額につき上限15万円まで助成

一般不妊治療は、年度で上限5万円（期間制限なし）

比布町：鷹栖町に同じ。

愛別町：鷹栖町に同じ。

平成28年度補助金等評価表

1 補助金の概要

補 助 金 名 称	旭川市私立幼稚園幼児教育推進補助金									
補 助 金 の 性 格	団体への補助(事業費補助)					始期	H20		終期	-
予 算 事 業 名	幼稚園振興費					(事業コード 新/旧)		042305/032134		
所 管 部 署	子育て支援 部		こども育成 課			こども事業 係		電話番号	内5287	
交付先(団体、個人等)	市内に私立幼稚園を設置する学校法人									
交付目的	(対象) 誰、何に対して		市内の私立幼稚園設置者							
	(意図) どういう状態にしたい		私立幼稚園での教材教具の購入及び賃借に補助することにより、私学経営の安定を図る。また、教職員の資質及び教育水準の向上を図る。							
対象事業等の内容	私立幼稚園において、教材教具として使用する消耗品・図書等の購入及び賃借に要する経費の一部を補助する。また、教育の質の向上に資するために教職員が参加する研修に要する経費の一部を補助する。									
積算方法	予算の範囲内において定めた額。幼稚園を単位とする「均等割額」、各幼稚園の園児数に応じた「園児数割」及び学級数に応じた「学級割額」の合算額を補助基準額とする。									
事業量指標と過去5年間の実績	① 生徒及び教職員1人当たりの補助金額					②				
	単位:円					単位:				
	H23	H24	H25	H26	H27	H23	H24	H25	H26	H27
	4085	3811	3806	3849	4337					
成果指標と過去5年間の実績	① 市内私立幼稚園児数					② 市内私立幼稚園教員数				
	単位:人					単位:人				
	H23	H24	H25	H26	H27	H23	H24	H25	H26	H27
	3,097	3,117	3,036	3,048	2,706	252	282	286	299	264

2 収支状況等

単位:千円

			平成24年度(決算)	平成25年度(決算)	平成26年度(決算)	平成27年度(決見)	平成28年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越					
		市補助金	12,952	12,644	12,882	12,881	12,901
		設置者負担	19,258	19,583	17,371	20,689	19,225
		その他					
	収入合計		32,210	32,227	30,253	33,570	32,126
	市補助率(%)		40.2%	39.2%	42.6%	38.4%	40.2%
支出合計			32,210	32,227	30,253	33,570	32,126
	うち食糧費、交際費						
市負担額	次年度繰越						
	一般財源		12,952	12,644	12,882	12,881	12,901
	特定財源						
	人件費	正職員	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
		人工金額	734	734	737	718	712
		臨時・嘱託					
	その他事務費						
合計		13,686	13,378	13,619	13,599	13,613	
受益対象者数			3,399	3,322	3,347	2,970	
補助金単位コスト(単位:円)			4,026	4,027	4,069	4,579	#DIV/0!
適格性			◆会計処理が適正 ◆事業内容等と補助目的と整合性有 ◆決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当会計処理については、会計責任者のもと行われており、また、会計事務所などの法人の監査人より会計監査報告を受けていることから、適正に処理されている。				

※人件費(正職員分)は平成24年度7,344千円、平成25年度7,337千円、平成26年度7,374千円、平成27年度7,183千円、平成28年度7,122千円で計算すること。

3個別項目に対する評価

項目		チェック項目	評価
1 補助金交付基準との適合性	(1)対象経費	◇ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	☐ 合致する
		◇ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	☒ 概ね合致する
		◆ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	☐ 合致しない
	(2)受益者負担	◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	☒ 合致する
		◆ 適正な負担を設定	☐ 合致しない
		◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	☒ 合致する
	(3)補助率の参考基準	◇ 上記以外	☐ 合致しない
		◆ 団体 1/2以内	☒ 合致する
		◇ 個人 1/3以内	
	(4)見直し期間	◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	
◇ 上記以外		☐ 合致しない	
◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)		☐ 有(4年未満) ☐ 有(4年以上) ☐ 継続4年未満 ☐ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)	
2 公益性	(5)交付規程(支出根拠)	◇ 奨励目的の補助、終期を設定	☐ 同一団体補助だが、見直し設定していない
		◆ 終期末設定で、補助継続4年以上	☒ 奨励目的補助だが、終期を設定していない
	(6)支出を証する書類の添付	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	☒ 合致する
		◇ 上記以外	☐ 合致しない
		◆ 実績報告時、支出証拠書類提出有	☒ 合致する(※左欄2項目とも適合)
	(7)効果	◆ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施	☒ 合致する
		◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。	☐ 概ね合致する
		◇ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)	☐ 合致しない
	(8)その他	◇ 上記以外	☐ 合致しない
◇ 不特定多数の市民に直接・間接的に効果が行きわたっている		☒ 公益性が高い	
◇ 総合計画の重点施策の推進に寄与している ◆民営化、自立化の余地がない		☐ 公益性が高いとは言えない	
3 必要性	(9)必要性	◇ 上記以外	☒ 必要性が高い
		◆ 設定した事業量指標が上向いている ◇廃止・縮小すると市民生活に大きな影響を及ぼす	☐ 必要性が高いとは言えない
		◇ 補助事業に類似したサービス等を提供する団体等がない	
4 効果	(10)効果	◇ 厳しい財政状況の中、他の事業と比較しても優先的に進めていくべき施策である	☒ 効果が高い
		◇ 上記以外	☐ 効果が高いとは言えない
		◇ 設定した成果指標が上向いている ◇市民アンケート等、客観的な評価を得ている	
5 その他	(11)その他	◇ 対象者が増加するなど、時代のニーズを捉えている ◆費用対効果が大きい	
		◇ 上記以外	
		「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由、及び「公益性」「効果」「必要性」において上記チェック項目以外で評価すべき項目があれば、記載し説明すること。	
6 その他	(12)その他	(4)見直し期間 保護者負担の軽減及び私学振興が目的であることから終期の設定はなじまないとともに、教育環境の維持向上という観点からニーズの高い事業である。	

4平成24年度行政評価への対応状況等
(行政評価)

補助金名称(当時)	旭川市私立幼稚園幼児教育推進補助金
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
継続	幼児教育環境の充実を図るため、継続的に実施することが必要である。
(2)対応年度	具体的な内容と効果
(その他の見直し)	
(1)見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	
解決に向けた取組	

6全体的評価

評価	結果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	幼児教育環境の充実及び保護者負担の抑制を図ることにより、幼稚園への就園を促進するためにも継続的に実施することが必要である。
2次評価		

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

平成28年度補助金等評価表

1 補助金の概要

補 助 金 名 称	再生資源回収奨励金									
補 助 金 の 性 格	団体への補助(卒業生補助)					始期	H10		終期	-
予 算 事 業 名	再生資源回収促進費					(事業コード 新/旧)		09-21-05/05-21-05		
所 管 部 署	環境 部 クリーンセンター 課					ごみ減量 係	電話番号	内405		
交付先(団体、個人等)	再生資源回収活動を実施する市民団体									
交付目的	(対象) 誰、何に対して		市民団体							
	(意図) どういう状態にしたい		ごみの資源化・減量化を推進するとともに、ごみの減量化と再生資源の利活用を図るため、回収活動を安定的に実施する。							
対象事業等の内容	市民団体が行う再生資源回収活動									
積算方法	・紙・びん・布 回収量(kg)×4円 ・金属(アルミ缶) 回収量(kg)×3円									
事業量指標と過去5年間の実績	① 集団回収量					② 資源回収団体数				
	単位:t					単位:団体				
	H23	H24	H25	H26	H27	H23	H24	H25	H26	H27
	10,827	11,015	11,059	11,045	10,883	904	921	928	935	936
成果指標と過去5年間の実績	① ごみ排出量					② リサイクル率				
	単位:t					単位:%				
	H23	H24	H25	H26	H27	H23	H24	H25	H26	H27
	108,707	110,302	109,250	107,503	107,824	22.3	22.4	22.9	23.2	23.1

2 収支状況等

単位:千円

			平成24年度(決算)	平成25年度(決算)	平成26年度(決算)	平成27年度(決見)	平成28年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越					
		市補助金	43,916	44,084	44,039	43,382	45,000
						奨励金交付であるため、各団体(900団体)の収支状況までは把握していない。	
		その他					
	収入合計		43,916	44,084	44,039	43,382	45,000
	市補助率(%)		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	支出合計						
	うち食糧費、交際費						
	次年度繰越						
	一般財源						
市負担額	特定財源		43,916	44,084	44,039	43,382	45,000
	人件費	正職員	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8
		人工	5,875	5,870	5,899	5,746	5,698
		金額	463	484	519	512	508
	その他事務費		484	473	417	416	415
	合計		50,738	50,911	50,874	50,056	51,621
	受益対象者数		921	928	935	936	948
補助金単位コスト(単位:円)		55,090	54,861	54,411	53,479	54,453	
適格性			◆会計処理が適正 ◆事業内容等と補助目的と整合性有 ◇決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当 旭川市再生資源回収奨励金交付要綱に基づき、助成金を支出している。				

※人件費(正職員分)は平成24年度7,344千円、平成25年度7,337千円、平成26年度7,374千円、平成27年度7,183千円、平成28年度7,122千円で計算すること。

98

3個別項目に対する評価

項目	チェック項目	評価
1補助金交付基準との適合性	(1)対象経費	☒ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外 ☒ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外 ☐ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象 ☐ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象
	(2)受益者負担	☐ 適正な負担を設定 ☐ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定 ☐ 上記以外
	(3)補助率の参考基準	☐ 団体 1/2以内 ☐ 個人 1/3以内 ☐ 個人等に対する利子補給 5%以内 ☐ 上記以外
	(4)見直し期間	☐ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。) ☐ 奨励目的の補助、終期を設定 ☐ 終期末設定で、補助継続4年以上
	(5)交付規程(支出根拠)	☒ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅 ☐ 上記以外
	(6)支出を証する書類の添付	☐ 実績報告時、支出証拠書類提出有 ☐ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施 ☐ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。 ☒ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの) ☐ 上記以外
	2公益性	☒ 不特定多数の市民に直接・間接的に効果が行きわたっている ☒ 総合計画の重点施策の推進に寄与している ◇民営化、自立化の余地がない ☐ 上記以外
	3必要性	☒ 設定した事業量指標が上向いている ◇廃止・縮小すると市民生活に大きな影響を及ぼす ☒ 補助事業に類似したサービス等を提供する団体等がない ☒ 厳しい財政状況の中、他の事業と比較しても優先的に進めていくべき施策である ☐ 上記以外
	4効果	☒ 設定した成果指標が上向いている ◇市民アンケート等、客観的な評価を得ている ☒ 対象者が増加するなど、時代のニーズを捉えている ◇費用対効果が大きい ☐ 上記以外
	5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由、及び「公益性」「効果」「必要性」において上記チェック項目以外で評価すべき項目があれば、記載し説明すること。 本事業は、再生資源の回収量に応じて奨励金を交付するものであることから、交付基準の事業費または運営費には該当しないが、再生資源の回収を事業費に当てはめて評価した。 (1)回収量に応じた奨励金 (2)逆有償による場合を除き受益者の金銭的負担はない (3)対象…団体、補助額…回収量×補助単価 (4)業者による再生資源の買上価格が不安定な中において、安定した回収活動を継続させる必要性から期限の設定になじまない

4平成24年度行政評価への対応状況等
(行政評価)

補助金名称(当時)	旭川市再生資源回収奨励金
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
継続	平成22、23年度に見直しを行っていることから、今後一定期間現行どおり事業を継続するが、今後その他のごみ減量化施策の効果も踏まえながら、見直しについても検討していきたい。
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

(1)見直しの年度	具体的な内容と効果
-----------	-----------

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	少子化や高齢化・活動人員の不足などにより活動を中止する団体が年間一定数あり、新規登録団体はあるものの、全体の活動団体数が伸び悩んでいる。
解決に向けた取組	制度の効果的な周知および実施団体のニーズに合わせた各種情報提供を行うことで、資源回収実施団体数の増加と資源回収量の増大を図る。

6全体的評価

評価	結果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	本事業は、市民の資源化・減量化意識を増進させるとともに、ごみの減量化と再生資源の利用を促進することを目的としており、資源物の市場価格の下落によって市民意識が減退する影響を緩和し、安定した回収活動を継続する必要があるため、今後も現行どおり事業を継続する。
2次評価		

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)。

参考資料

1 補助金の名称

補 助 金 名 称	旭川市再生資源回収奨励金
-----------	--------------

2 類似・関連事業の状況(旭川市・国・道・民間等)

事業名		実施主体	
概要			
上記事業との統合の可能性(市単独事業の場合)		☐ ある ☐ ない	
説明			

3 他市の実施状況

市の名称	事業内容・積算・対象者など
札幌市 (集団資源回収)	○市に集団資源回収実施団体として登録をしている町内会やPTAなどの地域住民団体に対し、資源の回収量1kgにつき3円の奨励金を交付 ○対象団体:町内会、自治会、子供会、老人クラブ、PTA及びその他の住民団体(営利を目的とする団体は除く) ○奨励金額:対象品目の回収量1kgにつき3円 ※平成27年度より、奨励金に加えて、前年度分よりも回収量が増えた実施団体に対し加算金を交付 ①全体量:1kgにつき3円を交付 ②びん・金属・布類:1kgにつき7円を交付
函館市 (集団資源回収)	○函館の街をきれいにする市民運動協議会に加入している団体に回収量に応じ、奨励金を交付 ○対象団体:町会・自治会・老人クラブ・子ども会など ○奨励金額:対象品目の回収量1kgにつき3円
帯広市 (資源集団回収)	○市に団体登録している町内会などの団体が資源集団回収を実施した場合、回収量に応じて奨励金を交付 ○対象団体:町内会、婦人会、子ども会、サークルなど ○奨励金額:対象品目の回収量1kgにつき4.2円

注: 他の中核市や道内主要都市における類似事業について、その内容をできるだけ2つ以上記入すること。別紙による添付可。

平成28年度補助金等評価表

1補助金の概要

補 助 金 名 称	浄化槽設置整備事業補助金									
補 助 金 の 性 格	個人への補助					始期	H9		終期	-
予 算 事 業 名	浄化槽設置整備事業					(事業コード新/旧)		092202/052205		
所 管 部 署	環境 部		廃棄物処理 課			浄化管理 係		電話番号	内5221	
交付先(団体、個人等)	浄化槽の設置を行う個人									
交付目的	(対象) 誰、何に対して		公共下水道整備及び農業集落排水整備区域外の住民							
	(意図) どういう状態にしたい		合併処理浄化槽を設置し、生活雑排水による河川等の水質汚濁を防止する。							
対象事業等の内容	個人住宅の浄化槽設置者に補助金を交付し、下水道未整備区域に浄化槽設置整備を進める。									
積算方法	・ 5人槽 528千円 単独処理浄化槽撤去費 90千円 ・ 7人槽 661千円 ・ 10人槽 882千円									
事業量指標と過去5年間の実績	① 浄化槽設置基数					②				
	単位:基					単位				
	H23	H24	H25	H26	H27	H23	H24	H25	H26	H27
	35	22	34	25	28					
成果指標と過去5年間の実績	① 生活排水処理率					②				
	単位:%					単位				
	H23	H24	H25	H26	H27	H23	H24	H25	H26	H27
	94.4	94.8	95.2	95.4	95.9%					

2収支状況等

単位:千円

			平成24年度(決算)	平成25年度(決算)	平成26年度(決算)	平成27年度(決見)	平成28年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越					
		市補助金	8,011	12,827	14,573	16,069	17,082
		受益者負担分	18,546	29,095	19,660	24,062	20,918
		その他					
	収入合計		26,557	41,922	34,233	40,131	38,000
	市補助率(%)		30.2%	30.6%	42.6%	40.0%	45.0%
	支出合計		26,557	41,922	34,233	40,131	38,000
	うち食糧費、交際費						
	次年度繰越						
市負担額	一般財源		3,567	10,326	11,868	12,409	13,276
		特定財源	4,444	2,501	2,705	3,660	3,806
	人件費	正職員	0.7	1.4	1.4	0.7	0.7
		臨時・嘱託	5,141	10,272	10,324	5,028	4,985
	その他事務費						
	合計		13,152	23,099	24,897	21,097	22,067
	受益対象者数		65	120	94	87	137
	補助金単位コスト(単位:円)		202,338	192,492	264,862	242,494	161,073
	適格性		◆会計処理が適正 ◆事業内容等と補助目的と整合性有 ◇決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当 旭川市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱に基づき、補助金を交付している。				

※人件費(正職員分)は平成24年度7,344千円、平成25年度7,337千円、平成26年度7,374千円、平成27年度7,183千円、平成28年度7,122千円で計算すること。

3個別項目に対する評価

項目	チェック項目	評価
1補助金交付基準との適合性	(1)対象経費 ◆ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外 ◇ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外 ◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象 ◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	■ 合致する □ 概ね合致する □ 合致しない
	(2)受益者負担 ◇ 適正な負担を設定 ◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定 ◇ 上記以外	□ 合致する ■ 合致しない
	(3)補助率の参考基準 ◇ 団体 1/2以内 ◇ 個人 1/3以内 ◇ 個人等に対する利子補給 5%以内 ◇ 上記以外	□ 合致する ■ 合致しない
	(4)見直し期間 ◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く) ◇ 奨励目的の補助、終期を設定 ◆ 終期末設定で、補助継続4年以上 ◇ 上記以外	□ 有(4年未満) □ 有(4年以上) □ 継続4年未満 ■ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外) □ 同一団体補助だが、見直し設定していない □ 奨励目的補助だが、終期を設定していない
	(5)交付規程(支出根拠) ◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅 ◇ 上記以外	■ 合致する □ 合致しない
	(6)支出を証する書類の添付 ◇ 実績報告時、支出証拠書類提出有 ◇ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施 ◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。 ◆ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの) ◇ 上記以外	□ 合致する(※左欄2項目とも適合) ■ 概ね合致する □ 合致しない
2公益性	◆ 不特定多数の市民に直接・間接的に効果が行きわたっている ◇ 総合計画の重点施策の推進に寄与している ◇ 民営化、自立化の余地がない ◇ 上記以外	□ 公益性が高い ■ 公益性が高いとは言えない
3必要性	◇ 設定した事業量指標が上向いている ◇ 廃止・縮小すると市民生活に大きな影響を及ぼす ◆ 補助事業に類似したサービス等を提供する団体等がない ◇ 厳しい財政状況の中、他の事業と比較しても優先的に進めていくべき施策である ◇ 上記以外	■ 必要性が高い □ 必要性が高いとは言えない
4効果	◆ 設定した成果指標が上向いている ◇ 市民アンケート等、客観的な評価を得ている ◇ 対象者が増加するなど、時代のニーズを捉えている ◇ 費用対効果が大きい ◇ 上記以外	□ 効果が高い ■ 効果が高いとは言えない
5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由、及び「公益性」「効果」「必要性」において上記チェック項目以外で評価すべき項目があれば、記載し説明すること。 合致しない理由 (2)(3) 浄化槽の人槽によって補助金額を設定しているため (4) 水質汚濁防止のために全ての世帯が水洗化にする必要があるため期限の設定になじまない	

4平成24年度行政評価への対応状況等
(行政評価)

補助金名称(当時)	
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

(1)見直しの年度	具体的な内容と効果
-----------	-----------

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	既存の汲み取り・単独処理浄化槽設置世帯に対して合併処理浄化槽の更なる普及促進を図る必要がある。
解決に向けた取組	合併処理浄化槽設置対象世帯に対して戸別訪問等実施、ホームページ等で周知し更なる普及啓発活動を実施する。

6全体的評価

評価	結果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	生活雑排水による河川の水質汚濁防止には、合併処理浄化槽の設置が非常に有効であるが、設置費用が高額なため、本補助金の必要性は高いと考える。
2次評価		

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

参考資料

1 補助金の名称

補 助 金 名 称	旭川市浄化槽設置整備事業補助金
-----------	-----------------

2 類似・関連事業の状況(旭川市・国・道・民間等)

事 業 名	浄化槽設置整備事業	実 施 主 体	国(環境省)
概 要	市町村が生活雑排水対策を推進する必要がある地域において、浄化槽の計画的な整備を図るため、その設置又は改築を行う者に対し、設置又は改築に要する費用を市町村が助成する事業を行っている場合に、国がその費用の一部を助成する制度。 基準額 浄化槽設置費用のうち、社会的便益に相当する一定割合 助成率 基準額の1/3		
上 記 事 業 と の 統 合 の 可 能 性 (市 単 独 事 業 の 場 合)	☐ ある ☐ ない		
説 明			

3 他市の実施状況

市の名称	事業内容・積算・対象者など
札幌市	・ 5人槽 826, 000円 ・ 6～7人槽 1, 076, 000円 ・ 8～10人槽 1, 192, 000円
函館市	浄化槽設置に要する経費(工事費)の半分を補助【限度額】 ・ 5人槽 500, 000円 ・ 7人槽 584, 000円 ・ 10人槽 740, 000円

注: 他の中核市や道内主要都市における類似事業について、その内容をできるだけ2つ以上記入すること。別紙による添付可。

平成28年度補助金等評価表

1 補助金の概要

補 助 金 名 称	北の恵み食べマルシェ開催負担金									
補 助 金 の 性 格	団体への補助(事業費補助)					始期	H23		終期	—
予 算 事 業 名	北の恵み食べマルシェ開催負担金					(事業コード 新/旧)	071219/061527			
所 管 部 署	経済観光 部		経済交流 課			係	電話番号		内線825472	
交付先(団体、個人等)	北の恵み 食べマルシェ実行委員会									
交付目的	(対象) 誰、何に対して		「北の恵み 食べマルシェ」を開催する北の恵み 食べマルシェ実行委員会							
	(意図) どういう状態にしたい		「北の恵み 食べマルシェ」の開催及び当該イベントに関わる事業の実施							
対象事業等の内容	「北の恵み 食べマルシェ」及び当該イベントに関わる事業									
積算方法	開催事業費見込みから旭川市の負担金を積算									
事業量指標と過去5年間の実績	① 来場者数					② 出店者数				
	単位:人					単位:店				
	H23	H24	H25	H26	H27	H23	H24	H25	H26	H27
	772,000	847,000	779,000	1,085,000	1,248,000	325	303	327	336	345
成果指標と過去5年間の実績	① 経済波及効果					② 売上				
	単位:千円					単位:千円				
	H23	H24	H25	H26	H27	H23	H24	H25	H26	H27
	3,451,885	3,693,378	2,889,224	4,470,187	6,073,813	157,052	152,945	138,456	209,981	236,909

2 収支状況等

単位:千円

				平成24年度(決算)	平成25年度(決算)	平成26年度(決算)	平成27年度(決算)	平成28年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越		213	261	5,340	4,476	8,492
		市補助金		53,400	55,000	53,000	65,500	50,000
		その他負担金		1,707	1,749	1,480	1,515	1,635
		国補助						
		協賛金		4,240	4,120	4,320	5,301	6,050
		事業収入		10,408	9,205	9,298	11,029	13,750
		その他		4,362	45	125	210	76
	収入合計		74,330	70,380	73,563	88,031	80,003	
	市補助率(%)		71.8%	78.1%	72.0%	74.4%	62.5%	
	支出合計		74,069	65,040	69,087	79,539	8,003	
うち食糧費、交際費		270	281	268	210	300		
次年度繰越		261	5,340	4,476	8,492			
市負担額	一般財源		47,400	54,000	53,000	15,500	50,000	
	特定財源		6,000	1,000	0	50,000	0	
	人件費	正職員	0.1	0.05	0.05	0.05	0.05	
		人工金額	734	367	369	359	356	
		臨時・嘱託	2,050					
	その他事務費							
	合計		56,184	55,367	53,369	65,859	50,356	
受益対象者数		350,000	350,000	350,000	350,000	350,000		
補助金単位コスト(単位:円)		161	158	152	188	144		
適格性		◆会計処理が適正 ◆事業内容等と補助目的と整合性有 ◆決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当 会計処理は経理規程に基づき適正に実施され、総会時には監査報告が行われている。事業内容についても負担金交付要綱に基づき、負担金交付目的との整合性が図られている。繰越金が発生しているが、収入額の9.6%であり、また、繰越金の見込額を踏まえ、負担金額が積算されていることから、妥当であると判断できる。						

※人件費(正職員分)は平成24年度7,344千円、平成25年度7,337千円、平成26年度7,374千円、平成27年度7,183千円、平成28年度7,122千円で計算すること。

3個別項目に対する評価

項目	チェック項目	評価
1. 補助金交付基準との適合性	(1) 対象経費	☐ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外 ☐ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外 ☐ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象 ☒ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象
	(2) 受益者負担	☐ 適正な負担を設定 ☐ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定 ☒ 上記以外
	(3) 補助率の参考基準	☐ 団体 1/2以内 ☐ 個人 1/3以内 ☐ 個人等に対する利子補給 5%以内 ☒ 上記以外
	(4) 見直し期間	☐ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。) ☐ 奨励目的の補助、終期を設定 ☒ 終期末設定で、補助継続4年以上
		☐ 有(4年未満) ☐ 有(4年以上) ☐ 継続4年未満 ☐ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外) ☒ 同一団体補助だが、見直し設定していない ☐ 奨励目的補助だが、終期を設定していない
	(5) 交付規程(支出根拠)	☒ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅 ☐ 上記以外
	(6) 支出を証する書類の添付	☐ 実績報告時、支出証拠書類提出有 ☐ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施 ☒ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。 ☐ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの) ☐ 上記以外
		☒ 合致する ☐ 合致しない ☐ 合致する(※左欄2項目とも適合) ☒ 概ね合致する ☐ 合致しない
	2 公益性	☒ 不特定多数の市民に直接・間接的に効果が行きわたっている ☐ 総合計画の重点施策の推進に寄与している ◇民営化、自立化の余地がない ☐ 上記以外
	3 必要性	☒ 設定した事業量指標が上向いている ◇廃止・縮小すると市民生活に大きな影響を及ぼす ☒ 補助事業に類似したサービス等を提供する団体等がない ☒ 厳しい財政状況の中、他の事業と比較しても優先的に進めていくべき施策である ☐ 上記以外
	4 効果	☒ 設定した成果指標が上向いている ◇市民アンケート等、客観的な評価を得ている ☒ 対象者が増加するなど、時代のニーズを捉えている ◇費用対効果が大きい ☐ 上記以外
	5 その他	☒ 「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由、及び「公益性」「効果」「必要性」において上記チェック項目以外で評価すべき項目があれば、記載し説明すること。 1(1) 対象経費は食ベマルシェ開催事業及び関連事業であるが、食ベマルシェに出店する道外からの交流都市等との親睦会費・記念品など、事業を実施するに当たり必要と認められる場合は、一部食糧費も対象経費としている。 1(2) 出店者からは、出店形式に応じた出店料を徴収し、来場者が購入する飲食物については、出店者が価格を設定している。 1(3) 事業費の多くを市の負担金で賄わないと事業実施が困難となることから、一律の補助率の設定はなさない。 1(4) 補助継続から4年以上経過しているが、本事業は中心市街地活性化基本計画のソフト事業の中核事業として位置付けられており、終期の設定はなさない。

4平成24年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補助金名称(当時)	北の恵み食ベマルシェ開催負担金
(1) 行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
見直し	行政主導から民間主導へ実施体制の移行を進めること。
(2) 対応年度	具体的な内容と効果
H25, H28	H25: 北の恵み 食ベマルシェ実行委員会事務局を一般財団法人道北地域旭川地場産業振興センターに置くこととし、地場産業振興センターの職員と市職員が連携して事務局業務を担うこととした。 H28: 出店料を一律2万円値上げし、出店料負担の適正化を図った。

(その他の見直し)

(1) 見直しの年度	具体的な内容と効果
H27	ごみ分別業務のスタッフとして、一部シルバー人材センターに委託し対応したほか、一部職員が対応していた買物公園の警備業務を警備会社に委託し、北の恵み 食ベマルシェ会期中の応援職員を削減した。

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	事業費の多くが旭川市の負担金で賄われていることのほか、会期中、多くの応援職員により運営されていること。
解決に向けた取組	新たな協賛企業の獲得による財源確保の取組のほか、会期中の業務体制の見直しやボランティアの活用などを検討する。

6全体的評価

評価	結果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	北の恵み 食ベマルシェは、中心市街地活性化基本計画において、ソフト事業の中核事業に位置付けられており、また、本市を代表する秋のイベントとして定着している。開催に当たっては、市の負担金の継続が不可欠である。
2次評価		

結果欄: 継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

参考資料

1 補助金の名称

補 助 金 名 称	北の恵み食べマルシェ開催負担金
-----------	-----------------

2 類似・関連事業の状況(旭川市・国・道・民間等)

事 業 名	実 施 主 体
概 要	
上 記 事 業 と の 統 合 の 可 能 性 (市 単 独 事 業 の 場 合)	☐ ある ☐ ない
説 明	

3 他市の実施状況

市の名称	事業内容・積算・対象者など
稚内市	「最北端・食マルシェ」 稚内市北防波堤ドーム公園を会場に、日本最北の地・稚内の豊かな自然の中で生まれた農畜産物、水産物、これらを生かして生産された稚内ならではの「稚内ブランド」など、地域の食材にこだわった安心安全な特産品を楽しむことができるイベント。
留萌市	「うまいよ！ るもい市」 留萌の水産物、農畜産物、加工品などを一堂に、美味しい地場産品を広くPRするためのイベントとして留萌市地方卸売市場で年4回開催。 会場にあるプールから直接ウニやホタテを手づかみで取る「袋詰め放題」などの企画なども実施。
札幌市	「さっぽろオータムフェスト」(実施主体:さっぽろオータムフェスト実行委員会) 石狩川流域をはじめ、北海道全域の農産物、秋の海産物を集めて開催する、生産者や料理人・醸造者など、作り手の顔が見えてくる食のイベントとして、札幌市の大通公園を会場として開催。 ラーメンなどのご当地グルメの販売ブースや地元食材を使用した飲食店など、北海道内の100を超える市町村が出店するほか、札幌市内の人気店のシェフが料理を提供する「さっぽろシェフズキッチン」などが人気を集める。

注: 他の中核市や道内主要都市における類似事業について、その内容をできるだけ2つ以上記入すること。別紙による添付可。

平成28年度補助金等評価表

1補助金の概要

補 助 金 名 称	旭川まちなかマネジメント協議会負担金											
補 助 金 の 性 格	団体への補助(事業費補助)					始期	H24		終期	—		
予 算 事 業 名	まちなか交流賑わい創出費					(事業コード 新/旧)	071105/072141					
所 管 部 署	経済観光 部		経済交流 課			係	電話番号	内線825472				
交付先(団体、個人等)	旭川まちなかマネジメント協議会											
交付目的	(対象) 誰、何に対して		旭川まちなかマネジメント協議会									
	(意図) どういう状態にしたい		中心市街地において賑わいが創出されている状態									
対象事業等の内容	旭川市中心市街地活性化基本計画に基づく事業をはじめ、中心市街地の活性化や賑わい創出につながる事業、市民団体等が中心市街地において実施するイベント等の各種申請手続等に係る支援や調整等に係る事業 まちなか交流館の運営事業											
積算方法	事業の内容、効果及び市の財政状況等を考慮して決定											
事業量指標と過去5年間の実績	① まちなか交流館利用者数					単位:人	② まちなか交流館開館日数					単位:日
	H23	H24	H25	H26	H27	H23	H24	H25	H26	H27		
	—	40,018	27,324	22,761	23,056	—	359	359	359	359		
成果指標と過去5年間の実績	① 平和通買物公園歩行者通行量					単位:人/日	②					単位:
	H23	H24	H25	H26	H27	H23	H24	H25	H26	H27		
	—	101,121	136,147	117,591	111,893							

2収支状況等

単位:千円

			平成24年度(決算)	平成25年度(決算)	平成26年度(決算)	平成27年度(決算)	平成28年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越	0	2	11	3,192	4,833
		市負担金	45,550	40,916	37,000	40,800	38,300
		会議所負担金	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
		家賃・共益費	0	6,344	7,150	7,029	7,103
		物販売上	6,880	6,217	6,183	5,231	5,760
		その他	3,891	3,209	3,266	1,087	159
		収入合計	57,321	57,688	54,610	58,339	57,155
	市補助率(%)		79.5%	70.9%	67.8%	69.9%	67.0%
	支出合計		57,319	57,677	51,418	53,993	57,155
	うち食糧費、交際費						
市負担額	次年度繰越		2	11	3,192	4,346	0
	一般財源		45,550	40,916	37,000	39,503	37,100
	特定財源					1,297	1,200
	人件費	正職員	0.5	0.1	0.1	0.1	0.1
		臨時・嘱託	3,672	734	737	718	712
		その他事務費					
	合計		49,222	41,650	37,737	41,518	39,012
	受益対象者数		1	1	1	1	1
	補助金単位コスト(単位:円)		49,222,000	41,650,000	37,737,000	41,518,000	39,012,000
	適格性		◆会計処理が適正 ◆事業内容等と補助目的と整合性有 ◆決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当 会計処理については、会計責任者のもと経理規程に基づき処理されているほか、監事による監査を受け、その後決算案として総会に諮り承認を得ていることから、適正に処理されている。事業内容については、負担金の交付目的に合致している。繰越金については、収入額の約7.4%であることから、妥当であると判断できる。				

※人件費(正職員分)は平成24年度7,344千円、平成25年度7,337千円、平成26年度7,374千円、平成27年度7,183千円、平成28年度7,122千円で計算すること。

3個別項目に対する評価

項目	チェック項目	評価
1 補助金交付基準との適合性	(1)対象経費 ◆ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外 ◇ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外 ◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象 ◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	☐ 合致する ☒ 概ね合致する ☐ 合致しない
	(2)受益者負担 ◇ 適正な負担を設定 ◆ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定 ◇ 上記以外	☒ 合致する ☐ 合致しない
	(3)補助率の参考基準 ◇ 団体 1/2以内 ◇ 個人 1/3以内 ◇ 個人等に対する利子補給 5%以内 ◆ 上記以外	☐ 合致する ☒ 合致しない
	(4)見直し期間 ◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。) ◇ 奨励目的の補助、終期を設定 ◆ 終期末設定で、補助継続4年以上	☐ 有(4年未満) ☐ 有(4年以上) ☐ 継続4年未満 ☐ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外) ☒ 同一団体補助だが、見直し設定していない ☐ 奨励目的補助だが、終期を設定していない
	(5)交付規程(支出根拠) ◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅 ◇ 上記以外	☒ 合致する ☐ 合致しない
	(6)支出を証する書類の添付 ◇ 実績報告時、支出証拠書類提出有 ◇ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施 ◆ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。 ◇ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの) ◇ 上記以外	☐ 合致する(※左欄2項目とも適合) ☒ 概ね合致する ☐ 合致しない
2公益性	◆ 不特定多数の市民に直接・間接的に効果が行きわたっている ◆ 総合計画の重点施策の推進に寄与している ◇ 民営化、自立化の余地がない ◇ 上記以外	☒ 公益性が高い ☐ 公益性が高いとは言えない
3必要性	◇ 設定した事業量指標が上向いている ◇ 廃止・縮小すると市民生活に大きな影響を及ぼす ◆ 補助事業に類似したサービス等を提供する団体等がない ◆ 厳しい財政状況の中、他の事業と比較しても優先的に進めていくべき施策である ◇ 上記以外	☒ 必要性が高い ☐ 必要性が高いとは言えない
4効果	◇ 設定した成果指標が上向いている ◇ 市民アンケート等、客観的な評価を得ている ◇ 対象者が増加するなど、時代のニーズを捉えている ◇ 費用対効果が大きい ◆ 上記以外	☒ 効果が高い ☐ 効果が高いとは言えない
5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由、及び「公益性」「効果」「必要性」において上記チェック項目以外で評価すべき項目があれば、記載し説明すること。 1(1) 調査事業、研修事業について、中心市街地活性化に資する場合は、対象事業としている。 1(3) 協議会の事業は中心市街地活性化基本計画に位置付けられているが、市の負担金の交付がなければ実施が困難なことから、負担率を設定することはなさない。 1(4) 中心市街地活性化に資する各種事業を実施しており、中心市街地活性化を図る上で、終期を定めることはなさない。 4 中心市街地活性化に資する各種事業を実施しており、中心市街地活性化や賑わい創出を図る上で有効である。	

4平成24年度行政評価への対応状況等
(行政評価)

補助金名称(当時)	旭川まちなかマネジメント協議会負担金(まちなかマネジメント賑わい創出事業負担金)
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
継続	中心市街地活性化における賑わい創出の中心的役割を担う事業であり、旭川市中心市街地活性化基本計画に定められた今後展開する事業を、総合的・効果的に推進するため。
(2)対応年度	具体的な内容と効果
(その他の見直し)	
(1)見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	中心市街地でのイベント開催機会の増加、交流館ショップの売上げ向上
解決に向けた取組	関係機関との連携強化及び中心市街地でのイベント開催に係る助言・手続等の支援。交流館ショップのリニューアル及び2階ショップへの誘導策の検討。

6全体的評価

評価	結果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	中心市街地活性化や賑わい創出の中心的役割を担っており、中心市街地活性化基本計画に定められた事業を総合的・効果的に推進するためには、市の負担金の継続が不可欠である。
2次評価		

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

参考資料

1 補助金の名称

補 助 金 名 称	旭川まちなかマネジメント協議会負担金
-----------	--------------------

2 類似・関連事業の状況(旭川市・国・道・民間等)

事業名			実施主体	
概要				
上記事業との統合の可能性(市単独事業の場合)			☐ ある	☐ ない
説明				

3 他市の実施状況

市の名称	事業内容・積算・対象者など
高松市	中央商店街にぎわい促進事業 平成28年度予算 33,883千円 商店街空き店舗を活用した交流拠点施設「ブリーザーズ スクエア」管理運営補助 まちなかのイベントやショップ等の情報発信、「常磐街マルシェ」(月に一度のチャレンジショップ)等の開催
福井市	まちなか賑わい創出事業 平成28年度予算 17,500千円 中心市街地ならではの文化・情報の集積と発信機能を生かし、賑わいの創出と集客力の向上を図るためのイベントを実施。まちなか文化催事開催事業、まちなか灯りイベント開催事業、賑わいイベント推進事業(まちフェス開催事業、夜間の賑わい創出事業(よるぶら開催事業))等

注: 他の中核市や道内主要都市における類似事業について、その内容をできるだけ2つ以上記入すること。別紙による添付可。

平成28年度補助金等評価表

1補助金の概要

補 助 金 名 称	デザインギャラリー及びコレクション館管理負担金										
補 助 金 の 性 格	団体への補助(運営費補助)					始期	H11		終期	—	
予 算 事 業 名	デザインギャラリー及びコレクション館管理負担金					(事業コード新/旧)		061122/062309			
所 管 部 署	経済観光 部		産業振興 課			係	電話番号		65-7047		
交付先(団体、個人等)	旭川デザイン協議会										
交付目的	(対象) 誰、何に対して		産業デザインを主体とした企画展示や市民等の創作活動の成果を展示するデザインギャラリー及びデザイン性に優れた名作椅子や生活用品を展示するコレクション館の運営管理等を行う旭川地域の産業デザインの関係者で構成する旭川デザイン協議会								
	(意図) どういう状態にしたい		市民のデザインマインド向上のための事業を支援することで、地域産業のデザイン力向上及び製品の高付加価値化を図る。								
対象事業等の内容	産業デザインや市民の創作活動の企画展示・発表の場の提供及び産業分野・その他の貴重なコレクションを主に展示する場を提供するため、デザインギャラリー及びコレクション館の運営管理等に係る経費を負担する。										
積算方法	予算の範囲で定めた額										
事業量指標と過去5年間の実績	① 企画展示数					回	②				
	単位:					単位:					
	H23	H24	H25	H26	H27	H23	H24	H25	H26	H27	
	38	38	37	39	43						
成果指標と過去5年間の実績	① 入場者数					人	②				
	単位:					単位:					
	H23	H24	H25	H26	H27	H23	H24	H25	H26	H27	
	25,092	24,948	24,467	23,566	27,987						

2収支状況等

単位:千円

			平成24年度(決算)	平成25年度(決算)	平成26年度(決算)	平成27年度(決算)	平成28年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越	533	513	663	511	476
		市負担金	14,219	14,219	14,319	14,319	14,319
		使用料収入	1,208	1,262	1,272	1,308	1,250
		協力金	350	350	350	350	350
		事業収入	166	168	160	164	170
		雑収入	32	43	37	27	25
	収入合計		16,508	16,555	16,801	16,679	16,590
	市補助率(%)		86.1%	85.9%	85.2%	85.9%	86.3%
	支出合計		15,995	15,892	16,290	16,202	16,590
	うち食糧費、交際費		0	0			
市負担額	次年度繰越		513	663	511	476	0
	一般財源		14,219	14,219	14,319	14,319	14,319
	特定財源						
	人件費	正職員	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
		臨時・嘱託	1,468	1,467	1,475	1,437	1,424
		その他事務費					
	合計		15,687	15,686	15,794	15,756	15,743
	受益対象者数		24,948	24,467	23,566	27,987	25,000
	補助金単位コスト(単位:円)		629	641	670	563	630
	適格性		◆会計処理が適正 ◆事業内容等と補助目的と整合性有 ◆決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当 会計処理については、会計責任者のもと行われており、また、総会時において、監査から会計監査報告を受けていることから、適正に処理されている。繰越金については、事業規模等から判断して妥当である。				

※人件費(正職員分)は平成24年度7,344千円、平成25年度7,337千円、平成26年度7,374千円、平成27年度7,183千円、平成28年度7,122千円で計算すること。

3個別項目に対する評価

項目	チェック項目	評価
1 補助金交付基準との適合性	(1)対象経費	☒ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外 ☒ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外 ☐ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象 ☐ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象
	(2)受益者負担	☐ 適正な負担を設定 ☐ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定 ☒ 上記以外
	(3)補助率の参考基準	☐ 団体 1/2以内 ☐ 個人 1/3以内 ☐ 個人等に対する利子補給 5%以内 ☒ 上記以外
	(4)見直し期間	☐ 同一団体にに対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。) ☐ 奨励目的の補助、終期を設定 ☒ 終期未設定で、補助継続4年以上
	(5)交付規程(支出根拠)	☒ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅 ☐ 上記以外
	(6)支出を証する書類の添付	☒ 実績報告時、支出証拠書類提出有 ☒ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施 ☒ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。 ☐ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの) ☐ 上記以外
	2 公益性	☒ 不特定多数の市民に直接・間接的に効果が行きわたっている ☒ 総合計画の重点施策の推進に寄与している ◇民営化、自立化の余地がない ☐ 上記以外
	3 必要性	☒ 設定した事業量指標が上向いている ◇廃止・縮小すると市民生活に大きな影響を及ぼす ☒ 補助事業に類似したサービス等を提供する団体等がない ☐ 厳しい財政状況の中、他の事業と比較しても優先的に進めていくべき施策である ☐ 上記以外
	4 効果	☒ 設定した成果指標が上向いている ◇市民アンケート等、客観的な評価を得ている ☐ 対象者が増加するなど、時代のニーズを捉えている ◇費用対効果が大きい ☐ 上記以外
	5 その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由、及び「公益性」「効果」「必要性」において上記チェック項目以外で評価すべき項目があれば、記載し説明すること。 デザインマインドの向上のため、より多くの市民に観覧してもらえるよう入場料は無料となっている。(出展者は、会場使用料を負担している。)交付団体は、産業デザイン関係の個人、団体及び企業等で構成される任意団体であることから、財政基盤がなく、補助率の適用は困難である。両館において産・学・官が連携して行う各種展示事業等を通じて、地域全体のデザインマインドの向上に取り組むことで、デザインを軸とした高付加価値型の新製品・新産業の創出を促している。数値で示すことは難しいが、地域全体のデザインマインド向上に取り組むことで、デザインを軸とした高付加価値型の新製品・新産業の創出を促している。

4平成24年度行政評価への対応状況等
(行政評価)

補助金名称(当時)	
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
継続	産業デザイン全般に関する支援は、地域産業の振興を図る上で重要であり、継続的に取り組む必要がある。ただし、利用率の向上による貸室使用料の増額など、自主財源の確保に努めること。
(2)対応年度	具体的な内容と効果
(その他の見直し)	
(1)見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	管理経費は、毎年一定額が必要であり、必要額に見合う、予算確保が課題となる。
解決に向けた取組	収益確保のための新たな取組とさらに経費削減を行う。

6全体的評価

評価	結果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	産業デザイン全般に関する支援は、地域産業の振興を図る上で重要であり、継続的に取り組む必要がある。
2次評価		

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

参考資料

1 補助金の名称

補 助 金 名 称	デザインギャラリー及びコレクション館管理負担金
-----------	-------------------------

2 類似・関連事業の状況(旭川市・国・道・民間等)

事業名		実施主体	
概要			
上記事業との統合の可能性(市単独事業の場合)		☐ ある	☐ ない
説明			

3 他市の実施状況

市の名称	事業内容・積算・対象者など

注: 他の中核市や道内主要都市における類似事業について、その内容をできるだけ2つ以上記入すること。別紙による添付可。

平成28年度補助金等評価表

1 補助金の概要

補 助 金 名 称	あさひかわ観光誘致宣伝協議会等負担金									
補 助 金 の 性 格	団体への補助(事業費補助, 運営費補助)					始期	H9		終期	
予 算 事 業 名	観光プロモーション推進費, ストレスケアツーリズム推進費					(事業コード 新/旧)	071210,071212/062104,062156			
所 管 部 署	経済観光 部		観光 課			係	電話番号		内線5463	
交付先(団体, 個人等)	あさひかわ観光誘致宣伝協議会									
交付目的	(対象) 誰, 何に対して		あさひかわ観光誘致宣伝協議会							
	(意図) どういう状態にしたい		旭川圏域における観光の通年化及び滞在型観光の促進, 旭川空港の利用拡大を図る。							
対象事業等の内容	観光客誘致促進事業, ストレスケアツーリズム推進事業									
積算方法	負担対象経費内とし, 毎年度予算の範囲内において定める。									
事業量指標と過去5年間の実績	① プロモーション実施件数					② 招へい事業実施件数				
	単位:件					単位:件				
	H23	H24	H25	H26	H27	H23	H24	H25	H26	H27
	8	12	15	20	24	15	14	11	10	11
成果指標と過去5年間の実績	① 観光客入込客数					② 観光客宿泊延数				
	単位:人					単位:泊				
	H23	H24	H25	H26	H27	H23	H24	H25	H26	H27
	5,410,300	5,763,800	5,333,200	5,350,000	5,530,000	592600	628400	686,500	744,400	807,200

2 収支状況等

単位: 千円

			平成24年度(決算)	平成25年度(決算)	平成26年度(決算)	平成27年度(決算)	平成28年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	繰越金	786	682	1,039	960	1,224
		市負担金	5,000	5,000	12,063	12,000	12,000
		市特別事業負担金	7,500	7,776	500	3,000	1,000
		他負担金	2,670	2,600	3,050	3,350	3,350
		その他助成金	3,227	3,000	2,300	2,500	3,000
		その他	205	11	46	1,160	11
	収入合計		19,388	19,069	18,998	22,970	20,585
市補助率(%)		25.8%	26.2%	63.5%	52.2%	58.3%	
支出合計	18,706		18,030	18,038	21,746	20,585	
	うち食糧費、交際費	646	1084	1012	1098		
	次年度繰越	682	1039	960	1224	0	
市負担額	一般財源		12,500	12,776	12,563	15,000	13,000
	特定財源						
	人件費	正職員	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1
		人工金額	15,422	15,408	15,485	15,084	14,956
		臨時・嘱託					
	その他事務費						
合計		27,922	28,184	28,048	30,084	27,956	
受益対象者数			350,000	350,000	350,000	350,000	350,000
補助金単位コスト(単位: 円)			80	81	80	86	80
適格性			◆会計処理が適正 ◆事業内容等と補助目的と整合性有 ◆決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当会計処理については、会計管理者のもとで行われており、また、総会時において、監査から会計監査報告を受けていることから適正に処理されている。				

※人件費(正職員分)は平成24年度7,344千円, 平成25年度7,337千円, 平成26年度7,374千円, 平成27年度7,183千円, 平成28年度7,122千円で計算すること。

3個別項目に対する評価

項目	チェック項目	評価
1 補助金交付基準との適合性	(1)対象経費 ◆ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外 ◇ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外 ◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象 ◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	■ 合致する □ 概ね合致する □ 合致しない
	(2)受益者負担 ◆ 適正な負担を設定 ◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定 ◇ 上記以外	■ 合致する □ 合致しない
	(3)補助率の参考基準 ◇ 団体 1/2以内 ◇ 個人 1/3以内 ◇ 個人等に対する利子補給 5%以内 ◆ 上記以外	□ 合致する ■ 合致しない
	(4)見直し期間 ◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。) ◇ 奨励目的の補助、終期を設定 ◆ 終期末設定で、補助継続4年以上	□ 有(4年未満) □ 有(4年以上) □ 継続4年未満 □ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外) ■ 同一団体補助だが、見直し設定していない □ 奨励目的補助だが、終期を設定していない
	(5)交付規程(支出根拠) ◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅 ◇ 上記以外	■ 合致する □ 合致しない
	(6)支出を証する書類の添付 ◆ 実績報告時、支出証拠書類提出有 ◆ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施 ◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。 ◇ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの) ◇ 上記以外	■ 合致する(※左欄2項目とも適合) □ 概ね合致する □ 合致しない
2公益性	◆ 不特定多数の市民に直接・間接的に効果が行きわたっている ◇ 総合計画の重点施策の推進に寄与している ◇ 民営化、自立化の余地がない ◇ 上記以外	■ 公益性が高い □ 公益性が高いとは言えない
3必要性	◇ 設定した事業量指標が上向いている ◇ 廃止・縮小すると市民生活に大きな影響を及ぼす ◆ 補助事業に類似したサービス等を提供する団体等がない ◇ 厳しい財政状況の中、他の事業と比較しても優先的に進めていくべき施策である ◇ 上記以外	■ 必要性が高い □ 必要性が高いとは言えない
4効果	◆ 設定した成果指標が上向いている ◇ 市民アンケート等、客観的な評価を得ている ◆ 対象者が増加するなど、時代のニーズを捉えている ◆ 費用対効果が大きい ◇ 上記以外	■ 効果が高い □ 効果が高いとは言えない
5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由、及び「公益性」「効果」「必要性」において上記チェック項目以外で評価すべき項目があれば、記載し説明すること。 事業の必要性及び市の関与の度合いを勘案し、補助率を設定している。 本市の観光誘致に重要な役割を担う団体であり、仮に補助金の見直しを行えば運営が不可能となることから、見直し期間の設定はしない。	

4平成24年度行政評価への対応状況等
(行政評価)

補助金名称(当時)	
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
見直し	観光協会、コンベンションビューロー、観光課との役割分担や他団体との費用負担について整理すること
(2)対応年度	具体的な内容と効果
平成25年度	観光協会とコンベンションビューローとの統合時にオール旭川体制による観光振興を目指すこととし、本協議会の事務局は引き続き観光課が請け負うこととした。費用負担についても市が事務局を担い、中心的な役割を果たすことから応分の負担をするものとした。
(その他の見直し)	
(1)見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	特になし
解決に向けた取組	

6全体的評価

評価	結果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	旭川圏域の観光振興を図るため、継続する必要がある。
2次評価		

結果欄：継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

参考資料

1 補助金の名称

補 助 金 名 称	あさひかわ観光誘致宣伝協議会等負担金
-----------	--------------------

2 類似・関連事業の状況(旭川市・国・道・民間等)

事 業 名	なし	実 施 主 体	
概 要			
上 記 事 業 と の 統 合 の 可 能 性 (市 単 独 事 業 の 場 合)		☐ ある	☐ ない
説 明			

3 他市の実施状況

市の名称	事業内容・積算・対象者など

注: 他の中核市や道内主要都市における類似事業について, その内容をできるだけ2つ以上記入すること。別紙による添付可。

平成28年度補助金等評価表

1補助金の概要

補 助 金 名 称	旭川冬まつり開催負担金									
補 助 金 の 性 格	団体への補助(事業費補助)					始期	S35		終期	
予 算 事 業 名	冬季観光滞在促進費					(事業コード 新/旧)	071211/062170			
所 管 部 署	経済観光 部		観光 課			係	電話番号		内線5463	
交付先(団体、個人等)	旭川冬まつり実行委員会									
交付目的	(対象) 誰、何に対して		市民、観光客など							
	(意図) どういう状態にしたい		観光客の誘致及び関連事業をはじめとする地域経済の活性化							
対象事業等の内容	旭川冬まつりの開催									
積算方法	負担対象経費の90/100以内とし、毎年度予算の範囲内において定める。									
事業量指標と過去5年間の実績	① 開催日数					②				
	単位:日					単位:件				
	H23	H24	H25	H26	H27	H23	H24	H25	H26	H27
	5	6	6	6	6					
成果指標と過去5年間の実績	① 観客動員数					②				
	単位:人					単位:泊				
	H23	H24	H25	H26	H27	H23	H24	H25	H26	H27
	681,000	871,000	876,000	886,000	937,000					

2収支状況等

単位:千円

				平成24年度(決算)	平成25年度(決算)	平成26年度(決算)	平成27年度(決見)	平成28年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	繰越金		8,686	3,953	3,755	4,156	5,442
		市補助金		1,000	1,000			
		市負担金		44,500	44,500	51,500	51,500	51,500
		その他負担金		4,865	4,880	4,730	4,600	4,830
		協賛金		15,638	15,808	12,264	12,634	12,000
		事業収入		3,432	4,911	6,047	7,389	5,800
		その他		234	100	930	460	428
		収入合計		78,355	75,152	79,226	80,739	80,000
	市補助率(%)		56.8%	59.2%	65.0%	63.8%	64.4%	
	支出合計		74,402	71,397	75,070	75,297	80,000	
うち食糧費、交際費		1044	236	236	289			
次年度繰越		3953	3755	4156	5442	0		
市負担額	一般財源		44,500	44,500	51,500	51,500	51,500	
	特定財源		1,000	1,000	0	0	0	
	人件費	正職員	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	
		人工金額	16,157	16,141	16,223	15,803	15,668	
		臨時・嘱託	1,317	1,317	1,112	1,388	1,343	
	その他事務費							
	合計		62,974	62,958	68,835	68,691	68,511	
受益対象者数		871,000	876,000	886,000	937,000	937,000		
補助金単位コスト(単位:円)		72	72	78	73	73		
適格性		◆会計処理が適正 ◆事業内容等と補助目的と整合性有 ◆決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当 会計処理については、会計管理者のもとで行われており、また、総会時において、監査から会計監査報告を受けていることから適正に処理されている。						

※人件費(正職員分)は平成24年度7,344千円、平成25年度7,337千円、平成26年度7,374千円、平成27年度7,183千円、平成28年度7,122千円で計算すること。

3個別項目に対する評価

項目	チェック項目	評価
1 補助金交付基準との適合性	(1)対象経費	☒ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外 ☒ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外 ☐ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象 ☐ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象
	(2)受益者負担	☒ 適正な負担を設定 ☒ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定 ☐ 上記以外
	(3)補助率の参考基準	☐ 団体 1/2以内 ☐ 個人 1/3以内 ☐ 個人等に対する利子補給 5%以内 ☒ 上記以外
	(4)見直し期間	☐ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。) ☐ 奨励目的の補助、終期を設定 ☒ 終期未設定で、補助継続4年以上
	(5)交付規程(支出根拠)	☒ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅 ☐ 上記以外
	(6)支出を証する書類の添付	☒ 実績報告時、支出証拠書類提出有 ☒ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施 ☐ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。 ☐ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの) ☐ 上記以外
	2公益性	☒ 不特定多数の市民に直接・間接的に効果が行きわたっている ☒ 総合計画の重点施策の推進に寄与している ◇民営化、自立化の余地がない ☐ 上記以外
	3必要性	☒ 設定した事業量指標が上向いている ◇廃止・縮小すると市民生活に大きな影響を及ぼす ☒ 補助事業に類似したサービス等を提供する団体等がない ☒ 厳しい財政状況の中、他の事業と比較しても優先的に進めていくべき施策である ☐ 上記以外
	4効果	☒ 設定した成果指標が上向いている ◇市民アンケート等、客観的な評価を得ている ☒ 対象者が増加するなど、時代のニーズを捉えている ◆費用対効果が大きい ☐ 上記以外
	5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由、及び「公益性」「効果」「必要性」において上記チェック項目以外で評価すべき項目があれば、記載し説明すること。 事業の必要性及び市の関与の度合いを勘案し、補助率を設定している。 必要性の高い事業であるが、補助金を交付しなければ実施不可能であるため、見直し期間は設定しない。

4平成24年度行政評価への対応状況等
(行政評価)

補助金名称(当時)	旭川冬まつり開催負担金
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
継続	さらなる冬まつりの活性化を図ること。
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

(1)見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	特になし
解決に向けた取組	

6全体的評価

評価	結果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	本市の冬季における観光客誘致に重要なイベントであり、また、市民にも長年親しまれているイベントであることから、今後も継続していく必要がある。
2次評価		

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

参考資料

1 補助金の名称

補 助 金 名 称	旭川冬まつり開催負担金
-----------	-------------

2 類似・関連事業の状況(旭川市・国・道・民間等)

事業名	なし	実施主体	
概 要			
上記事業との統合の可能性(市単独事業の場合)		☐ ある	☐ ない
説 明			

3 他市の実施状況

市の名称	事業内容・積算・対象者など

注：他の中核市や道内主要都市における類似事業について、その内容をできるだけ2つ以上記入すること。別紙による添付可。

平成28年度補助金等評価表

1補助金の概要

補 助 金 名 称	旭川市工業等振興促進条例に基づく助成金									
補 助 金 の 性 格	個人等への補助					始期	昭和62年		終期	-
予 算 事 業 名	地域企業育成事業					(事業コード新/旧)		06-22-20/06-13-09		
所 管 部 署	経済観光 部		企業立地 課			係	電話番号		66-9115	
交付先(団体、個人等)	市内に工場等を新増設する者									
交付目的	(対象) 誰、何に対して		市内に工場、事業所、特定事業用施設、試験研究施設を新増設する者。							
	(意図) どういう状態にしたい		本市における工業等の振興を促進し、もって本市経済の活性化及び雇用機会の拡大を図る。							
対象事業等の内容	市内に工場等の新設又は増設をする者に対し、助成の措置を講じる。									
積算方法	工場等設置助成金:事業所税相当額(3年間) 工場等改修助成金:賃借した工場等を改修した場合、その経費の2分の1(上限2,000万円) 操業前研修助成金:コールセンター業等において研修を行う場合1人当たり20万円以内(上限500万円) 操業助成金:上下水道料、通信費、賃賃料、電気料金のうち1つについて、年間経費の2分の1(3年間、上限年500万円) 土地取得助成金:工場等の用に供したと認める土地の取得価額の25%以内(限度額1億円) 雇用助成金:常用雇用者数1人当たり30万円以内(3年間、年間限度額3,000万円) 環境配慮型施設整備助成金:5,000万円以上の環境配慮型施設設備の2分の1を助成(上限5,000万円)									
事業量指標と過去5年間の実績	① 対象企業数					② 対象企業の市民雇用者増員数				
	単位:社					単位:人				
	H23	H24	H25	H26	H27	H23	H24	H25	H26	H27
	3	5	6	10	13	65	53	103	304	380
成果指標と過去5年間の実績	① 製造業事業所数					② 製造業従事者数				
	単位:社					単位:人				
	H23	H24	H25	H26	H27	H23	H24	H25	H26	H27
	405	377	361	338	338	8,687	8,681	8,534	8,151	8,151

2収支状況等

単位:千円

			平成24年度(決算)	平成25年度(決算)	平成26年度(決算)	平成27年度(決見)	平成28年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越					
		市補助金	17,602	70,397	166,983	127,104	226,772
		協議会負担					
		その他					
	収入合計		17,602	70,397	166,983	127,104	226,772
	市補助率(%)		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
市負担額	支出合計		17,602	70,397	166,983	127,104	226,772
	うち食糧費、交際費						
	次年度繰越						
	一般財源		17,602	70,397	166,983	127,104	226,772
市負担額	特定財源						
	人件費	正職員	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
		人工金額	2,203	2,201	2,212	2,154	2,136
		臨時・嘱託					
		その他事務費					
		合計	19,805	72,598	169,195	129,258	228,908
受益対象者数		5	6	10	13	12	
補助金単位コスト(単位:円)		3,961,000	12,099,667	16,919,500	9,942,923	19,075,667	
適格性			◆会計処理が適正 ◆事業内容等と補助目的と整合性有 ◆決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当補助に当たり関係書類を提出させ、補助対象事業者としての適格についてチェックしている。				

※人件費(正職員分)は平成24年度7,344千円、平成25年度7,337千円、平成26年度7,374千円、平成27年度7,183千円、平成28年度7,122千円で計算すること。

3個別項目に対する評価

項目	チェック項目	評価
1 補助金交付基準との適合性	(1)対象経費	☒ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外 ☒ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外 ☐ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象 ☐ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象
	(2)受益者負担	☐ 適正な負担を設定 ☐ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定 ☒ 上記以外
	(3)補助率の参考基準	☐ 団体 1/2以内 ☐ 個人 1/3以内 ☐ 個人等に対する利子補給 5%以内 ☒ 上記以外
	(4)見直し期間	☐ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。) ☐ 奨励目的の補助、終期を設定 ☒ 終期末設定で、補助継続4年以上
	(5)交付規程(支出根拠)	☒ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅 ☐ 上記以外
	(6)支出を証する書類の添付	☒ 実績報告時、支出証拠書類提出有 ☒ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施 ☐ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。 ☐ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの) ☐ 上記以外
	2公益性	☒ 不特定多数の市民に直接・間接的に効果が行きわたっている。 ☒ 総合計画の重点施策の推進に寄与している ◆民営化、自立化の余地がない ☐ 上記以外
	3必要性	☒ 設定した事業量指標が上向いている ◇廃止・縮小すると市民生活に大きな影響を及ぼす ☒ 補助事業に類似したサービス等を提供する団体等がない ☒ 厳しい財政状況の中、他の事業と比較しても優先的に進めていくべき施策である ☐ 上記以外
	4効果	☒ 設定した成果指標が上向いている ◇市民アンケート等、客観的な評価を得ている ☒ 対象者が増加するなど、時代のニーズを捉えている ◇費用対効果が大きい ☐ 上記以外
	5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由、及び「公益性」「効果」「必要性」において上記チェック項目以外で評価すべき項目があれば、記載し説明すること。 1(2)交付目的から、補助対象の企業自体から、あるいは間接的に受益となる雇用者等の負担はなじまない。

4平成24年度行政評価への対応状況等
(行政評価)

補助金名称(当時)	旭川市工業等振興促進条例に基づく補助金	
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向	
継続	企業の設備投資、規模拡大は、本市経済の活性化や雇用促進を図る上で重要な施策の1つであることから、継続する。	
(2)対応年度	具体的な内容と効果	
(その他の見直し)		
(1)見直しの年度	具体的な内容と効果	
5補助実施上の課題とその解決に向けた取組		
課題		
解決に向けた取組		
6全体的評価		
評価	結果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	企業誘致は、本市経済の活性化や雇用促進を図る上で重要な施策の一つであり、市としても引き続き積極的な誘致活動を展開していく必要があることから、継続する。
2次評価		

結果欄: 継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

参考資料

1 補助金の名称

補 助 金 名 称	旭川市工業等振興促進条例に基づく助成金
-----------	---------------------

2 類似・関連事業の状況(旭川市・国・道・民間等)

事 業 名	企業立地促進費補助金	実 施 主 体	北海道
概 要	北海道内に工場等を新設又は増設した場合に、投資額の一部助成、雇用増に対する奨励金、技術者雇用に対する奨励金を支給する。		
上 記 事 業 と の 統 合 の 可 能 性 (市 単 独 事 業 の 場 合)		☐ ある	☒ ない
説 明			

3 他市の実施状況

市の名称	事業内容・積算・対象者など
函館市	別紙のとおり
帯広市	別紙のとおり
千歳市	別紙のとおり

注：他の中核市や道内主要都市における類似事業について、その内容をできるだけ2つ以上記入すること。別紙による添付可。

II 助成例

〇工場等を工業団地内に新設した場合





 建物・機械設備など5個円の 従業員60人増加
 投資
 $5 \text{ 億円} \times 2.5\% = 1 \text{ 億} 2,500 \text{ 万円}$
 投資額の2.5%を助成

〇工場等を工業団地ではない市内に新設した場合





 建物・機械設備など3個円の 従業員15人増加
 投資
 $3 \text{ 億円} \times 7.5\% = 2,250 \text{ 万円}$
 投資額の7.5%を助成

〇コールセンターを市内貸しオフィスに新設した場合





 オフィス賃料500万円/月 従業員30人増加
 $500 \text{ 万円} \times 12 \text{ か月} \times 50\% + 30 \text{ 万円} \times 30 \text{ 人} = 3,900 \text{ 万円}$
 雇用増1人あたり30万円・オフィス賃料の50%を助成

〇ソフトウェア業を市内貸しオフィスに新設した場合





 オフィス賃料500万円/月 従業員30人増加
 雇用増1人あたり50万円・オフィス賃料の50%を5年間助成
 1年目) $500 \text{ 万円} \times 12 \text{ か月} \times 50\% + 50 \text{ 万円} \times 30 \text{ 人} = 4,500 \text{ 万円}$
 2年目) $500 \text{ 万円} \times 12 \text{ か月} \times 50\% + 50 \text{ 万円} \times 5 \text{ 人} = 3,250 \text{ 万円}$
 3年目) $500 \text{ 万円} \times 12 \text{ か月} \times 50\% + 50 \text{ 万円} \times 2 \text{ 人} = 3,100 \text{ 万円}$
 4年目) $500 \text{ 万円} \times 12 \text{ か月} \times 50\% + 50 \text{ 万円} \times 1 \text{ 人} = 3,050 \text{ 万円}$
 5年目) $500 \text{ 万円} \times 12 \text{ か月} \times 50\% + 50 \text{ 万円} \times 3 \text{ 人} = 3,150 \text{ 万円}$
 5年間合計 1億7,050万円

※ 上記についてはあくまで一例です。実際の助成の額は条件により異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

お問い合わせ

経済部 工業振興課
 電話：0138-21-3314 E-Mail: kouyouji@city.hakodate.hokkaido.jp

函館市役所 〒040-8665 函館市東区東四丁目13号
 TEL: 0138-21-3111 (代) MAIL: hakodate@city.hakodate.hokkaido.jp (代)
 各課への転送先は左記

地産地消の推進と産業振興の観点から、北海道千歳市工業団地

雇用助成金	1年目 3,000万円	新事業助成金(市内滞在者) 一人につき30万円	雇用助成金 500万円	一人上乗 20万円
-------	----------------	----------------------------	----------------	--------------

雇用助成金の対象となる新規雇用者は、(1)継続して在任以上の期間が経たれる方、(2)前年度末の在職者の方、(3)前年度末に在職していた方、定年まででない方、(4)前年度末の継続後の方、(4)年間の在職期間が100万円以上(税込込み)の方で、正社員・パートタイマー等といえます。

交付対象例) ① 市内に雇用した従業員② 市内に新規雇用した人、建設時に投資額が35万円・新規雇用3人を達成した場合は、例

- 【標準開閉器】第05号(第7条開閉器) (4F形式・41KB)
- 【標準停止開閉器】第12号(第7条開閉器) (4F形式・4KB)
- 【標準状態監視装置】第11号(第7条開閉器) (4F形式・4KB)
- 【補助金交付付書表】(開閉器用)第08号様式(第8条開閉器) (doc形式・60KB)
- 【補助金交付付書表】(開閉器用)第07号様式(第8条開閉器) (4F形式・57KB)
- 【補助金交付付書表】(開閉器用)第08号様式(第8条開閉器) (4F形式・47KB)

李國華

北海道千歳市工業団地
CHITOSE INDUSTRIAL COMPLEX

Figure 1

重慶市第一商業局

下位階級の子弟は、600-800=

羊食了肉王了。子子伊恩(保王王德原師)。

TEL: 0123-42-0522

Figure 6. The effect of the concentration of the *Agaricus bisporus* spores on the growth of *Agaricus bisporus* on the substrate. The concentration of the spores was 10⁴ spores/ml (□), 10⁵ spores/ml (△), 10⁶ spores/ml (○), 10⁷ spores/ml (◇), 10⁸ spores/ml (×), and 10⁹ spores/ml (●). The data were the mean of three replicates.

[illegible]


[ようみあけ](#) [ふりがな](#) [しじき](#) [いく](#) [いる](#) [規定](#)
[Information for Foreigners](#)
[救急当番図](#) [緊急時の連絡先](#) [避難場所](#) [English](#) [한국어](#) [中文簡体](#) [中文繁体](#)
[防災・消防・防犯](#) [教育・文化・スポーツ](#) [健康・福祉・子育て](#) [くらし・手続き](#) [観光・移住](#) [産業・ビジネス](#) [市政情報](#)
[トップページ](#) > [産業・ビジネス](#) > [産業](#) > [産業振興・企業支援](#) > 帯広市の企業立地補助制度のご案内

産業

- 産業
- 産業振興・企業支援
- 産業団地
- 帯広市の産業

帯広市の企業立地補助制度のご案内

帯広市に施設等を新設・増設する場合に、投資に対する助成や課税の免除などを行います。

1. 帯広市企業立地促進条例（助成）

- 特定の業種が施設等を新設または増設し、投資額や雇用増の要件を満たした場合、投資額や雇用増に対する助成及び固定資産税の免除を行います。

工場等の新設・増設に対する助成

【対象業種】

- 製造業
- リサイクル工場
- 植物工場
- 新エネルギー電気供給施設

助成の種類		助成の内容	
要件		助成額	限度額
新設 ※	投資額：2,000万円以上 雇用増：5人以上	投資額の8% 1人当り10万円 (正規雇員の場合は15万円)	投資額分：1億5,000万円 雇用増分：5,000万円
増設 ※	投資額：2,000万円以上 雇用増：2人以上	投資額の6% 1人当り10万円 (正規雇員の場合は15万円)	投資額分：1億円 雇用増分：5,000万円
増設 ※ (※注1)	投資額：2,000万円以上 雇用増：現状維持以上	投資額の4% ※再申請期間の条件あり	※同一企業に対する通算限度額も同じ。
食産振興助成(※注2) (上記 ※ を対象)		該当投資額の2%	当該助成額と助成額と合算した額の上記限度額以内。
低炭素社会推進助成(※注3) (上記 ※ を対象)		該当投資額の20%	投資額分：1,000万円
緑化	工場立地法第6条の届出工場 (特定工場)	緑地および環境施設の面積 1平方メートル当たり：1,500円	500万円

※注1 雇用増を伴わない増設の場合、当該工場等の増設に係る指定を受けた翌年度から5年間は雇用増を伴わない増設に係る助成を再度受けることができません。また、機械等の更新を伴う増設の場合、現在の機械等と比較して1割以上性能が向上する機械等を導入する必要があります。

※注2 食産振興助成 農林水産物を除く食品を製造するための機械及び装置にかかる投資額に対して助成します。

※注3 低炭素社会推進助成 新エネルギーを発電、給湯、暖房、冷房、冷蔵その他の用途に利用するための附属施設にかかる投資額に対して助成します。

特定事業所または試験研究施設の新設・増設に対する助成

【対象業種】

特定事業所

- ・ソフトウェア業
- ・情報処理サービス業
- ・情報提供サービス業
- ・機械設計業
- ・デザイン業
- ・システムインテグレーション事業
- ・アプリケーション・サービス・プロバイダ(ASP)事業
- ・データセンター事業
- ・デジタルコンテンツ事業
- ・コールセンター事業

試験研究施設

助成の種類		助成の内容	
要件		助成額	限度額
新設	投資額：2,000万円以上 雇用増：5人以上	投資額の8%	投資額分：1億円
増設	投資額：1,000万円以上 雇用増：3人以上	1人当り10万円 (正規雇員の場合は15万円)	雇用増分：5,000万円

固定資産税の免除

助成の種類		助成の内容
対象業種	要件	免除される固定資産税
製造業	投資額：2,000万円以上	3年間免除
農林水産関連業種 ・各種商品卸売業 ・飲食糧品卸売業 ・木材・竹材卸売業 ・農業用機械器具卸売業 ・家具・建具卸売業	投資額：5,000万円以上	建物 ・その他附属設備(冷暖房設備、照明設備、通風設備、昇降機など) ・構築物(ドック、橋、岸壁、棧橋、軌道、貯水池、坑道、煙突など) ・土地(建物、附属設備、構築物の敷地) ・機械、装置その他の無形資産
植物工場	投資額：1億円以上	
十勝地域産業活性化基本計画に定める指定業種(卸売業、運輸業、倉庫業など)	投資額：1億円以上	

※助成制度と固定資産税の免除は併用して利用できます。

帯広市企業立地促進条例の利用にかかる手引を作成しましたので、ご覧ください。

[帯広市企業立地促進条例利用の手引 \(7690KB\)](#) 

2. 帯広市工業団地立地奨励金

- ・対象地域：帯広市西20条北工業団地
- ・対象業種：工業団地に入居可能な全業種
- ・対象要件：投資額2,300万円以上
- ・助成額：投資額の4%に相当する額
- ・限度額：1,000万円

定義・運用等

- ① 1、2の制度の「投資額」とは、所得税法施行令第6条第1号から第7号(建物及び附属設備、構築物、機械及び装置、車両及び運搬具、工具、器具及び備品)に掲げる資産の取得価格の合計額で、製造等のため直接使用される施設・設備への投資額をいい、土地取得費を除きます。
- ② 1の助成制度と2の奨励金制度の併用はできません。(1の固定資産税の免除と2の奨励金制度は併用して利用できません。)
- ③ 詳しくはお問い合わせください。



[ページの先頭へ戻る](#)

 このページに関するご意見・お問い合わせ

平成28年度補助金等評価表

1 補助金の概要

補 助 金 名 称	コンベンション誘致活動運営補助金									
補 助 金 の 性 格	団体への補助(事業費補助)					始期	H25		終期	
予 算 事 業 名	旭川観光コンベンション協会補助費					(事業コード 新/旧)	071207/062157			
所 管 部 署	経済観光 部			観光 課		係	電話番号		内線5463	
交付先(団体、個人等)	(一社)旭川観光コンベンション協会									
交付目的	(対象) 誰、何に対して		旭川観光コンベンション協会が行うコンベンション・フィルムコミッションの推進に係る事業							
	(意図) どういう状態にしたい		コンベンション・フィルムコミッションの誘致を促進し、旭川市の観光・経済の振興を図る。							
対象事業等の内容	コンベンション・フィルムコミッションの誘致促進に係る人件費の一部を補助する。									
積算方法	補助対象経費以内とし、毎年度予算の範囲内で定めた額									
事業量指標と過去5年間の実績	① コンベンション誘致実績件数					② フィルムコミッション実績件数				
	単位:件					単位:件				
	H23	H24	H25	H26	H27	H23	H24	H25	H26	H27
			632	652	609			32	52	52
成果指標と過去5年間の実績	① 観光客入込客数					② 観光客宿泊延数				
	単位:人					単位:泊				
	H23	H24	H25	H26	H27	H23	H24	H25	H26	H27
			5,333,200	5,350,000	5,530,000			686,500	744,400	807,200

2 収支状況等

単位:千円

			平成24年度(決算)	平成25年度(決算)	平成26年度(決算)	平成27年度(決見)	平成28年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越					
		市補助金		10,503	17,450	17,450	17,450
		自己負担金		967	687	219	219
		その他					
	収入合計		0	11,470	18,137	17,669	17,669
市補助率(%)		#DIV/0!	91.6%	96.2%	98.8%	98.8%	
支出合計			11,470	17,450	17,669	17,669	
	うち食糧費、交際費						
次年度繰越							
市負担額	一般財源			10,503	17,450	17,450	17,450
	特定財源						
	人件費	正職員		0.1	0.1	0.1	0.1
		人件費	金額	734	737	718	712
		臨時・嘱託					
	その他事務費						
	合計		0	11,237	18,187	18,168	18,162
	受益対象者数			350,000	350,000	350,000	350,000
補助金単位コスト(単位:円)		#DIV/0!	32	52	52	52	
適格性			◆会計処理が適正 ◆事業内容等と補助目的と整合性有 ◇決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当				
			会計処理については、会計管理者のもとで行われており、また、総会時において、監査から会計監査報告を受けていることから適正に処理されている。繰越金は発生していない。				

※人件費(正職員分)は平成24年度7,344千円、平成25年度7,337千円、平成26年度7,374千円、平成27年度7,183千円、平成28年度7,122千円で計算すること。

3個別項目に対する評価

項目	チェック項目	評価
1 補助金交付基準との適合性	(1)対象経費	☒ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外 ☒ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外 ☐ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象 ☐ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象
	(2)受益者負担	☒ 適正な負担を設定 ☒ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定 ☐ 上記以外
	(3)補助率の参考基準	☐ 団体 1/2以内 ☐ 個人 1/3以内 ☐ 個人等に対する利子補給 5%以内 ☒ 上記以外
	(4)見直し期間	☐ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。) ☐ 奨励目的の補助、終期を設定 ☒ 終期末設定で、補助継続4年以上
	(5)交付規程(支出根拠)	☒ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅 ☐ 上記以外
	(6)支出を証する書類の添付	☒ 実績報告時、支出証拠書類提出有 ☒ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施 ☐ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。 ☐ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの) ☐ 上記以外
	2公益性	☒ 不特定多数の市民に直接・間接的に効果が行きわたっている ☒ 総合計画の重点施策の推進に寄与している ◇民営化、自立化の余地がない ☐ 上記以外
	3必要性	☒ 設定した事業量指標が上向いている ◇廃止・縮小すると市民生活に大きな影響を及ぼす ☒ 補助事業に類似したサービス等を提供する団体等がない ☒ 厳しい財政状況の中、他の事業と比較しても優先的に進めていくべき施策である ☐ 上記以外
	4効果	☒ 設定した成果指標が上向いている ◇市民アンケート等、客観的な評価を得ている ☒ 対象者が増加するなど、時代のニーズを捉えている ◇費用対効果が大きい ☐ 上記以外
	5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由、及び「公益性」「効果」「必要性」において上記チェック項目以外で評価すべき項目があれば、記載し説明すること。 事業の必要性及び市の関与の度合いを勘案し、補助率を設定している。 必要性の高い事業であるが、補助金を交付しなければ実施不可能であるため、見直し期間は設定しない。

4平成24年度行政評価への対応状況等
(行政評価)

補助金名称(当時)	旭川コンベンションビューロー負担金(フィルムコミッション分)
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
見直し	旭川観光協会との統合により事業内容や対象経費を整理すること。
(2)対応年度	具体的な内容と効果
平成25年度	旭川観光協会と統合し、新たに設立された旭川観光コンベンション協会と「オール旭川」体制でコンベンションの積極的な誘致を図るべく補助金の見直しを行った。
(その他の見直し)	
(1)見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	特になし
解決に向けた取組	

6全体的評価

評価	結果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	本市におけるコンベンション誘致活動に有効であり、継続していく必要がある。
2次評価		

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

参考資料

1 補助金の名称

補 助 金 名 称	コンベンション誘致活動運営補助金
-----------	------------------

2 類似・関連事業の状況(旭川市・国・道・民間等)

事 業 名		実 施 主 体	(一社)旭川観光コンベンション協会
概 要	(一社)旭川観光コンベンション協会に対する次の補助金を一本化することを検討する余地はある。 旭川観光コンベンション協会補助金 観光ガイドマップ作製補助金 コンベンション誘致推進事業補助金 コンベンション誘致活動運営補助金 旭川観光コンベンション協会管理費補助金 観光ボランティア研修補助金		
上 記 事 業 と の 統 合 の 可 能 性 (市 単 独 事 業 の 場 合)		☐ ある	☒ ない
説 明	旭川観光CV協会に対する補助金をすべて一本化することは可能ではあるが、現状の運営費補助＋各事業ごとの補助の形態の方が年度毎で必要額を検討し、適宜見直しをかけやすく、仮に統合してしまった場合、積算等の制度が複雑化してしまうと考えられる。		

3 他市の実施状況

市の名称	事業内容・積算・対象者など

注: 他の中核市や道内主要都市における類似事業について、その内容をできるだけ2つ以上記入すること。別紙による添付可。

平成28年度補助金等評価表

1 補助金の概要

補 助 金 名 称	生産基盤改善促進事業助成金									
補 助 金 の 性 格	団体への補助(事業費補助)					始期	H25		終期	—
予 算 事 業 名	生産基盤改善促進費					(事業コード新/旧)	062306/061259			
所 管 部 署	農政 部		農林整備 課			耕地林務 係	電話番号	8-3721		
交付先(団体、個人等)	農業協同組合(市内4農協)									
交付目的	(対象) 誰、何に対して		認定農業者及び小規模農家							
	(意図) どういう状態にしたい		排水不良や石礫の多い条件不利地の整備や主に転作田の簡易な区画整理を実施し、営農継続へ向けた支援を行い生産性の高い営農体制づくりを進め、耕作放棄地等の発生防止を図る。							
対象事業等の内容	・簡易な暗渠排水整備 ・簡易な除礫 ・簡易な区画整理									
積算方法	整備事業費の2分の1、または助成対象面積10アール当たり50,000円を乗じた額のいずれか低い額。									
事業量指標と過去5年間の実績	① 認定農業者の申請数					② 小規模農家の申請数				
	H23	H24	H25	H26	H27	H23	H24	H25	H26	H27
			10	10	18			3	0	0
成果指標と過去5年間の実績	① 整備面積					②				
	H23	H24	H25	H26	H27	H23	H24	H25	H26	H27
			2,289	1,761	2,514					

2 収支状況等

単位:千円

			平成24年度(決算)	平成25年度(決算)	平成26年度(決算)	平成27年度(決算)	平成28年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越					
		市補助金		4,945	4,324	5,928	10,000
		協議会負担					
		自己負担金		5,065	4,332	6,725	10,000
		その他					
	収入合計		0	10,010	8,656	12,653	20,000
	市補助率(%)		#DIV/0!	49.4%	50.0%	46.9%	50.0%
支出合計			4,945	4,324	5,928	10,000	
うち食糧費、交際費							
次年度繰越							
市負担額	一般財源			4,945	4,324	5,928	10,000
	特定財源						
	人件費	正職員		0.23	0.23	0.23	0.23
		人工金額		1,688	1,696	1,652	1,638
		臨時・嘱託					
	その他事務費						
	合計		0	6,633	6,020	7,580	11,638
受益対象者数			13	10	18	18	
補助金単位コスト(単位:円)		#DIV/0!	510,231	602,000	421,111	646,556	
適格性			◆会計処理が適正 ◆事業内容等と補助目的と整合性有 ◇決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当交付要綱に基づき、申請書提出を受け審査し交付決定し、作業現場確認を経て、完了報告書の検査を行っており、適正に処理されている。				

※人件費(正職員分)は平成24年度7,344千円、平成25年度7,337千円、平成26年度7,374千円、平成27年度7,183千円、平成28年度7,122千円で計算すること。

3個別項目に対する評価

項目	チェック項目	評価
1 補助金交付基準との適合性	(1)対象経費	☒ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外 ☒ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外 ☐ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象 ☐ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象
	(2)受益者負担	☒ 適正な負担を設定 ☒ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定 ☐ 上記以外
	(3)補助率の参考基準	☒ 団体 1/2以内 ☒ 個人 1/3以内 ☒ 個人等に対する利子補給 5%以内 ☐ 上記以外
	(4)見直し期間	☐ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。) ☒ 奨励目的の補助、終期を設定 ☒ 終期未設定で、補助継続4年以上
	(5)交付規程(支出根拠)	☒ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅 ☐ 上記以外
	(6)支出を証する書類の添付	☒ 実績報告時、支出証拠書類提出有 ☒ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施 ☐ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。 ☐ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの) ☐ 上記以外
2公益性	☒ 不特定多数の市民に直接・間接的に効果が行きわたっている ☒ 総合計画の重点施策の推進に寄与している ◇民営化、自立化の余地がない ☐ 上記以外	☒ 公益性が高い ☐ 公益性が高いとは言えない
3必要性	☒ 設定した事業量指標が上向いている ◇廃止・縮小すると市民生活に大きな影響を及ぼす ☒ 補助事業に類似したサービス等を提供する団体等がない ☒ 厳しい財政状況の中、他の事業と比較しても優先的に進めていくべき施策である ☐ 上記以外	☒ 必要性が高い ☐ 必要性が高いとは言えない
4効果	☒ 設定した成果指標が上向いている ◇市民アンケート等、客観的な評価を得ている ☒ 対象者が増加するなど、時代のニーズを捉えている ◇費用対効果が大きい ☐ 上記以外	☒ 効果が高い ☐ 効果が高いとは言えない
5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由、及び「公益性」「効果」「必要性」において上記チェック項目以外で評価すべき項目があれば、記載し説明すること。	

4平成24年度行政評価への対応状況等
(行政評価)

補助金名称(当時)	
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
(2)対応年度	具体的な内容と効果
(その他の見直し)	
(1)見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	事業申し込みが多い。
解決に向けた取組	事業計画を4ヶ年で行う。

6全体的評価

評価	結果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	本事業は、農地の生産条件不利地を整備し、農地集積の促進し、耕作放棄地の防止を図ることを目的として、認定農業者や小規模農家を対象に平成28年度重点施策として拡充されたものであり、終期を平成31年度として事業を計画している。
2次評価		

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

参考資料

1 補助金の名称

補 助 金 名 称	生産基盤改善促進事業助成金
-----------	---------------

2 類似・関連事業の状況(旭川市・国・道・民間等)

事業名			実施主体	
概要				
上記事業との統合の可能性(市単独事業の場合)			☐ ある	☐ ない
説明				

3 他市の実施状況

市の名称	事業内容・積算・対象者など

注: 他の中核市や道内主要都市における類似事業について, その内容をできるだけ2つ以上記入すること。別紙による添付可。

平成28年度補助金等評価表

1 補助金の概要

補助金名称	住宅雪対策補助金									
補助金の性格	個人等への補助					始期	H28		終期	-
予算事業名	住宅雪対策費					(事業コード新/旧)	082105/071158			
所管部署	建築部		建築総務課		住宅政策係	電話番号	内線5741			
交付先(団体、個人等)	個人等(市税の滞納がない者)									
交付目的	(対象) 誰、何に対して	市内にある住宅の所有者等。								
	(意図) どういう状態にしたい	冬季における安全で快適な住環境の形成。								
対象事業等の内容	融雪施設やロードヒーティングの整備費用、雪対策のための住宅改修費用の一部を補助。									
積算方法	補助対象となる工事費に3分の1を乗じた額(千円未満切捨)。 上限額は15万円。									
事業量指標と過去5年間の実績	① 補助金交付件数 単位:件					② 補助金交付総額 単位:千円				
	H23	H24	H25	H26	H27	H23	H24	H25	H26	H27
成果指標と過去5年間の実績	① 雪対策等がされた住宅の増加数 単位:件					② 工事費総額 単位:千円				
	H23	H24	H25	H26	H27	H23	H24	H25	H26	H27

2 収支状況等

単位:千円

			平成24年度(決算)	平成25年度(決算)	平成26年度(決算)	平成27年度(決見)	平成28年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越					
		市補助金					20,000
		受益者負担					40,000
		その他					
	収入合計		0	0	0	0	60,000
	市補助率(%)						33.3%
	支出合計						60,000
	うち食糧費、交際費						
	次年度繰越						
市負担額	一般財源						20,000
	特定財源						
	人件費	正職員					1.0
		人工金額					7,122
		臨時・嘱託					844
		その他事務費					132
	合計		0	0	0	0	28,098
受益対象者数						133	
補助金単位コスト(単位:円)						211,263	
適格性			◆会計処理が適正 ◆事業内容等と補助目的と整合性有 ◇決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当完了写真により事業内容と補助目的の整合を確認できる				

※人件費(正職員分)は平成24年度7,344千円、平成25年度7,337千円、平成26年度7,374千円、平成27年度7,183千円、平成28年度7,122千円で計算すること。

3個別項目に対する評価

項目	チェック項目	評価
1 補助金交付基準との適合性	(1)対象経費 ◆ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外 ◆ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外 ◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象 ◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	■ 合致する □ 概ね合致する □ 合致しない
	(2)受益者負担 ◆ 適正な負担を設定 ◆ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定 ◇ 上記以外	■ 合致する □ 合致しない
	(3)補助率の参考基準 ◇ 団体 1/2以内 ◆ 個人 1/3以内 ◇ 個人等に対する利子補給 5%以内 ◇ 上記以外	■ 合致する □ 合致しない
	(4)見直し期間 ◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。) ◇ 奨励目的の補助、終期を設定 ◇ 終期末設定で、補助継続4年以上	□ 有(4年未満) □ 有(4年以上) □ 継続4年未満 ■ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外) □ 同一団体補助だが、見直し設定していない □ 奨励目的補助だが、終期を設定していない
	(5)交付規程(支出根拠) ◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅 ◇ 上記以外	■ 合致する □ 合致しない
	(6)支出を証する書類の添付 ◆ 実績報告時、支出証拠書類提出有 ◇ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施 ◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。 ◇ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの) ◇ 上記以外	□ 合致する(※左欄2項目とも適合) ■ 概ね合致する □ 合致しない
2 公益性	◆ 不特定多数の市民に直接・間接的に効果が行きわたっている ◇ 総合計画の重点施策の推進に寄与している ◇ 民営化、自立化の余地がない ◇ 上記以外	■ 公益性が高い □ 公益性が高いとは言えない
3 必要性	◇ 設定した事業量指標が上向いている ◇ 廃止・縮小すると市民生活に大きな影響を及ぼす ◇ 補助事業に類似したサービス等を提供する団体等がない ◆ 厳しい財政状況の中、他の事業と比較しても優先的に進めていくべき施策である ◇ 上記以外	■ 必要性が高い □ 必要性が高いとは言えない
4 効果	◇ 設定した成果指標が上向いている ◆ 市民アンケート等、客観的な評価を得ている。 ◇ 対象者が増加するなど、時代のニーズを捉えている ◆ 費用対効果が大きい ◇ 上記以外	■ 効果が高い □ 効果が高いとは言えない
5 その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由、及び「公益性」「効果」「必要性」において上記チェック項目以外で評価すべき項目があれば、記載し説明すること。	

4平成24年度行政評価への対応状況等
(行政評価)

補助金名称(当時)	
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
(2)対応年度	具体的な内容と効果
(その他の見直し)	
(1)見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	市民ニーズ等を調査し、制度について精査が必要。
解決に向けた取組	上記を踏まえた所要の見直し。

6全体的評価

評価	結果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	平成28年度から実施の補助制度であるため、実施内容を検証し必要に応じた見直しを行う。
2次評価		

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

平成28年度補助金等評価表

1 補助金の概要

補 助 金 名 称	住宅改修補助金									
補 助 金 の 性 格	個人等への補助					始期	H25		終期	-
予 算 事 業 名	住宅改修促進費					(事業コード 新/旧)		082211/071152		
所 管 部 署	建 築 部		建 築 総 務 課			住 宅 政 策 係		電 話 番 号	内 線 5741	
交付先(団体、個人等)	個人等(市税の滞納がない者)									
交付目的	(対象) 誰、何に対して		築5年以上経過した市内にある住宅の所有者等。							
	(意図) どういう状態にしたい		住宅の長寿命化を図る改修の促進。							
対象事業等の内容	住宅性能を回復・向上させる改修費用の一部を補助。									
積算方法	補助対象工事費に10分の1を乗じた額(千円未満切捨)。 上限額は10万円。									
事業量指標と過去5年間の実績	① 補助金交付件数					② 補助金交付総額				
	単位:件					単位:千円				
	H23	H24	H25	H26	H27	H23	H24	H25	H26	H27
			616	612	721			49,097	49,257	58,910
成果指標と過去5年間の実績	① 長寿命化等の改修がされた住宅の増加数					② 工事費総額				
	単位:件					単位:千円				
	H23	H24	H25	H26	H27	H23	H24	H25	H26	H27
			616	612	721			690,916	676,232	833,327

2 収支状況等

単位:千円

				平成24年度(決算)	平成25年度(決算)	平成26年度(決算)	平成27年度(決見)	平成28年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越						
		市補助金			49,097	49,257	58,910	20,000
		受益者負担			641,819	626,975	774,417	180,000
		その他						
	収入合計		0	690,916	676,232	833,327	200,000	
	市補助率(%)			7.1%	7.3%	7.1%	10.0%	
市負担額	支出合計		0	690,916	676,232	833,327	200,000	
	うち食糧費、交際費							
	次年度繰越							
	一般財源			49,097	49,257		20,000	
	特定財源					58,910		
	人件費	正職員	人工金額		1.0	1.0	1.0	1.0
		臨時・嘱託			7,337	7,374	7,183	7,122
その他事務費				2,890	2,910	2,728	1,787	
合計				133	149	70	188	
受益対象者数				0	59,457	59,690	68,891	29,097
補助金単位コスト(単位:円)					616	612	721	200
					96,521	97,533	95,549	145,485
適格性		◆会計処理が適正 ◆事業内容等と補助目的と整合性有 ◇決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当 完了写真により事業内容と補助目的の整合を確認できる						

※人件費(正職員分)は平成24年度7,344千円、平成25年度7,337千円、平成26年度7,374千円、平成27年度7,183千円、平成28年度7,122千円で計算すること。

3個別項目に対する評価

項目		チェック項目	評価
1 補助金交付基準との適合性	(1)対象経費	◆ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外 ◆ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外 ◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象 ◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	☒ 合致する ☐ 概ね合致する ☐ 合致しない
	(2)受益者負担	◆ 適正な負担を設定 ◆ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定 ◇ 上記以外	☒ 合致する ☐ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	◇ 団体 1/2以内 ◆ 個人 1/3以内 ◇ 個人等に対する利子補給 5%以内 ◇ 上記以外	☒ 合致する ☐ 合致しない
	(4)見直し期間	◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。) ◇ 奨励目的の補助、終期を設定 ◆ 終期末設定で、補助継続4年以上	☐ 有(4年未満) ☐ 有(4年以上) ☐ 継続4年未満 ☒ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外) ☐ 同一団体補助だが、見直し設定していない ☐ 奨励目的補助だが、終期を設定していない
	(5)交付規程(支出根拠)	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅 ◇ 上記以外	☒ 合致する ☐ 合致しない
	(6)支出を証する書類の添付	◆ 実績報告時、支出証拠書類提出有 ◇ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施 ◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。 ◇ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの) ◇ 上記以外	☐ 合致する(※左欄2項目とも適合) ☒ 概ね合致する ☐ 合致しない
	2公益性	◆ 不特定多数の市民に直接・間接的に効果が行きわたっている ◇ 総合計画の重点施策の推進に寄与している ◇ 民営化、自立化の余地がない ◇ 上記以外	☒ 公益性が高い ☐ 公益性が高いとは言えない
	3必要性	◇ 設定した事業量指標が上向いている ◇ 廃止・縮小すると市民生活に大きな影響を及ぼす ◇ 補助事業に類似したサービス等を提供する団体等がない ◇ 厳しい財政状況の中、他の事業と比較しても優先的に進めていくべき施策である ◆ 上記以外	☒ 必要性が高い ☐ 必要性が高いとは言えない
	4効果	◇ 設定した成果指標が上向いている ◆ 市民アンケート等、客観的な評価を得ている ◇ 対象者が増加するなど、時代のニーズを捉えている ◆ 費用対効果が大きい ◇ 上記以外	☒ 効果が高い ☐ 効果が高いとは言えない
	5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由、及び「公益性」「効果」「必要性」において上記チェック項目以外で評価すべき項目があれば、記載し説明すること。 市民需要や経済効果のほか住宅性能の向上も勘案しながら事業展開を図る必要がある。	

4平成24年度行政評価への対応状況等 (行政評価)

補助金名称(当時)	
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
(2)対応年度	具体的な内容と効果
(その他の見直し)	
(1)見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	住宅の質の向上を図るリフォームの普及促進。
解決に向けた取組	建築に関する相談窓口の紹介やリフォーム等に関する情報提供。

6全体的評価

評価	結果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	見直し	住宅の長寿命化と長期使用に資する効果的な支援方法を検討。
2次評価		

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

参考資料

1 補助金の名称

補 助 金 名 称	住宅改修補助金
-----------	---------

2 類似・関連事業の状況(旭川市・国・道・民間等)

事 業 名	旭川市やさしさ住宅補助金	実 施 主 体	旭川市
概 要	・対象となる住宅 満60歳以上の高齢者等が居住する住宅。 ・申請者の条件 対象者となる住宅に居住する者で、市税の滞納がない者。 ・対象となる工事 断熱改修工事、バリアフリー化工事 ・補助金の額 補助対象工事費に3分の1を乗じた額(千円未満切捨)。上限額は15万円で下限額は10万円。		
上 記 事 業 と の 統 合 の 可 能 性 (市 単 独 事 業 の 場 合)	☒ある ☐ない		
説 明	やさしさ住宅補助制度は対象者に年齢制限があるほか、対象工事が断熱改修工事及びバリアフリー化工事に限られるのに対し、住宅改修補助制度は年齢制限がなく、住宅に関する改修工事全般が対象となる制度である。 どちらも住宅のリフォームに関する制度であることから、要件や補助率等の整理を行う。		

3 他市の実施状況

市の名称	事業内容・積算・対象者など
札幌市	・事業名 札幌市住宅エコリフォーム補助制度 ・申請者の条件 満20歳以上の個人または市内に事業所を有している法人で、いずれも市税の滞納がないもの。 ・対象となる工事 省エネ改修工事またはバリアフリー改修工事。 ・補助金の額 総工事費10%以内かつ戸当たり50万円を限度に補助。
函館市	・事業名 函館市住宅フォーム補助制度 ・申請者の条件 自らが所有し、居住する住宅を改修する者で市税の滞納がない者。 ・対象となる工事 断熱改修工事、バリアフリー改修工事、耐震改修工事。 ・補助金の額 断熱改修及びバリアフリー改修の基準額に耐震改修工事の実際の工事費の合計の20%以内。 上限20万円(耐震改修工事を含む場合は40万円)。
釧路市	・事業名 釧路市エコリフォーム補助制度 ・申請者の条件 住宅を所有、かつ居住している満20歳以上の市民で市税の滞納がない者。 ・対象となる工事 省エネ改修工事、バリアフリー改修工事。 ・補助金の額 補助対象工事費の10%で、戸当たり50万円を限度。 三親等以内の親族である高齢者と同居の場合補助対象額を5%上乗せし75万円を限度とする。 釧路管内産の木材を使用した場合、輸入材との差額を上乗せ加算。
芦別市	・事業名 住宅リフォーム助成事業(一般リフォーム工事) ・申請者の条件 住宅の所有者で、市税の滞納がないもの。 ・対象となる工事 一般リフォーム工事で工事費用が税抜き100万円以上であるもの。 ・補助金の額 改修工事費の1/5以内で20万円を限度に補助。

注: 他の中核市や道内主要都市における類似事業について、その内容をできるだけ2つ以上記入すること。別紙による添付可。

